

三重県議会 > 県議会の活動 > 委員会 > 委員会議録 > 平成15年度委員会議録 > 平成15年11月26日 RDF貯蔵槽事故調査特別委員会  
会議録

平成15年11月26日 RDF貯蔵槽事故調査特別委員会 会議録

RDF貯蔵槽事故調査特別委員会 会議録  
(開会中)

開催年月日 平成15年11月26日(水) 自 午前10時4分 ~ 至 12時38分

開催場所 第601特別委員会室

出席委員 13名

委員長 田中 覚 君

副委員長 藤田 正美 君

委員 日沖 正信 君

委員 松田 直久 君

委員 水谷 隆 君

委員 岡部 栄樹 君

委員 三谷 哲央 君

委員 貝増 吉郎 君

委員 木田 久圭一 君

委員 山本 勝 君

委員 西塚 宗郎 君

委員 西場 信行 君

委員 岩名 秀樹 君

欠席委員 3名

委員 芝博一 君

委員 萩野 虔一 君

委員 永田 正巳 君

出席説明員

出席説明員

〔企業庁〕

企業庁長 鈴木 周 作 君

総括マネージャー

小林 和 夫 君

〃

藤田 輝 也 君

RDF発電特命担当監

藤 森 莊 剛 君

その他関係職員

〔環境部〕

環境部長 長谷川 寛 君

総括マネージャー

小川 治 彦 君

〃

松 林 万 行 君

その他関係職員

傍聴議員

4名

県政記者クラブ加入記者

8名

傍聴者 3名

議題又は協議事項

- 1 報告事項
- 2 ごみ固形燃料発電所事故調査専門委員会最終報告について
- 3 その他

・委員協議

【会議の経過とその結果】

〔開会宣言〕

1 報告事項

(1) 当局説明〔鈴木企業庁長〕

2 ごみ固形燃料発電所事故調査専門委員会最終報告について

(1) 当局説明〔長谷川環境部長〕

(2) 質疑応答

○三谷委員 まず中部電力の件なんですけれども、先ほどご説明いただいた一番最後の15ページのところで企業庁の対応方針ということで、中部電力からの報告書に示されたアドバイザーコメントに基づいて、施設の改修方法についてメーカー等と協議し、適切な方策を選定して、改修方策等に取組んでいくことなんでしょうが、これは企業庁が改修をやるんですか。それとも富士電機がやるんですか。

○鈴木企業庁長 今回は中部電力の方からこのような報告をいただきましたので、まず同じように富士電機の方でこの内容についてどうするかということを検討していただくと、それをもうも昇せていただいて最終的に専門家のチェックを受けるということで、改修そのものは富士電機の方でやっていただくというふうに現在考えております。

○三谷委員 それは企業庁が考えているということ、富士電機はそれを了承しているわけですか。つまり、今回中部電力によって調査をしたというのは、県の方が考えて依頼したわけですね。その調査結果、事前に富士電機はその旨を了解しておるならば、これに基づいて富士電機が自分の管理している施設ですから、富士電機の費用で改修をしていただければよろしいと思えますけれども、その点、富士電機との話し合いはどうなっていますか。

○鈴木企業庁長 その点につきましては、とにかく内容を安全・安心にすることが前提でございますので、まず富士電機にも当然こういう結果が出たので検討していただくということ、あと、発電機の方も出てまいります。あわせてこれは中部電力の方でやっていただくように私の方からきちっとお話をさせていただくつもりであります。

○三谷委員 もし再開したときの今後の施設の管理運営にも関わってくる話なので、富士電機が発電所をつくって、また改修も県の方からお願ひして富士電機に改修していただく、そうすると必然的にも再開したときに再開後の管理運営は引き続き富士電機にお願いするというように、今度分社化したように名前が少し変わりますが、とも、ということにつながっていくというふうな理解してよろしいですか。

○鈴木企業庁長 ちよっと私の認識がきちっとしたお答えにならないかわかりませんが、富士電機の方でやはり自分でどう改修が必要なのかというのをきちっと考えていただくという意味で、富士電機にもこの内容を検討していただいて改善案を出していただくと、それを専門家に見ていただいて、いいじゃないかということになったら向こうでやっていただく。基本はそういうふうなふうに考えております。

それからもう一つ、今後の管理運営ということのお話でございますけれども、今回様々なご指摘もいただいておりますので、その辺は総合的に整理をした上で、お互いの責任なり管理のあり方というのをこの際きちっと再確認をして整理する必要があるだろうというふうなふうに考えております。



○西塚委員 終わりますけれども、この結果について富士電機でも検討していただくことにはなるんですが、検討する以前に彼らそういう認識を全く持っていないかどうかが僕は問題ではないかというふうにおもうんですよ。まあ、その辺で終わります。

○木田委員 この報告書が出たわけですけども、いろいろ爆発に至るまでのメカニズムの解明をある程度されたと思うんですけども、素人的に考えて、そういうごみを固めたものですか置いておけば漏れ気味を吸い取るのか発熱するとか、あるいは可燃性のガスが出るのか、それは素人でもわかると思うんですけど、タンクの中へ例えば入っていくときに酸欠で危ないぞとか、それぐらいのことは素人でもわかると思うんです。

それが具体的に説明されたというふうには理解はしているんですけども、この報告書の中で一部書いてありますけれども、やっぱりこれからの問題として大きいのは貯蔵量の問題だと思うんです。あれは2個や3個手の上に載せても、全然危険性ないですよ。全く安全なものです。だけど、あれがどんとたまることによって危険性が増す。そのあたりが今後いつ再開するか知りませんけれども、重点を置いていくべきポイントだと思うんです。そういうことを考えたら、僕だけでなくて市町村との関係で、製造の関係で置と置くものを考えていかなくちゃならないかならないかと思えますけど、その点についてはどういうふうにお考えでしょうか。

○鈴木企業庁長 今のお話でございませうけれども、先ほどからお話がありましたけど、貯蔵槽が使えない状態になっておるわけでございます。したがって、再開するということに仮になりましたら、市町村でつくっていただいたのをスムーズに処理できるようにシステムというのを構築しないと、逆に言うところそういうことになるわけでございますので、市町村のRDFをつくっていただいておりますところと、うまくそういう連携を取った運用なり処理ができるかどうかと、これをぜひ協議しながら、あるいはシミュレーションしながら詰めてまいりたいというふうにお思います。

○木田委員 2点目ですけれども、先ほどからお話が出ていますけれども、松田議員さんの方から裁判になってしまったという話がありましたけれども、民間では考えられないですよ。片や裁判をしながら片や焼けていくなんていうことは民間では考えられないことやと思うんですけども、その点、再度お考えを聞かせていただきたいと思えます。

○鈴木企業庁長 法的な判断が伴うかと思えます。少し勉強させていただきたいと思えます。

○木田委員 それから深くは追求しませんけれども、今後考えていただきたいと思いますが、瀬田市長がやめられて、この件について、これはご本人から今の時期が適当と判断されたのか、あるいはもうやめた方がいいというふうなことを言われたのか、そのあたりをちょっと教えていただきたいと思えます。

○鈴木企業庁長 申しわけありません、私にはわかりかねます。

○木田委員 これはあくまでも想像で申しわけないんですけども、私の想像ですけども、真先にこの事件が起こった時点で責任を取ってやめるとなると無責任だとこの方もあつて続けられたと、知事からもそういうことを言われたと聞いているんですけども、タイミングがいかにによよぎたような気がするんですけども、ある程度鎮静化してきて、そして今後の追求という言葉をおかしいんですけども、それができにくくなるような時点でやめられたような気がするんです。その時機を見計らったような気がどうしてするんですよ。

それと、それは同時に発電施設の再開についてもそういうタイミングを計るとするよな、けすの動ぐりもしれませんが、そういう気がするんです。市町村からは再開をしてくれ、してくれということはずごく言われていて。だけれども住民からは危険だからやめてほしいと。そのあたりのバランスを考えているんかなんかことが進められていくような気がするんですけども、庁長、どうでしょうか。

○鈴木企業庁長 自分自身は企業庁へ来るというお話とか、そういう内容を受けまして驚いておるといところが一帯で、その辺の事情等については全く私としてはわかりません。

○木田委員 知事さんに聞いてくれというお答えだと判断してよろしいですか。これは新聞で見たあれなんですけれども、瀬田市長はこれだけの施設をつくってこれだけやっているんだから、2日市町村ですが、やめることはもちろんない、進めればききと置かれたというふうなことを新聞で見たように思うんですけども、やっぱりそういうことも含めて再開ありきと、そのためのタイミングを計っているんだというふうな、先ほども言わせていただきましたけれどもそういう感じを受けませんか、その点についてどうでしょうか。

○鈴木企業庁長 やはり残念ながら私、頭の中でそういうことを考えたことがございませぬので、よくわかりません。

○鈴木企業庁長 ご指摘のあったように市町村からは早期に処理ができるようにとということを強く求められております。そのことを十分念頭に置いて全力でいろいろな課題をクリアさせていただくと、これが最優先と考えております。見通しが立ってきた時点で、当然のことながらきちっと皆様方にもご報告をさせていただきたいというふうにお思います。

○松田委員 今、見通しが立ったというの大体いつごろだと思っております。

○鈴木企業庁長 申しわけありません。今回ポイラーの改善の指摘も受けておりますし、発電機の部分、今月末にも報告をいただくということになっておりますので、それらをやはりきちっと検証した上でしか、申しわけございませんが、お答えができます。

○松田委員 住民の方の感情とか、やはり事故のショックの大ききさというのにはまだ残っております。そういうことを考慮するならば、そう軽々にいつからやらやるとか稼働するというのが市長の立場では僕は言えないと思うんですけど、逆に言ったら、このままでいいたら費用的にもだんだんかさかさんでくる、また広域の7つの各市町村も、本当にいろいろな意味で言い出したらきりがないくらい、いろんなことで問題トラブル等もあるわけですね。ですから、僕はここは思い切って、確かに住民の方にきちっと説明はして、やっぱり県としては何もなかったらいつからやるといことは言う方がええと思うんです。意見ですけれども、もう一回、再度それだけ聞いて。

○鈴木企業庁長 ご指摘がありましたように、地域の皆さん方にも安全・安心ということをきちっと理解をさせていただかなくてはならないというふうにお思っております。それをできるだけ早くやらせていただければいいな体制を私どもも努力をしていくということをお願いをいたしたいと思っております。

○松田委員 これで終わります。

○西塚委員 発電施設の今、点検をやつてもらっていただくわけですけども、9月議会で再開をどうするかという質問があつて、そのときに再開に向けて安全性を点検するためには調査をしてもらうと、こういうことだと思っております。その時点で貯蔵槽は貯蔵槽はご存じのようにあんな事故が起きませんでした。問題があつたわけですけども、ポイラーを含めて発電施設について何ら問題はないと。だけど、安全性を高めるために調査をしてもらうと、こういう認識だと思っております。それは間違いないでしょうか。

○鈴木企業庁長 あのように大きな事故を一方で起こしてしまっていますので、発電なり他の施設が安全なものであるかどうか、安全に運転できるものかどうか、安定的に運転できるものかどうか。そこを確認するという趣旨であつたと私は思います。

○西塚委員 難しいことではなくて、当時の認識としては貯蔵槽に直接投入すれば安全にはほぼ運転できるのではないか、こういう認識だつたと思うんです。ところが中部電力に、焼却施設だけ今のところ結論が出るとはわかっていけれども、何項目にもわたってアドバイスをしたんだかなければならないような状況であつたと。それから発電機の間接もやっていたらだわかっていけれども、そんなことを考えていくと、もともと全体の施設そのものが欠陥だらけであつたのではないかとおもうんですが、それはどんなふうにお思っていますか。

○鈴木企業庁長 運転上、例えば灰が思ったよりも付着をしたとか、付着をしますと自動的に止まるということでは機械そのものは運転が止まってしまうわけですが、そういうことが起こっています。あるいは一部今回指摘を受けっておりますが、腐食が思ったより早いと。塗料の腐食もわかりません。そういうふうな運転上の様々な修繕事項というのは過程の中でも出てくるのかなというふうにお考えしております。今回はそういうことも含めて、この際改善すべき事項についてご指摘を受けたというふうにお聞きに理解をしております。

○西塚委員 この際何か改善すべき点があつたかについてはなく、昨年の12月から8月まで、実質9カ月近くも運転してきたわけでしょう。そんな9カ月も経緯したにもかかわらず、当時の認識としてはあまり発電施設については問題がないという認識だつたわけでしょう。ところが中部電力に実際やってみたら、いくつかが指摘されるよな欠陥があつたということですよ。その辺の、それは企業庁の方、ごこの専門家ばかりではありません。富士電機がプロポーザルを受けて自衛特許でやられたわけなんです、富士電機としてはその辺の欠陥についてはわかつたおつたのかなという感じも自覚はしていないんですけど、その辺はどんなふうにお思っていますか。

○鈴木企業庁長 今の点につきましても、そういう意味も含めて当然のことながらこの内容を富士電機の方でも検討していただくという状況の中で判断をしていきたいというふうにお思っています。

○鈴木企業庁長 市町村のごみの問題につきましても、副知事を本部長とする事故対策本部の中で検討いたしております。その中で知事に報告を申し上げますところ、昨日全員協議会等で知事が発言をしたかと思っておりますが、市町村の負担を軽減する方向でということで、私もそのような指示を受けております。

○西場委員 それは軽減をどの程度するかという基準は何をもってやられるのですか。  
○鈴木企業庁長 今回の予算の中で車のお話につきましては昨日少しお話をさせていただきましたかと思いますが、市町村のごみにつきましても、今回の事故によりまして影響を受けた分、それをどこまで見るのか、どの部分を対象とするのかという議論は市町村の方と議論をして整理をさせていただこうというふうなふうに思っております。

○西場委員 これからまた説明があるわけですが、それがもとになると、こういうことでよろしいですか。  
○鈴木企業庁長 最終的なことにつきましてはそういう事故調査委員会あるいは警察の捜査なりということと責任を明らかにしていかなければならないと思っておりますが、現時点では昨日の車で申し上げたような、きちっと責任の度合いがわかっていないレベルの中では果が対応の中で、今回自動車の場合、富士電機から2分の1をいただくという暫定的な仮の対応方法というのを考えたいわけですが、同じようなことも念頭に置いて対応していきたいというふうに思っています。

○西場委員 じゃあ、必ずしも事故調査委員会の結論のみならず、全体的に勘案して決めていくと、こういうことで  
じゃあ、もう一つ。昨日、新たな予算編成の中でごみゼロ社会という方針が新たに追加されて強調されてきたわけですが、この目指す方針とRDFとの関連について少しコメントをいただきたいんですが。  
○長谷川環境部長 昨日、方針もお示しさせていただきました。そういう方向でやりたいということと提案させていただきましたわけですが、ごみゼロ社会は目指すところ、現在の処理は当然、今、一番念頭に置かなければならぬのはRDFの今回の事故を踏まえて、現在の処理体系を安全・安心なごみ処理体系にまずチェンジして持っていくということが大事であるということとは間違いないと思っております。このごみ処理体系は安心・安全の中で、今の体系で動いていくということの、短期的中期的には動いていくことは当然のことだと思っております。

ただ、今回打ち出したものは長期的な視点からということで、一応20年先を目途に、いろんな課題がありますから、それを合わせながらやっていくことで、今の20年、25年先については多分いろいろな課題が、今の処理システムいよいよの更新時期といえますが、いろんなハード的、設備的にもそういう時期が来ますし、いろんな問題が改善されてきますので、その時期に合わせて長期的な視点で市町村と相談しながらですね。従前から言われておりましたが、一般廃棄物でございまして市町村の固有事務でございまして。先生方からも言われましたように、市町村の固有事務に果のかかわることが今回のRDFの大変な事故につながったということ、大変反省しなければならぬ部分があるわけですが、ゼロにはならないんですが、ごみゼロにしていく、ごみをなくしていく、限りなく資源として活用していくという、ゼロにはならないんですが、ごみゼロにしていく、ごみをなくしていく、再生者の拡大責任も通じて、再生できる製品を提供していく、ゼロにすることも踏まえた。そういう方向でのごみゼロ社会づくりを長期的な視点からスタートさせようというところでございまして、その辺はご理解願いたいと思います。

○西場委員 慎重な言い回しやもんで、なかなか理解がよつとしないんですが、何か前にもこういう問題が議論されたときに、たしか環境部長の方から調査委員会の報告もまだ出てこない段階でありますけれども、今後のRDFについて、必ずしもこの技術だけに頼ることではなしに、むしろRDFの縮小も含めてこれからのごみの対応の仕方、あるいは三重県のごみ処理の仕方というものを考えていきたいと、こんなような基本的な考え方が示されたと思っております。それをもう一度確認したいのと、もう一度端的に聞きますけれども、RDFはごみゼロ社会に対して貢献する技術なんです。まだそれは不明確なのか、今の時点ではどういうふうに考えてみえますか。

○長谷川環境部長 ごみゼロ社会は先ほど言いましたように20年先を目途にしておりますので、当然20年先、今のRDF施設が耐用年数が25年ぐらいられたら、その先にはまたその更新時期が来ると思っています。そういうことを考えたときに、今、RDF施設がごみゼロ社会に貢献するといふよりも、ごみゼロ社会に向けては当然のことながらRDF施設は安心・安全の世界を確保しながら、今、多大な投資があり、市町村のごみ処理の仕組みが、26市町村はRDF化をするということによって処理するということになるわけですね。それが市町村においても20年、25年先にまたRDF施設の大更新の時期が当然来るわけですから、そのときにまたそういうような財政事情も含めまして、地球温暖化対策そのものもさらに進むわけでしょうし、いわゆる焼却というものに関するいろいろな課題が出てきますので、そういうときに向かっていくという方向に、地域で、住民の段階で取組んで

○木田委員 環境部長、何かありませんか。コメントがあれば。  
○長谷川環境部長 特にありません。

○木田委員 これは私個人的な想像で言わせていただいたんですけど、恐らく皆さんも、また県民の方もそう考えられているのではないかなというふうに思っています。今後、知事さんも含めてお伺いしたいと思っております。以上です。

○西場委員 今、木田さんが言われたように、急な企業庁長の交代の場面に我々遭遇したわけですが、鈴木企業庁長は農林商工の部長におられた。これから予算編成、一番重要な場面で今の地域経済をどうしていくんやというふうなところで、我々も少し議論したお願ひしたいというふうな、非常に重要な場面だんですね。それが今回こういう状況になった。従来からの経緯も一番知っていらっしゃる行政長が退職されたこと、こういうことは行政長を任命する権限は設置者である知事にその権限があるわけですから、議会に対して何ら同意なりを求める必要はないと、こういうことは条例上といいますか理解できたとしても、こういう状況下で、また議会で特別委員会も組織してずっと審議が継続されておるさなかで、一方的に変わりましたよというふうな下野的な報告というものはいかがなものかなと、驚きとともにこういう率直な思いをさせてもらおうとところであります。

ざりとごとういう状況になったのですから、これから企業庁の管理責任者としてご尽力賜らねばならぬわけでありませうけれども、そこで行政長就任に当たりました。今後の企業庁を運営していくにおいて、あなたの責任というものを明確にしておいてもらいたいんですが、通常業務の運営の一切の責任というのは企業庁長が持つてみえますか。

○鈴木企業庁長 企業庁の業務につきましても、ご指摘のとおりでございます。  
○西場委員 そうしたらあなたを任命した設置者は、企業庁の運営に対してどういう責任を負われるのですか。

○鈴木企業庁長 例えば予算の関係でございませぬ。それからさらに公益上必要な場合には指示ができていくというふうになっておるうかと思っております。ちよつと、正確にその関係を示させていただきます。

知事が管理者に対して指示ができていくのは二つに限られておられて、地方公営企業法上の点でございませうけれども、まず第一点は、住民の福祉に重大な影響がある業務の執行に関し、住民の福祉を確保するために指示ができていくと、二つ目には、管理者以外の地方公共団体の機関の権限に属する事務の執行と、地方公営企業の業務との執行の間の調整を図る必要があるときには指示ができていく、このようになっています。

○西場委員 そういう法令的な言い方をされますと、言葉ばかりが頭を過ぎていて中身がよくわかっていないんですが、要は通常業務は企業庁長が責任を負うけれども、全体にかかってくる大きな問題等については設置者も企業庁の運営等についてその判断を下すと、平たい言葉で言えばそういう理解でよろしいんではないですか。

○鈴木企業庁長 おっしゃっていただいたとおりに思っています。

○西場委員 わかりました。  
それではちよつと話は変わりますが、生ごみが1万1,363トン、RDFが2,993トンの処理ができて、3億7,400万円の負担増ができた、こういうことでございませうが、これは運送費は全然入っていないんではないですか。

○長谷川環境部長 運送費は双方に入っております。

○西場委員 入っております。

○長谷川環境部長 双方に入っております。例えば紀南なら紀南から多度まで行くのに大変運送費がかかっておりまして、その運送費は逆に従前ではかかっておりましたけれども、今は紀南のもののは和歌山へ行っています。住友金属で処理しております。そうすると運送費がその分だけ、新しくかかった分と旧でやっていた分とは当然増額しております。だから運送費は加味しております。ですから、一番影響ないのは桑名。桑名が極端なことを言うと今まで運送費がゼロだったんですが、逆に愛知県、名古屋、四日市へ新たに運送費がかかってしまったということ、桑名には運送費が新たにまた乗っております。

○西場委員 今後この、どこが持つか、どうするかという問題が出てくるかなと思っておりますけれども、市町村の負担を軽減するという昨日の知事の発言の部分でありますけれども、これは原因者の責任負担において軽減を図っていくこと、こういうことですか。



うことでございましたので、そんな形で貯蔵槽にためておいても大丈夫かなというふうなことでございましたが、23日に発熱を起したと、そんなふうな経過でございます。

○員増委員 聞きたいことはいっぱいあったんですけども、とりあらずそれから話させさせていただきまますけれども、今、例えば我が前に知事招致したい、これはまた後の協議に入ると思いますが、それと一緒に、濱田市長が退職された、だから今の鈴木市長に聞いてもわからないだろうと、時のことは、ここですよね。いなかからしゃべってこれてはなくて、そろそろ本音で、ここまで各種の資料も出てきて、外部団体の調査も出てきた。だから、この12月1日前後からこういった事故が起こるまでの間の、例えば2人も総括が揃って現場責任者もおりながら、なぜそういうチェックが利かなくなったのかと、これはまた議会に出す次の問題ですけれどもね。

内部で特定個人代表の、機嫌を取るのではないですけれども、この人はスーパーマンかともわかんない、しかし専門家集団でありながら、こういって「うちはわかりません、NEDOがどうのこのうの、こういうのではないで、現場を預かるね。例えば前の知事が環境先進県21世紀の循環型社会の最たる施設をつくったこと、それだけオプラートに包みながら、なぜ走ってしまったのかと、その辺は今、別に総括に総括話をしてくれたいのではないですけれども、そのときの状態はどうやうやったか教えていただきたいと思えます。そのときの流れを、上司とのやりとりがどこまでいっていかか。

○小林総括マネージャー そのRDF北構想というのは結果的には環境部の方でつくられたということでございますが、先ほども申し上げたのですが、RDFそのものについては、その当時は町の石炭というふうな言われ方をしております。ごみから燃料ができるというふうなことで非常にいいのではないかと。結果として、消防の方でも指定可燃物に指定はされていなかったということで、消防の方も安心であるというふうな、さつき木田先生も手に乗せても大丈夫だとおっしゃいました。まさにそういう感じで、そして調査の中でもよかったです。

それが調査をして、やはりいいのですというところになって、前知事さんも先導されたということもございまして、もう一つはいろいろの処理センターの溶融化というものもございまして、県内にはこの26市町村の中でRDFの部分で26市町村と、溶融が31ぐらいと、それから残りの数町の方がそのまま焼却をさせていただいたということ。

それでもともとRDFのときに、私が聞きましてはもともと分別が必要でということもございまして、まづこのマテリアルのリサイクル。分別していただいて、マテリアルリサイクルをしていただこうと、例えば廃プラスチック等も分別していただく。そして、その後残りましたものについては、今まで単に燃やしてその灰を埋めておいたということもございまして、その燃やす分をサーマルとして、サーマルリサイクルをする。サーマルリサイクルそのものが焼却発電というふうなことで、すべてこれはリサイクルできるのではないかなと、そんなふうな考え方もあって、このRDF北化というのではないかなというふうな話で、そういう形で進められたらと思っております。

○員増委員 難しい相変わらず横文字が出てきて、これは専門用語でしからしようがないんですけれども、ただ、そういうふうな本心に触れるようなね。我々がそのときにどれだけ上司と担当者で踏まえたデイスカッションがあったか。それと。だれの教科書に基づいて、それを例えば演出しなければならなかったのか。重いとも書えなかったのかと。

あまり突っ込んで質問する場ではないもので、さりげなく聞いていいんですけれども、要はこういう伏線で聞きたかったのは、今、昨日も知事が言われたけれども、あるいは先ほど鈴木市長が言われたけれども、例えば補償の問題、あるいはメンテの問題でも、県として当面責任出るまでは負担もなすべからぬ。これは当然14年12月1日のRDF北構想の26市町村に対して、お願ひした以上、やっぱりその旨から協議会から上がってきたら、とりあえず対応しなければならぬ。

でも、その対応の中で、私の任んではいる例えば養名広域一つ取っても、向こう半年間までは無理だろう、じゃあ、その間の生ごみ処理費用を単純計算していったときに持ち出しより施設を改修した方が費用対効果が安くなるのではないかと、だから精算して県にお願いしたいと言っている以上、これは県は一日も早く3原則を第三者に依頼し、それをクリアしてきた地元府の了解を取って再開したい、もうすべて9月の一般質問最終日の某委員さんの演説から、すべてそう向いていく。でも調査の実態というのは、それより万が一やから、うちでも安くおさめたい。そして任んではいる市民のための毎日出るごみの処理を安心させてあげたいと言っている、旧施設の改築でいい。

そうすると、一つの目的に対して、二つの施策で県としては動いていることになるんですね。早くやりたければ、もう地元は再開したい。旧施設も動かしたい。この辺は県の意思と対応は、うなるほど金があるときではない。どういふふうな整合性をこれから県庁として指導されていくものか、それを最後にちよっと伺っておく。

いたかどうかというのを考えている方向がごみゼロ社会づくりでございますので、その辺は当然ある仕組みの中で、今のRDFリサイクル、要するに再使用、再利用ですね。これは要するにある意味でいえば、ごみがある前提でのいわゆる循環でございますので、循環型社会の中でもごみがなくなっていく、少なくなっていくという形の、また堆肥とかいろんなものへ活用していくという形のいわゆる循環社会と、現に大量生産、大量廃棄というもので、大量廃棄の処理に困っているわけでございますので、大量生産、大量消費というものも当然削減するような方向で考えていただく中で、一つのごみゼロ政策というものを全般的に、今後20年を目標に展開していきたいというふうな考え方でございまして。

○西場委員 選択すべき一つの方針だということは理解できますが、しかし、今現状で、あるいは今日までの経緯を考えると、まだまだそこは十分議論していかねばならないことが多いと思えますので、もう少し時間をかけて、いろいろ議論なり調査をさせてもらいたいと思えます。とりあえず。

○員増委員 初めにちよっと企業庁については、私は鈴木市長より総括2人に答えていただきたいということをお願いいたしますが、よろしいですか。

○田中委員長 結構です。

○員増委員 事故調査の資料をすずと目を通させていただいて、疑問が二つ生じているんですけれども、一つは12月1日に大急ぎで発熱施設を稼働させたこと、でも、その前提になるのは、この事故、各市町村7カ所から搬入形態が、改めて資料を渡していただくと、もう稼働開始1週間、10日後に1,500トンばかりの貯蔵がある。でも、改善はたしか当初10年間ぐらいは140~150トンの稼働をする。だからキャパは200トンになつても、140~150トンなのに、これだけのキャパ以上のものが毎日持ち込まれてきた。だから事前に、従前にくられたものも持ち込まれているから、これだけの量がある。それですずく煙が出た、稼働はストップかける、じゃあ倉庫に入れる。だから、当初、一番最初現場部長が言われたように3カ月以上の長期保管は危険である、危ない。そういう二つの文言あるいは資料を比べてきたときに、企業庁は前の知事から指令を受けて、この施設は完全に安全、安心が確保されたから稼働しますと、大急ぎでされた。じゃあ、その中身についてもしっかり、市町村なら市町村に持ち込みの搬入ストッパが何でかかけられなかったか、この時点で。

例えば倉庫へ持ち込んだときも、焼却できないから一時保管場所として県内の錦州市なら錦州市に保管したときでも、当初は市町村別搬入施設ごとに区分けしていたけれども、大量になって、重機で、がらがらやにしてしまつた。だから、それが結果的に長期保管は危険だということが改めて見えた。あれをそのまま7つの施設、あるいは保管場所でも区別をしていけば、大急ぎで搬入する一つもできなかったのではなからうか。

なぜというなら、もう少ししゃべらせていただけたら、当初、安全、安心の確保の第一段階として、協議会とあるいはその技術部会、一緒ですけれども、7つの箇所をつくるRDFチップはメーカーも違い、例えばこの事故調査の報告書とおり、水分もカルシウムも消石灰の量も全部違う。水分でも24%から62%の問題もある。合うのは灰の分だけですよ。あとは全部パーセーターも違う。規格品の中身が違う。それを何回も協議してメーカーを集めて正常な正規の三重県版RDFをつくる。それを搬入するということ、あのときの企業庁あるいは環境部の打ち合わせであったと思うんですけども、これが全然実行されていなかったから、こんなことになつたんとちがうかと、資料を見て改めて。

まづそこから、企業庁の総括から、そのときのなぜそうなつてしまったか、なぜできなかったか、なぜそこですトップかけてまで7つの施設に対して指導できなかったか。この辺をまず総括からお答えいただきたい。

○小林総括マネージャー まず、このダイオキシン規制というのが14年12月1日から法が始まります。それで3つの町と4つの団体さんにつきましまして、その14年12月の規制に合わせまして整備を進めてもらっております。当然、私どもの焼却発電につきましては、この15年間というふうなモデル施設ということで、この市町村さんでつくられたRDFを私どもで安定的に受けさせていただくというふうなことで、その14年12月の稼働に合わせてすべてスケジューリングを考えてやってきたというふうなことでございます。そんなふうなことでございまして、それで現実的に貯蔵槽へ受け入れられました。それは当然14年12月1日までにその各団体さん等でもRDFがつくられておりますので、それについても具体的には10月ごろから受けさせたかったということもございまして、貯蔵槽等にためておいて、結果としてこの12月23日に発熱をしたと、そんなふうなことでございまして。

私どもとしては、そのような経過の中で発熱をしたということにつきましては、実は平成6年度にNEDOの方で調査がございまして、その調査の中ではRDFそのものは5カ月ほど長期保管いたしましたも発熱はしない、またガスもほとんど出ないと、そんなふうな結果がございまして、それがその当時の私どものRDFに対する知見とい

○長谷川環境部長 旧施設は休止をしようということ、廃止をしようということ、動かせるという状況にあるわけですね。それは当然広域は知ってみたいで、それで今、広域は私も当然11月末、10月末とかですかね、事故が起こってから、大体3カ月ぐらいのスパンでしか県外の市町村もごみ処理の受託契約もできませんものですか、正直申し上げて、この年末を迎えてどうするかということに対して、大変桑名広域は心配されておられたということも、やっぱそれこそいわゆる和歌山市役所が、当然地保のRDFが入ってくるわけですから、それは市に了解をいただかないといけないので、この辺も大変住民からもそういう声が出ますので、私も先日、和歌山市の助役に会いお願いもしてきてまして、そういうことが要するに動いています。

それと、それは当然桑名広域の旧施設が再開とか、そういうことではなくて、当然とにかく年末が一番大変ですので、やはり、現実的には回っておられるんですが、桑名の広域さんとしては、私も私が行ってお願いしていることに対して、それは7施設ともども、今さっき言いました和歌山の住友金属のRDFの処理につきましても、民々の取引ということで大変気になっている部分もあるわけじゃないですか。当然市長さんも名古屋市やいるんじゃないかと、それによって大変なわけですが、また再度お願いに行くという行為がどんどん起きているということの中で、旧施設が動くから、それでやれる分はやらせてあげたい、あそこなんか、名古屋でも、愛知県の方も名古屋市の分も四日市の分とか、いろんな搬出先が異なっておりますので、日々運送の方法とか、いろんなごみを集めての搬送とかいろいろ複雑になっておりますので、今は生ごみで処理できておられますけれども、大変な状況にあると思います。それが桑名広域になれば一つこのところで処理できるということとか、外部の今の処理費用が先ほど見ていただいたように相当かかっているというもので、長期化するものすごくかかるのかもしれないという判断をされて、多分生ごみ処理のことをやられたのではないかと、私には思っております。私もこれから生ごみの処理施設を再開していただきたいとかそういうことは一切言っておりませんし、年末のごみ処理も確保しておりますので、桑名の広域さんの独自の判断でやられていくということをございます。

ちよとRDF施設再開とか、その辺は私も、今のところ対策本部では生ごみの処理という視点でさせていただきます。いろいろお願いもしてきて、ちよとと、その辺は答えはできません。よろしくお願いたします。

○貝増委員 最終しようと思つたんですけど、そこまで出ましたもので、ちよとと企業庁に確認だけ取らんのですけれども、生ごみ処理は今環境部長が心配していただいている、あるいは動いてもらっている、地元もそれと動いていきます。反面、水面下での話で一日も早く県のごみ発電施設が再開のときにはと、先ほどおっしゃったとおり、RDF施設のリーンは一番はそちらへ入られてほしいという話も伺っています。だから、県庁サイドでもそうなんですね。二つの部局も思っていることと行動していること、そして段取りしていることがなかなか普通が一つになつていないように思う。その辺は企業庁はどう考えられているか。庁長でよろしいですか。

○鈴木企業庁長 桑名の広域さんからも、当然早くこの県の施設を安全に稼働するようにということでの要望もいただいているわけでございます。しかし、当面の措置として、先ほど環境部長が語られましたように、非常に高い現在の処理方法を少しでも安くというふうなことから暫定的に従来の施設を稼働させるということをお考えいただければ、よろしいと思いますけれども、いずれにしろ先程に申し上げたRDFの方の桑名の施設、これについても改修等をし対応するという準備を進めていただいているようにございまして、基本的にはどっちもどっちでも大変むだ遣いをしたということにならないように、その辺は桑名広域さんの方とも、私ども、十分連携を図っていきたく思っております。

○貝増委員 最終です。

○水谷委員 先ほどの西塚委員さんの関連で、ちよとと素朴な疑問なんですけれども、中部電力に点検をしていただきましたよね。この設備は当然富士電機が請けつけてつくったと。それで富士電機さんに言わすと、RDFにつきましては素人だけれども、この発電設備については当然専門家でありましてか、それで、この指摘事項を呈しています今後、当然、先ほど局長がおっしゃっていましたが、そういう問題があるということでございますので、将来にわたって、こういうことと自分自身のこととでわかっていくということであれば、非常に不安を感じるわけです。我々、本当に民間ではこういうやり方はないと思うんですけれども、そういう点につきましても、庁長としてどう考えられているのか、ちよととお願いしたかったのですけれども、

○鈴木企業庁長 今回、事故調査委員会からも管理運営についてはきちとするとするようというご指摘もいただいております。したがって、県としてのご承知をいただいておりますように現地の体制を強化すること。あるいはごみ処理等について専門的の職員を環境部の方からこちらへ、本日1名出席をしておりますけれども、職員を異動していただいた。そういうふうな形でさらに我々もそういう知識なりを吸収し、きちとした管理体制が取れるようにやっつけていかなければいけないと思っておりますが、同様に富士電機もそのような十分な知見を持った職員の配置なり管理体制をきちととしていただくと、これはもう大前提であるというふうなことは私自身は理解をしております。

○水谷委員 それと、前企業庁長さんにはちよとといろいろ質問したりしたんですけども、なかなかおはつきりした答えが返ってこない面が非常に多かったし、今回、先ほど出ましたけれども、突然の交代ということではないにしても、なんでも、先ほど環境部長さんのいろいろなお話もお聞きしまして、前企業庁長と環境部長は非常にうまく連携をされているのかなという感じがしまして、これからぜひそういう形での全面的に協力し合いながら、ぜひ解決に当たっていただきたと、このように思っていますので、どうぞよろしくお願いたします。

○日沖委員 今日この特別委員会に出てこさせてくださいというお願いも感じますところ、事故調査の最終報告書も出てきたと。そして、RDFのボイラーの調査協力の報告書も中部電力さんから出てきたと。そして、表羽は悪いので、前企業庁長は引責辞任をもって新しい企業庁のトップができて、新しい体制で進みます。これである程度、事故後のまづのけじめができて、RDF発電所の再開に向けてスピードが速まるのではないかと、このように私は今日のこの委員会に参加させていただいて、率直に感じさせていただいているのですが、先ほど来も委員さんの中から再開のタイミングをはきりすべからざるというふうな質問が何度もございました。

私がお聞きしたのは、この再開という言葉が既に既成事実化してきているんじゃないかと、これは委員会を振り回して、いろんなそんな議会の発言を振り回して、言葉は出てきているんじゃないかと、きちと企業庁長なり環境部長なりがしかるべき公の場で、県はごみ発電施設再開に向けて進みますという県民に対するコメントをした場面があったのかなというふうな感じがしています。これはいつ再開ということに県の姿勢というのは固まったのでしょうか。ここをまず聞かせていただきたいと思っております。

○鈴木企業庁長 先ほども少しお話しが出ておりましたが、知事が前回の議会の際に再開する場合にはこういって安全、安心であるということを知事自身が確認をした上で、かつ県議会なり市町村なり住民の皆さんのご理解を得て、こういうふうな発言があったかというふうな思っております。したがって、再開するには一つにはきちとした安全、安心の現在の施設の点検なり、あるいは全体として安全、安心ということが確認できるということがまづなければ前へ進みませんし、そうした上で議会の皆さんや住民の皆さんの一定の理解を求めると、こういう手順を踏んで再開するという話も聞いておられるかと思っておりますので、そうした場合にはまず安全、安心と、町村から早く再開をという話も聞いておられるので、再開ができてというにはまず安全、安心と、ここを整理しておくと、こういうのが現状の段階でございます。それがきちとできて、説明ができる状態になって初めて方向性がきちと固まってくるのかなというふうな考えをしております。

○日沖委員 なかなか県民に対する姿勢の示し方というものが、これだけの事故ですから難しいということはおわかりますけれども、今言われたのは、「知事が再開する場合は」、「場合は」ですね。それでは再開しない場合も、再開という選択を取らない場合もあるんですか。もう一度。

○鈴木企業庁長 非常に言葉遣いが難しくなっておりますので、さしつかえなく、やはりRDFが現在市町村で行き先を失っているという状態の中から、私といたしましてはきちとした安全、安心ということをご理解いただけて、RDFの処理を早期にきちとやらせていただきたというふうな考えをしております。

○日沖委員 それならば、県民に対して心苦しい点はあると思えますけれども、もう再開の道を考えるしかないんだ、選択肢はないんだということの姿勢ははつきり示した上で、その後いろいろ万難はあるとは思いますが、私も、それに立って県民に対して安全、安心していただけるようにやっていくべきだと思っております。言葉をごまかしたまま、表現をごまかしたままいけば、余計な不信が募るばかりで、やはり姿勢というものはきちと前集として示して、その上立って県民の皆さんの、また地域の皆さんの、事故に遭われた方々に理解をいただいたいくということであるべきだと思っておりますけれども、その基本のところをお願いしたいんです。その選択肢がないのであれば、今日のこの委員会が再開に向けて姿勢をきちと表明した委員会にしてほしいんです。

○鈴木企業庁長 県議会の皆さんにも、どのような安全策を取ったのか、安全かどうかということもきちとご説明を申し上げてからということにまずなるといふふうには私は認識をいたしておるものですから、きちとその辺のご説明ができるようにしておきたいというふうな思っています。

日沖委員 ちよっと言葉が強硬になりましたけれども、けれども他の選抜院が何かあるのであればいいですけども、ないわけですよ。考えてもみえないわけですよ。ね、僕は。それであっても票野をこまかし続けなければならぬというところが、県民に対していかげんかというふうなふうに思っています。この委員会の趣旨、今ちょっとぼそぼそと聞かれましたけれども、趣旨もありまして、それはタイムイミグもあるのかわかりませんが、これ以上突っ込みませんけれども、やはりそうでなければならぬのであれば、この委員会ではなしにどこでも結構ですけれども、やはりもちろん調査はしっかりしていた方がいいわけじゃないですか、安心いただけるための材料はこれからままたつてきたらいいかならぬと思っておりますけれども、ごまかしのようならば県民への姿勢というのだけだと思っておりますので、その点だけしっかりとひとつよろしくお願いたします。

○岩名委員 いや、もらっていない。

○小林総括マネージャー そういう経緯もございまして、常任委員会でご説明させていただいた経緯もございまして。3月だと思っております。

○岩名委員 今、ずっと話を2時間近く聞かせていただいて、再開ありきということを進んでいくように受けとめられるのですが、私はいま一度足をどめてしっかりと考えないといけないのではないかなと思っております。この事故調査委員会の笠倉委員長さん、今後100%の安全保障はないと、無理だということを言っておられます。これを推し進めてきた国の機関、NEDO初期、もう今後はこのシステムは推奨しないと言っている。この中で、私はもしこれを再開するもう一度トランプを起したら、三重県の環境政策が問われるだけではないに果敢そのものが県民から見放されると思うんです。こはしっかりと慎重に私は事を進めてもらいたいということも強く要望したいんです。

もともとこの事業は最初から僕が言っているように、大田市町村の専横事務に県が割って入って、そして「ひとつこのごみで金もうけしようか」というような私には不審な考え方があったのではないかなと思っております。先ほど小林総括マネージャーは、このことを始め出したのは環境部だと言っているけれども、そうではないですよ。これは環境部がやり出したのではないですか。これは金もうけのためにやり出したんです。それと電気技師のシエアを維持拡大するためにやっていますか。これは田川知事時代の話です。

いづれにしても今回のこれを見えています。設置者があって、県ですよ、これ、知事。そして管理者は企業長ですよ。それをまた民間に丸投げをして、そして民間がこれを運営していい。そうかといって、ごみの部分については環境部がかわわっていくと。こんな複雑な構図の中で、私は安全なごみ行政ができると思えないんです。それで責任の所在ではないですか。ですから、今回のことでも、全部これは責任のなすり合い合いですら思えるような構図になってきておられます。こんなことでなければならぬので、何も間違ったら間違っただけで、県民に謝って方向転換するのは当然だと私は思うんです。

さつき、環境部長はごみゼロ社社は20年先に出発すると。私は生きていないじゃないですか、そんな。そんなばかな果敢な人かいないですよ。今、ごみ問題は世界、全国でも喫緊の課題です。これ。私が死んでからそんなもの、これは実現してもらっていただけないんですよ。

ですから、あなた、緊縮に説法だけれども、このごみゼロ社会というものは別以外にないということ、こんなことはわかかり切っているじゃないですか。それをこの機械をもって投資した金はあまりにも大きい。大きいから、これを何とか生かさなければならぬと、それは気持ちにはわかるけれども、私は勇気を持って方向転換することも強く要望したいと思うんです。

本当にもう一度何か起こったら、これはえらいことですよ。そして、それが本当に一つのいわゆるセオリーにのっとってやっていると、失敗しても県民は許してくれるかもわからない。先ほど来言うように、非常に複雑な状況。これでは私は安心・安全なんてとても言えないと思う。

それで、これに関して一つ最後に聞きたいんだけど、小林総括マネージャーがいいと思うんだけど、いわゆる14年12月1日に始動して、そしてその後、たび重なるこのボイラー関係においても事故があったわけですね。事故や、41日間もあれを停止していたわけですね。それに対して、県民に対して何も情報公開していない。このことは前に私も聞いたんだけど、きちっとした運轉はなかったんですけれども、やっぱりそういう姿勢の中で再開を認めると言われたも認められないか、私には思わんか、だから、その4カ月間に5回以上もそういうトラブルが発生したのになぜ隠していたのか、そのことについてちょっと説明願いたい。

○小林総括マネージャー 先生おっしゃっていましたように、確かに41日間停止をいたしました。停止の一番の大きな原因としては、15年1月5日の日に凍結によりまして、これは非常に私も助すずし事故だと思っておりますけれども、凍結をいたしまして、そしていわゆる発電の部分の誤作動がございまして、発電のタービンの軸受けが

損傷して、その修繕のためにどうしようもない状態になりました。それで突発問題、発電が停止をいたしました。そのときには凍結の部分は修繕をさせていただいておりました。そんなふうなこともございまして。それから12月23日の発熱もございまして、それからまた3月ごろでございまして、一部配管の不手際等もございまして、その配管のやり直し等で1日とまったこともございまして。

そんなふうなことで、私どものトランプの事あることにはメディアさんの方にも報告を、先生方にも報告をいろいろささせていただいたという経緯がございまして。

○岩名委員 いや、もらっていない。

○小林総括マネージャー そういう経緯もございまして、常任委員会でご説明させていただいた経緯もございまして。3月だと思っております。

そんなふうなことでございまして、確かにこの14年12月1日に稼働させていたんで、そして市町村さんからのRDFを受け入れざるを得ないと申しますが、そんなふうな状況の中で動かしていただいたというところで、現実的には私も施設を監視しながら富士電機の方で管理してもらったというふうなことで、その辺のいろんなトランプ等がありましたことについては、私も非常に反省をいたしましたこととさせていただきます。

○岩名委員 再開する云々にしても、やっぱり私は今の管理体制なり、いわゆる組織形成というものはもうちよっと抜本的に見直してもらわないと、とてもじゃないけれどもこれは我々は安心して任せることはできないと思う。いまだにどっちが責任が重いんだというふうなことでもめていたり、そんなばかな体制で県民に安心や安全を提供することはできないですよ。もっと組織内部のあなたたちのあり方をまずきちっと整理していただきたい。要望しておきます。

○山本委員 ちよっと二、三日前お聞きさせていただいたことと、まず、再開の話がございましたんですけども、私は地元元々の立場として、再開をしてほしいというふうな話はあるんですけども、再開をせよとかいうふうなことを私は申し上げませんで、再開に向けていろいろ話があるんですけども、今こればかりかやっぱ僕らも地域に住んで、まず私も9月にいろいろ質問させてもらったときに、知事とか企業長は早い時期にやっぱ地元の方に会いさうというふうな話がありましたんですけども、今これずつと2カ月半たったんやけれども、ないんです。これはやっぱり大部分、地元の方からしても意欲をしてみえる。だから、その中に大分2カ月前なり3カ月のギャップがあるんですから、再開に向けてはまずやっぱりそんなところから僕はやっぴいなあかんと思っていますけれども。

それにしてもやっぱり再開に向けての条件というのはいかなる高ハードルがあるんじゃないかと思いますが、その中に、先ほど岩名先生もやっぴいとお話しされたんやけれども、決して僕には再開というものはあれこれ、それから行くも、再開、三重県の例がバイブルになるというふうな話があるんですけども、やっぱり環境省とか旧通産省あたり国のいわゆる基準を何とかクリアして再開に向けていくとか、その辺のところについてはちよっとお考えをお願いしたいのと、もう一点は、再開をするならばやっぱり施設というのは企業長の方にきちっと受け取って再開をするのか、この辺のところをまず二点、お伺いします。

○鈴木企業長 今回の事故に関しては、今お話のありました環境省とか消防庁とか、いろんなところでも調査をさせていただいております。先ほど少し出ましたが、指定可燃物にするというふうなご議論も出てきております。そういったいろいろな調査の結果を踏まえまして、それをきちっとクリアしていくということがまず先決であろうというふうな考えをしております。

それから二点目も、やはり現時点で非常に皆さん方ご承知をいただいたお話をしているお話を申し上げておられます。やはり再開するに当たっては、きちっとその辺の整理をどうするかということもご説明を申し上げなければご理解はいただけないというふうな考えをしておりますので、整理をしてまいりたいと思っております。

○山本委員 そうすると、ある程度環境省や旧通産省あたりのあれをクリアして再開に向けていきたいと、こういうことですね。

それともう一点は企業長に施設を移して、それでやっぱり再開をしたいと、こういうことですね。

それとあと、知事とかそれから企業長はごあいさつに行きました。9月以降、地元の説明にはその前に行ったか行かなかったかわかりませんが、10月以後ですと行きましたんやけれども、それから、知事とか企業長は地元に行きましたか。地元住民の皆さん方へ。

○鈴木企業庁長 市町村のごみの焼却については、その負担が非常に大きくなってきているという中で、その経費に向  
けて知事から検討するようにという指示を受けておりますので、その中で一緒に検討させていただきたいと思いま  
す。

○山本委員 ありがとうございます。

○田中委員長 今、山本委員からお話がありました引継事項の内容がわかるものを資料としてお出しただくことは  
できますか。

○鈴木企業庁長 すみません、ほとんどが従来、議会等で報告をさせていただいたような答弁資料とかそういうもの  
で、ここでこういう説明をしてきたという形での資料でございますので、どのようなものを見させていただければいいの  
か、ちよつと私も混乱した状態になっております。

○山本委員 1枚か2枚かあれですけども、どういう形で渡されたか知りませんが、恐らく2〜3枚で  
あるのではないかと思いますので、それをお出しただきたいということです。ですから、恐らく過去にさかのぼれ  
ばいろいろなやつが、私も手元にはいたいたことあるのだから、それをちよつとお願いたしたいと思います。

○鈴木企業庁長 一回整理してみます。

○田中委員長 他にご質疑ございませんでしょうか。ないようでございますましたら、本日の調査を終らせていた  
します。

当局には大変ご苦労さまでございました。委員以外の方はご退会をお願いします。委員の方にはご協議願うことが  
ありますので、そのまますお待ちください。

3 その他

・委員協議

(参考人招致について)

実施日 平成15年12月3日午前10時

野呂知事に出席を求め、設置者として現状と今後の方向について質疑をする。

(次回開催について)

正副委員長に一任

【閉会宣言】

以上、会議の要綱を記し、ここに押印する。

平成15年11月26日

RDF貯蔵槽事故調査特別委員長 田中 覚

▲ ページのトップへ戻る

ページID: 000019204

問い合わせ先: 県議会事務局

電話: 059-224-2877 / ファクス: 059-229-1931 / E-mail: rikkaik@prefmie.lg.jp



Copyright©2016 Mie Prefecture. All Rights Reserved.  
各ページの記載記事、写真の無断転載を禁じます。

○鈴木企業庁長 大変申しわけありません。遺族のところへお邪魔させていただいたことは申し上げました。お会い  
できなかった町長さん、市長さんはいらっしゃいますか、地元市長さん、町長さんのところへも、十分なお話をさ  
せていただく余裕はなかったんですが、私自身は17日以降で行かせていただいたところであります。それから地域の自治会  
長さんのところへは、従来のことは私わかりかねますが、今回中部電力からこういう報告をいただいたというふうな  
ことについては、地元で今回来てきました事務所の方からお届けをさせていただいて説明をさせていただくと、そのよ  
うな対応を今取っておりますのでございます。

○山本委員 あまり十分でないなということを思いましたので、これはちよつと努力してもらわなあかんと思いま  
す。

それからもう一つ、別件ですけども、企業庁長さんは恐らく急になつたということは大変やと言ってますんやけ  
れども、前の企業庁長さんから今度の企業庁長さんに恐らく申し送りをされたと思ふんです。1枚か2枚かわかりま  
せんのやけれども、その辺のところをちよつと抜粋して、どういう項目で事務引き継ぎの申し送りがあったか、  
ちよつと。例えば今問題になったような、再開に向けてとか補償に向けてとかいろいろありますように、ちよつと  
何かありましたら、おっしゃってもらえませんか。

○鈴木企業庁長 今までの経緯なり当面抱えておる課題について、引き継ぎというか説明を受けておりますが、今  
日、各委員さん方に議論していただいておりますように、多岐のことについてこういう状態だという説明を受けてお  
ります。今後のことにつきましては、これも事故対策本部とか、そういう中で議論でこれから整理をしていくとい  
うふうに私自身は理解しております。

○山本委員 もう時間がかかえておりますので、できたらそれは、ちよつとそういうことを確認していくということ  
で割と情報が開示されていくと思っておりますので、できればそれ、コピーをもらえませんか。

引継書を。これは既に前任者ぐらいたつては出回っておりますから、ぜひとも下さい。

それから最後にもう一点、すみません。桑名広域清掃事業組合の2億8,000万円のこれ出していますのやけど、  
これについての大体中身ぐらいたつと、恐らくこれはいつごろから再開をしたいとかいかいような話は僕は恐らく聞  
いてみえと思うので、大体この費用の中身ぐらいたつと、それから再開の大体予定ぐらいたつと教えてもらえませ  
んか。

○鈴木企業庁長 現在、おっしゃっていたいたのは従来の施設を稼働させるための経費というふうな聞いておりま  
す。

○山本委員 その中身は聞いていませんの。だから、どういうところを直すかということとか、それから例えばばど  
ういうスケジュールでいくかということも恐らく聞いておきたいと思ふんですけども、どうですか。

○小林総括マネージャー 桑名広域さんにつきましては二通り載っておりますが、まずこの2億7,000万円の  
ものにつきましては。

○山本委員 いや、そちらはもういいんですよ。旧施設を言うてるんです。

○小林総括マネージャー そうなんです、すみません。旧施設が約2億8,000万円と書いてございますけれども、  
も、これにつきましては旧炉を動かすための経費と、そのように聞いておられます、現実には今その準備にかかってい  
ただいたということ、私も聞いておりましたのは、年内には旧炉を動かすような形で動いていただいとすると、そ  
んなふうなように理解しております。それで、お金の内訳については、旧炉を動かすための経費と、そのように聞いてら  
せていただきます。

○山本委員 もう一点だけ、すみません。そうするとこの辺のところについては恐らく、ですから県の方も負担をし  
ていくという形でもお考えになってみえますのやわな。

○小林総括マネージャー それにつきましては県の方からお金を貸してほしいというふうな話がございますので、  
そういう形で動いております。

○山本委員 そうするとこれについてはお金を貸す程度ぐらいたつと、その後のものについては考えていないというこ  
とですね。

三重県議会 > 県議会の活動 > 委員会 > 委員会議録 > 平成15年度委員会議録 > 平成15年12月3日 RDF貯蔵槽事故調査特別委員会 会議録

平成15年12月3日 RDF貯蔵槽事故調査特別委員会 会議録

RDF貯蔵槽事故調査特別委員会会議録  
(開会中)

開催年月日 平成15年12月3日(水) 自 10:02 ~ 至 12:47

会議室 第601特別委員会室

出席委員 14名

- 委員長 田中 寛 君
- 副委員長 藤田 正美 君
- 委員 日沖 正信 君
- 委員 松田 直久 君
- 委員 水谷 隆 君
- 委員 芝 博一 君
- 委員 三谷 哲央 君
- 委員 貝増 吉郎 君
- 委員 山本 勝 君
- 委員 西塚 宗郎 君
- 委員 萩野 虔一 君
- 委員 西場 信行 君
- 委員 岩名 秀樹 君
- 委員 永田 正巳 君

欠席委員 2名

委員 岡部 栄樹 君

委員 木田 久圭一 君

出席説明員

- 知 事 野 呂 昭 彦 君
- 副 知 事 吉 田 哲 君
- 〔企業庁〕 企 業 庁 長 鈴 木 周 作 君

総括マネージャー 小 林 和 夫 君

〃 藤 田 順 也 君

RDF発電特命担当監 藤 森 莊 剛 君 その他関係職員

〔課長部〕 部 長 長 谷 川 寛 君

総括マネージャー 小 川 治 彦 君

〃 松 林 万 行 君 その他関係職員

傍聴議員 4 名

県政記者クラブ加入記者 8 名

傍聴者 4 名

議題又は協議事項

1 RDF貯蔵槽の事故に関する原因究明について

2 今後の対応方針について

3 委員協議

・委員長報告について

・次回委員会の開催について

【会議の経過と その結果】

〔開会宣言〕

1 RDF発電所を所管する地方公営企業の設置者としての知事の現状認識と今後の対応方針について

(1) 当局説明

(野呂知事、吉田副知事)

(2) 質疑・応答

○ 芝委員 私のほうからまず最初に、どうも、大変お忙しい中、知事にお越しいただきましてありがとうございます。今もご報告いただきましたように、事故調査委員会の最終の報告書も出されまして、また、新たに施設、特に発電所、ポイラー等への第三者によるチェックと書いていますけれども、新たに、この爆発事故が新たな局面に入ったと、こんな部分の認識をしておりますし、その部分の認識も含めながら、ある意味では、これだけのメンバーでございますので、私ども会派のほうではある程度意見を集約してまいりましたので、まずは、まとめて私のほうから質問させていただきますたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

まず、第1点目の部分であります。今知事のほうから、知事と企業庁、また企業庁長との立場関係についてもご説明はいただきました。この中でも取り上げていますけれども、知事にとりましても、この爆発の部分についての認識と書いてまいりょうか、考えていうのは、まるっきり及ばない、青天の霹靂であったということ、以前からもお聞きをしたところでもあります。知事は、就任されて前知事から、全ての事業を法に基づいた地方自治法に基づいて引継ぎを引継ぎされております。この中の部分において、これをRDFに限らず、すべての県事業については、前知事から、法が定めるところによつては、正当な理由なくしては全ての引継ぎは拒否できない、この場合10万以下の罰金です、という預則もあるわけでありまして、ただし、たとえ前任者のなしたる事務行為が適切でなくとも、違法であるとかの理由をもって、後任者においてその事務引継ぎを拒めないです、よ、とこういう一文もあります、解釈もあります。そのような文があるわけですが、引き継いだ当時、まるっきり改めてお聞きをするわけですが、知事はこのRDF発電の一連のものについて、何の疑念も何の疑いもなかったかどうか、ちよつとそのへんをまづお聞きをしたいと思えます。

○ 野呂知事 就任いたしました初日の日に、前知事も来られまして、知事室におきまして引継ぎをいたしましたところでありましたが、引継ぎの文書の厚さがどれくらいですかね、これくらいでございますか。しかも、中に書いてあることについては、まったく中味についての説明等があったり引継いだということではございません。しかも、中に書いてあることについては、相当仔細にわたる部分、県の下でやっておった県の業務のあらましの形のもので、それを引継ぎという形でまとめてあるというものでございます。これを、引き継いだところでございます。おっしゃる通りに、この引継ぎという行為につきましては、法の定めるところによりまして、これは、まったくこれを拒むとかそんなものではなくて、どういうケースの場合によつても、一定期間内に引継ぎを受けなければならぬ、こういうふうな定められておるところでございます。

それで、これ自らは、法の解説では、後任者は、何ら前任者の個人的責任を負うところではないと、それから、前任者の事務執行そのものについての政治的責任も後任者の関知するところではないとか、要するに、引継ぎというのは、とにかく、今までやっておくこと、の全体を引き継いでいくけれども、それに左右されるものではないと、こういうことが書かれ

期、リスクマネジメント会議をすくま召集をいたしました。その後、その後ずとお世話になることになりました。事故調査専門委員会を持つということを決めさせていただきました。

ところが、私としては、それにおいて、とにかく14日のような事故、もう一度と起こらぬように、その検討結果も待たずに、きつたかと思つてしまつて、すぐの19日に、2回目のあいつの爆発が生じたということをごさいます。そういう意味で、すくま召集を本部を設けるとともに、現地へ私も赴きました。そして、事故の処理、それから鎮火、それから、同時に委員会では原因究明もお願いをしたということをごさいます。

そして、その後、災害対策本部に切り替へまして、副知事を本部長とする対策本部のほうで、私の方からも必要な指示をいましてやってきておるところをごさいます。

これらは、やはり、総じて果の最高責任者としての私自身の責任に基づいてやらなければならぬことだと、こういう下でやってきましたということをごさいます。そういう意味では、重い責任を持つておるといふことで、今日も一生懸命対応しておるところでございます。

○芝委員 今も知事が前々から言われてますように、改めて設置者としての全体的な果の責任、その部分は知事に当てた形の方のご認識、いち早く出されてもその部分については大変評価をするわけであります。それを基にの対策本部の設置とか、事故調査委員会の設置等々含めながら、大変評価をさせていただきます。その中で、最終報告書で、事故原因等々の部分から含めながら、今もここにもご報告いただきましたように管理の問題、体制の問題、組織の問題、いろんな認識の問題も含めながらいろんな提言もされております。今後、知事は、再開するしないはまた後ほどの議論いたしまして、再開をするという仮定のもとで、するならばというふうに、知事としては安全確認の重要性を講義でもおっしゃって説明されております。今ここで、具体的に、この部門についてはこの形で取り組んでいきますよという進め方をされてます。その中で、少しお聞きしたいんですけども、私も私も学者ではございません。ただ、知事が今安全の確認のためにいろんな方策、例えば、事故調査報告書が出てきた部分で、管理の問題であったり、留意点であったり、整備とか耐震槽のない場合とか、いろんな搬入路の問題、いろいろあるわけですが、この部分をマニュアル化をして後述していただく、あくまでも果の中でおこなわれる、私は認識しておるんです。それともう一つは、環境節の中に、安全技術対策プロジェクトチームを作って、4つぐらいの大きな項目をプロジェクトとしていきますよ、こういうことでもあります。これは当然だろうと思つてます。当然だろう、組織の強化の文言を含めながら、私はこの部分でも、第三者による専門知識を持った人たちの再チェックが必要だろうと思つてます。例えば、事故調査委員会のご報告をいただきました。この人たちは専門家でありまして、今ここでいろんなマニュアルを作っている、そのマニュアルを進めながら、知事を筆頭とする果の皆さんが、当然確認いただくけれども、あくまでも私も私も素人と言いましようか、認識不足の感があります。その部分も含めながら、それと、プロジェクトチームを作つてもらいたいんですけど、どんなメンバーのプロジェクトチーム、ここでは分かりますけれども、で、やっぱり専門家の人の2重チェックという体制は、どのようにお考えか、ちよとお聞かせください。

○野呂知事 私も、とにかく再開についていろんな方から聞かれますけれども、まず、再開の前提としては、安全性をきっちり確認していくこと、確保していくことだということをごさいます。安全確認の観点から、安全性の確認については、芝委員の、今のお話も私は1つの貴重なご意見だと思つております。また、具体的に、どういふふうにごさいますかは考えておられますけれども、安全性の確認については、果が満々と進めていくにいたしまして、ご提案のありましたことも含めて、今後、その方法については、いづれかの確認の方法については考えていきたいと思つております。

○芝委員 くだなるようかともわかちませんが、今回の事故の発端、RDFに対する認識不足と云うか、その部分がまず最初の発端であります。それは、果の関係のみならず、富士電機もそうでしょう。国もそうだったかも知れません、われわれもそうだったかも知れません。その部分が一番の原因であるとして、今、安全に向けての確立するチェック体制、いろんな形で、で、ミレニオン化したプログラムを作つたり、組織を作つたりしてありますけれども、あくまでも、まだまだ専門家になっていない部分があるかと思つてます。だから、皆さん方でごさいますのはいいんですけども、事故調査専門委員会のような形の第三者の、果の関係のない人たちの再チェックを、これで、皆さんが継続した上に、改めてもう一度確認をかけるという形で、どうしてもその部分は果民が多く、強く要望するだろうと思つてますので、その分を、ぜひともそんな組織を作つていただくように、まずは要望の、今の問題ではまだそこまで具体的ではないということでもあります、要望もぜひお願いしたいと思います。

私も私も、果がどうですとよいう部分をそのまま編み込みにするんじゃないに、改めて、そんな第三者の機関のチェックを入れて、部分を含めながら、安全性を確保させていただきます、そんなことも考えておるところであります。

それから、先ほど申しますように、報告書が出てくる動きのある中で、今後の課題というのはいくつか分かれてくるだろうと思つていますが、今の安全確認の問題が1つ。もう1つは、先ほどからご答弁いただいたとおりですけれども、責任の問題、これが1点だろうと。それから、費用負担の問題、これが1点だろうと思つてます。その中で、責任は、設置者の全権としての部分は十分、知

ておつて、これも、私は当然のことだろうと、こう思つてます。ただ、私自身はそういうことで就任をいたしました後、具体的な中味について、各部署の皆さんから、順次説明を受けて仔細のことについて、少しづつ承知をしていって、こういうことをごさいます。

したが、いまい、企業庁の同じことにつきましても、順次、他の部局と同じように、時間の割当てを決めまして、その時間において説明を受けていって、企業庁の業務も、非常に広範囲でありますから、RDFの部分もその中に入つておつた、こういうことをごさいます。

○芝委員 続いて、そうしましたら、今引継の部分のお考えもお聞かせいただけます。その後、細部について、後日、企業庁なり環境部なり分かりますけれども、その引継の細部の中味について、知事は改めて説明を、これはRDFに限らずすべて受け取られたと思うんですが、その中で、当事者企業庁なり環境部からの分については、引き続きは時点では、既に、その前の年の12月には事故が起こつておるわけでありまして、その部分についての説明は、どの程度あったのか、なかのなか、記憶があまりありません。

○野呂知事 非常に時間が限られておりましたので、その当時の説明で、どこまで入つておつたのか、僕もあまり定かんに覚えてません。向し、毎日毎日、一生懸命説明を受けてるんでありますけど、量が多いんですけど、その仔細までよく覚えていません。後で聞きましたら、最初の説明が5月1日だったと、その後、6月に入つてから、あるいは7月に入つてから、何度かありました。その中では、発熱等の初期トラブルについての説明が含まれておつたのは事実でございます。

○芝委員 おそらく、多忙な中で引継やつた説明であったらうと、広範囲にわたりますから、知事の記憶にあまりない、その引き継いだ説明の後日に説明がないことは、おそらく、当時の説明が企業庁なり環境部からかどうかかわりませんけれども、認識的に欠けていて、12月の対応の部分では、小さな事故といふか小さな事故と捉えて、おそらく、知事印象に残るような説明がしなかつたのだらうと、事故に対する対応とか、認識の問題がいろいろ調査報告書でも出ていますけれども、その分があつたんでないかご答弁もするわけでありまして、その上で、改めて、知事は、例えば、事故があつたか、9月20日の記者会見等でも、今も報告にいただきましたように、全体的な責任は果にあると、9月30日の定例会での木田議員の質問に対しましても、基本的に果の責任者は私でありまして、いろいろな答弁もされております。今言いましたような部分から含めて、前知事からそういう引継があつたわけ、危険とか、いろいろな問題意識の定議もあつたというわけやないけれども、同じような、野呂知事と同じような、安全であるよという、ある意味では、そういうような部分の認識の下に、私もおつたし、おそらく前知事もそんなんでおつたんだらうという解釈があります。

改めて、これは、今回の分について、企業庁長と知事との立場もここで説明いただきましたけれども、設置者としての部分というのは、改めて、全体的な部分というのは、果の責任の、要するに設置責任者の最大の、最終的な責任者は知事であるというお考えはお変わりございませんか。

○野呂知事 まず、少しさきの答弁の続きの中で、企業庁から企業庁の業務について説明を受けて、それでRDFのこともその中に含まれておつた。それで、私としては、やはりRDFの、1回、現場はぜひ県でおかないかんならうなというふうな気持ちを持ちまして、それで、ぜひ機会を見て行きたいと、こういうことを申し出ておつたわけでありまして、実際には、日にちがなかなか取れなかつた。そして、8月11日という日にちまでずれ込んでおつたという状況がありましたけれども、そういう意味では、少なくとも、RDFについて若干の関心を強くしておつたというところがあったかなと、こう思つてます。

それから、今、全般的な責任について、果にある、云々についてでございますけれども、これは、私もこれまで何度も申し上げておる通りでありまして、これは、果の施設でありますから、そういう意味では、果の施設であつた事故が起こり、そして、専ら責任も出たということでありまして、そういう意味で設置者として、果の、実はその関与の仕方というのは、極めて重大である、こういうふうにしておつたから、そして、果の一番責任の重い私としては、そういう意味での責任を感じ、素直にそのことについては申し上げておるということでございます。

私自身、これとの関与からいいますと、さきさき申し上げましたように、8月11日に、遅くなりましたけれども現地の視察が実現したという状況の中でありまして、それで、短い時間ではありましたが、あの発電所の周辺を少し歩いて、そして、管理棟の中で、逆でいって、先に管理棟の中で説明を受けて、その後周辺も少し歩いて見せていただきましたが、管理棟での説明において、いろいろ発熱等起つておることにどういふ状況かということ、お話を聞きました。今、これはこれだけRDFもつかりましたRDFもできてますと云うことで、箱に入れたRDFを直接見せていただいたりいたしました。

それで、私も認識としては、そういう発熱等はあるけれども、とてもとても、それがあつた14日の事故、19日の爆発、続けてあつた事に到るとは、とても想像もできなかったということをごさいます。しかし、ところが、実際に14日の日に1回目の、あつた事故が発生いたしました。それで、私としては、これはやはり今まで思つておつたものと違つてはいないかという認識を持ちまして、早速、あつたことについてきちっと原因究明をなすべきやなと云う考えを持ちました。翌日、15日の





権限がある、指示系統の責任があると言われております。そうしたときに、8月14日に、実際爆発事故起こったときに、早朝から、現地に皆さん駆けつけられた。当然企業庁長も来られた。しかし、県庁で先ほど来説明を受けている危機管理の会議を聞かれた。私が言いたいのは、知事が、なぜそのときに全部の管理職を集めたときに、企業庁長も呼んで、現地でうなづいてるんやという指示が、知事が出されたのかどうか。張り付き責任者、あるいは対応責任者、権限のあるものをどしておけと言わなかったかと、それを言ったか、言わなかったか、まず教えてください。

○鈴木企業庁長 ちよっと私の説明が不十分で、既に私が来ましたときには、自動車の塗装の關係について、議案の提案もさせていただいて、準備ができておる状況でございますので、その部分については、既にそれまでに確定しておったと思っております。

私が19日の日にお願いをしたのは、市町村のごみ処理費用の点について検討をお願いしたということになります。それから、先だつての特別委員会、いろいろな現地の施設等のものがございましてですね、十何億から中に入っておったと思いますが、その、個々についての整理はまだできておりません。

○芝委員 それでは、車のことはちよっと別において、被爆車のごみ処理費用の点については、毎日発生しているごみ処理については、いつになるかわかりません。あるいは、今のところは、今のごみ処理費用の点については、2分の1ずつを費用負担をしていくということでは、今の説明では富士電機も了解をいただいたと解釈をいたしました。それでいいんですね。

○鈴木企業庁長 ちよっと、すいません。不正確でございます。当面、3月議会で提案するという前提での部分についてというふうに、ということでございます。

○芝委員 はい、わかりました。それで、どこで誰かが、この処理をしないかやならないかと思っております。県の責任の部分から、その部分について、負担割合がいかにどうか私どもよくわかりませんが、それが1つの過程で言うか、現実でありますから、2分の1というふうに、そうしたときに、2分の1は、県と企業庁と富士電機とで踏された部分でありますけれども、これをまた、将来にわたって、負担割合が変わってくる可能性があるんですか。

○鈴木企業庁長 正確なお答えになるかどうかかわかりませんが、当然のことながら、事故のいろいろな原因がはつきりしてきた時点で、この比率は変わるというふうに、私は認識しております。

○芝委員 そこで、お聞きしたいんですが、事故のいろいろな原因がはつきりしてきた時点で、それをまた、富士電機と企業庁なり県で踏をするのか、もしくは、第三者的な形の中で、判断をいただくのかによつて、時間的な問題が大きくなっていくと思っております。現状見ながら、そこをお考えを少しお述べください。

○鈴木企業庁長 すいません。現時点ではそこまでの方法をまた具体的に整理ができておりません。

○芝委員 ぜひ、例えば、以前からいろいろな法的な手段もつていこうなことは、今までもこの委員会でも答弁されたことのあると思うんですけど、法的な手段になつてくると、何年、3年も4年も5年もつていこうなつてくると思つて。しかし、だからとて、この問題、責任問題とか費用負担の問題を、2対1がいかにどうかという部分も含めて、それはとありえず、県と企業庁の話でありますけれども、むし、時間の短いような、例えば、調停にかけて第三者に判断をいただくかというふうな部分の、スピードアップの方法も、私も、ぜひ、検討もいたしたいと思っております。

おそらく、法廷で争うふうなことになるかと、当然、万が一再開したときの部分、受け皿の問題であったりとか、富士電機の対応であったりとか、いろいろな部分が決して、比率がはつきりするかもしれませんけれども、現状の対応としてはいいもの生まれてこないと思つてます。これは、要望の部分も含めてますけれども、そういうような、調停とかどうにかけるお考えはございませんか。第三者に判断していただくために、早く、早期に。

○野呂知事 そういったことも含めて、これは今後の検討の中で決めていくかどうかと思つて。ご提案として、そういうこともあったということは算入しておきます。

○芝委員 1人でいいけませんので、長くなりましたけれども、申しわけございません。ひとつ、よろしく願ひします。ありがとうございました。

○野呂知事 ちよっと補足をさせていただきますけれども、責任問題について、いろいろございまして。私としては、その段階段階で、判断をしないかきやならぬものだと、ちよつと承知して思つておられます。前提をつけて申し上げることではないと思つておられますけれども、県庁内の責任のとり方については、それは、処置をしなければならぬという状況があらましたら、例えば、懲戒審査委員会とか、そういうことは設けておいた対応ができておるわけでありまして、そういう前提については覆れたいと思つておられますけれども、きちつと判断をいたしていきたいです。今は、そういう判断をする状況には認識をいたしております。状況が明らかになつてくる、そういう中であつてまいります。

○貝増委員 先ほど、説明をいただいたんですが、ちよつと振り返つてみますと、知事の権限、ここちよつと質問させていただきますけれども、企業庁の任命は知事であるけれども、一般業務以外には特別な理由を除いて、2つは知事の

権限があると、指示系統の責任があると言われております。そうしたときに、8月14日に、実際爆発事故起こったときに、早朝から、現地に皆さん駆けつけられた。当然企業庁長も来られた。しかし、県庁で先ほど来説明を受けている危機管理の会議を聞かれた。私が言いたいのは、知事が、なぜそのときに全部の管理職を集めたときに、企業庁長も呼んで、現地でうなづいてるんやという指示が、知事が出されたのかどうか。張り付き責任者、あるいは対応責任者、権限のあるものをどしておけと言わなかったかと、それを言ったか、言わなかったか、まず教えてください。

○野呂知事 私は、RDF発電所の技術的な運転、そういったことについては、よくわかりません。ただ、直感的に、これはやはり、発熱状況等から、14日の事故も起こってきたということ、少なくともこれについては、私の方から企業庁に対する指揮を、出さなければならぬ部分があるかもしれないという思い、したがって、そういったことから、それについて私の立場は、大乗人の立場でありますから、調査委員会を設けて、この際、RDFの火力発電所であるという起つておるようなトラブルを、一掃しようということ、これを美談で言いかねと、ちよつとふうに考えたところでございます。

ただ、ああいった事故があつたところでありまして、そういう意味では、企業庁は企業庁で、その事故に対する直接の対応については、企業庁長の下でやっていくことであらうと、ちよつとふうに判断をいたしておつたところでは、

○貝増委員 私は、14日の事故から、早朝の事故から、現地には企業庁の指揮官がいなかったという前提で知事に確認をさせていただいたんです。全員が、この本庁で危機管理の会議をしている間でも、あの放水、放水の件でも、現地には留守番の企業庁の太田君しかいなかったと、だからうろろろしてたと、だから、そのへんは、私は箇所まで言いたくないけれども、一番最初の知事の初動指示が、そこですつかり抜けてしまったんじゃないかと思うんです。

○野呂知事 その現場に、何人張り付いたと、ちよつとふうなことでは、私の監督する範囲の中には入っておりませんが、直接そういうことについて私自身判断できるような状況にはなかつたと思つてますが、事実がどうであつたのかというコメントについては、企業庁長から答えてもらいます。

○鈴木企業庁長 当日、現地に誰と誰と誰と誰と、ちよつと今資料を持っておりませんが、その8月14日段階では、発熱、発火ということでは、12月の時点で知り得ておりましたので、そういう認識はもつておつたと思つてますが、14日の後、19日に爆発に到ると、そういう認識を企業庁の職員は持っていなかったということ、そういうことを想定していなかったものというふうに思つてます。

○貝増委員 知事のおっしゃるとおり、やっぱりすべてがパーフェクトじゃないと、すべてが分担、分担の中で、だから、私はそのときに、企業庁長が14日、15日、ここでの本庁の会議のときに、知事にどのような説明をされたか、そのへんをちよつと確認したかっただけで、今の話でわかつてます。

それと、もう1点。知事が8月11日に現地を訪問されたから、あるいは、前知事のときから引継ぎされた段階、そして、事故が起つた段階、この段階を順番に追いついていこうと、どうして平成14年12月1日に、急にダイオキシン対策、あるいは、経費削減のためにあの施設を大急ぎで稼働させたとき、でも、知事就任されたとき、説明を受けたとき、引き継いだときに、この施設が県が運営するけれども、また物件は受注先の富士電機のものであると、契約書も、当然企業庁長の名前で延期、延期をさせておられると、しかし、12月1日からの売電収入は県に入つて、このへんについて、知事は前知事に対して、おかしやないか、企業庁長どうなつてらんやと、この二重人格の状態、ものが運んでいっているものと、そのへんは、引き継がれて知事はどう指導をされたか。

○野呂知事 一般的に、どういう施設であつても、施設を作り直したときに、それが故障続きであつたり、うま動かないというふうな状態で、引渡しを受けるということではできませんから、そういう意味では、企業庁は12月に稼働した以降、いくつかのトラブルがあつて、そういうことで、それが完全にきつと運転できるという状況まで見定めた上で、引渡しを受けようという判断であつたと思つてますから、当然の判断であると思つておられます、その判断は間違つておつたわけではございません。

○鈴木企業庁長 先ほどの一部補足させていただきます。8月14日、15日の企業庁の対応でございますけれども、14日の後は、企業庁の職員が何人か、当然現場へ行つておられます。15日の日に、企業庁内の所属長会議を開きまして、現場の24時間監視体制も必要とすること、幹部職員等が現場へ訪れて、今後の対応等を議論をいたしましたという経緯がございます。

それから、今の引渡しの議論ですが、今の知事からのご説明とほとんど同様になつてしまつてしまつても、初期トラブルが発生していると、それらが完全にクリアできるまで様子を見て、確認してから引き取ろうと、こういう状況のままではございません、今回のようなところまで到つてしまつた、ちよつとふうの経過でございます。

○貝増委員 鈴木企業庁長、就任間もないからあんまり言いたくないんですけども、8月14日木曜日早朝の事故、それから、19日火曜日、あの日の屋敷までは現地には現地の、あの主幹、太田さん、あの人しかいない、19日の朝も、水はどするんややうなときに、うろろろしてたと。どうも私はわかりませんみたいなの、対応された。ちよつと、現地の動きやつたもんで、確認をもういっぺん、県庁の指示、あるいは、企業庁としての指示はどうかと、このように経過をいたしました。



○西構委員 慎重な言い方でしたが、かなりはきりと言っていたと思います。先ほど知事のおっしゃられましたとおり、いろいろな状況の問題とか形状の問題とかいうこともありましたけれども、直接の爆発の、直接的な要因というものがそこにはないという判断に立てて、これは市町村にその負担を求めるべきではないかと思っておりますので、ぜひ、そういう形の中で、後ほ細かい数字の精査については、よろしくお願いをしたいと思います。

○山本委員 再開ということで、話があらまりましたときに、施設を、今は現在は富士電機でやっていることとですけれど、○西構委員 再開ということも考えられる場合には、何度も申し上げておりますが、安全性を確保し確認をしていくということが、まず前提でございます。その上で、地域の皆さんや、それから議会の皆さん方にもきちんとして説明を申し上げて、一定の理解を得ていくということが大事なことでございます。この施設そのものについては、現在まで、まだ引渡しは済んでいないということでありまして、当然、機械をまた動かしていくということになりましたら、そういう安全なこととか、そういうのを確認していく中で、この間ありましたようなトラブルとかそういうものについては、当然のことながらクリアされていかなければならぬこととあります。そういう状況に到った時点では、当然施設については引渡しをいいたただいたことと判断、これをまた受けなければならぬということだと思います。

○野呂知事 ご指摘がありましたRDF、北川知事の当時から、企業庁あるいは、あの時は環境部、一番最初は企業庁がずいぶん着目されて、いろいろ動きがあったかなと、私もちょっと深い記憶を思い出しながらやっておりますが、あったかと思いまします。まず潮流がやういふところにあったわけでありまして、その後、北川政権、北川知事の8年間の中で、循環型の社会構築ということで、非常にこれが注目されて、そういう位置付けでやられたということであり、私もそういう経過をもつて、昨年、事業開始しておられることは、それはよく認識をいたしておるところであります。

ただ、今回、こういう事故になるとは、これは多分関係した者、ほとんどすべてが、そんなことは思ってもみなかったことであつたのかと思つて、今にして考えると、その認識の甘さということ、これは一般的に言われて当然のことであつたかなと、こういうふうにおもいます。ただ、だからと言いまして、いわゆる石油タンクとか、世の中にはかなり危険物と言われるいろいろな施設があるわけでございます。飛行機と自動車、どっちが危険やとか、比べ方いろいろ難しいものがあるかと思つて、ただ、RDFについては、そのことを十分承知しながらやっていると、このRDFが危険なものである、ああいった事故を起こすというとは、まったく防げたのではないかと思つて、そういう点では、極めて私も残念に思つております。

○西構委員 当時、知事の立場でないとしても、と言いますか当然だと思うんですが、今深い記憶というお話をいただきましたけれども、やっぱりそういうこととあるように思つて、しかし、現状を、今後考える折には、それで済ませない、全面的にも注目される、三重県の当時の取組り動きがあつて、そして今日を迎えておられるわけでありまして、やっぱり、現在の責任ある立場として、そのことの認識を深めていた方がいいなと思つておられますが、そういう意味において、ごみゼロ社会というものを長期的に目指すと、こういうことですが、これは前の、機会あるときに環境部長には聞かせてもらったんですが、このごみゼロ社会という言葉は、その年限が長期にあるし、RDFというものの見直し、根本的な見直しをやるという気持ちを持つておられると理解してよろしいですね。

○野呂知事 ごみゼロ政策の究極の姿からいけば、ごみについては焼却とか、そういういわゆるごみをごみとひとくくりに扱つておられる社会であることとあります。ごみは、まず、いわゆる燃えるごみ、燃えないごみとよなよなに分け方ではなくて、再利用できる、資源化できるもの、資源化できないものという分け方にして、資源化できるものについては、徹底してその資源化を進めていくわけです。資源化できないものというところについては、これは企業や国全体のいろいろな取組がしていかねばなりませんけれども、そういう資源化できないような製品は、もう作らないようにしていくべきではないかと。製造段階から、資源化できるものに変えていくというふうな、そういう発想でございます。したがって、究極からいけば、ごみ焼却場といった類のものがないという社会が、目標として描かれるということとございます。

しかし、そのためには、よほどこれは行政も、まず直接所管している市町村が、そして市町村も、これはそれぞれの住民の理解、協力があつてできることとありますから、これはやるうと思つてもなかなか大変なこととございます。しかし、そういう形で応じていくこととだろつと思つてます。

既に、アメリカにおいては、焼却場の新規は、近年もう一切造られていないというふうなことであります。そういう意味からいけば、ごみゼロ社会というのは、今の状況とは相当違つてくるだらうと。しかし、それは20年とか、そういう相当長期にわたつた先の姿であらうと思つてます。

○西構委員 RDFに対して、直接的なお話はいただけなのは残念なんです。知事の考え方は、やっぱりごみを出さないという方針は、そのRDFにはそぐわないと思つて、やはり、生ごみ、プラスチックをエネルギーに換えるというこの手法は、ある意味では、生ごみ、プラスチックの大量廃棄を助長するようシステムという考え方も出てきて、もやもや感があります。そういうことになってると、本来の、真なるごみゼロ社会を目指すという考え方と、RDFがきつとマッチしていかうかと言つて、私は、はい、かんだらうと。だから、今日すぐ、このシステム止めようとか、そういう非現実的な議論はなかなかできませんけれども、やはり、それはきつと、知事の基本的な政治理念なり方針として構えられておられるとすれば、その方針をきつとやつて、あと、その20年という年月がいかにかがなものでないかという議論をもつていく必要があるなと思つてます。

○野呂知事 確かに、ごみゼロ社会につきましても、まだ先般、基本方向というふうな基本方針を叩き出して出させておりました。けれども、これからは、議案におかれてもぜひご議論を深めさせていただいたらと思つて、県民、市町村、やっぱり皆さんと

したいという、こういう発言があつたわけですね。ですけども、この間の本会議の知事の発言では、ちよとそれとはニュアンスが違いますもん、そのへんのところ、ちよと知事の考え方を伺います。

○野呂知事 移してから、ということについて、何を、どういふふう。

○山本委員 再開ということで、話があらまりましたときに、施設を、今は現在は富士電機でやっていることとですけれど、

○野呂知事 再開ということも考えられる場合には、何度も申し上げておりますが、安全性を確保し確認をしていくということが、まず前提でございます。その上で、地域の皆さんや、それから議会の皆さん方にもきちんとして説明を申し上げて、一定の理解を得ていくということが大事なことでございます。この施設そのものについては、現在まで、まだ引渡しは済んでいないということでありまして、当然、機械をまた動かしていくということになりましたら、そういう安全なこととか、そういうのを確認していく中で、この間ありましたようなトラブルとかそういうものについては、当然のことながらクリアされていかなければならぬこととあります。そういう状況に到った時点では、当然施設については引渡しをいいたただいたことと判断、これをまた受けなければならぬということだと思います。

したがつて、今後の状況の中では、それは当然大きな事項として、一定の時期に行かなければならぬこととだつて、こう考えたり。

○田中委員 残り30分程度となつてまいりましたので、ご質問につきまして、簡潔にお願いしたいと思います。

○西構委員 じゃあ、簡潔に伺います。先ほど来からお話が出ておりますけれども、知事、設置者としての責任所管の問題ですけれども、その任命した企業庁長が大方を担うと、こういうこととすけれども、最後に置かれた、住民の福祉に重大な影響を与えるものというものは、これはまさに、このRDFの方針を決めた、そして、こういう事故に対する対応というのは、このことに当たると思つて、知事、そのへんはどうですか。

○野呂知事 いろいろな側面があるかと思つて、さつき冒頭の説明の中で申し上げましたけど、例えば、予算を調整することとか、議案を提出すること、これはまさに企業庁長にはない権限で、知事にその権限はあるということ、それから、管理ということに関しては、さつきお話の観点というのがあつてですね、RDF事業そのものは、1つの県の政策としてやつて判断をしてやるといふこととありますから、それはご指摘のとおりではないかかなと。

それが福祉の観点なのか、いわゆる、予算の調整執行ですね。そして、環境政策としてやることを業務委託として企業庁にやらせるということといたすこととありますから、その説明の仕方は、いろいろ説明の仕方、別の説明の仕方があるんじゃないかと思つてます。

○西構委員 電気、水道、工業用水といった従来型のもの日常業務は、当然企業庁長ですけれども、こういう新規分野とか、あるいは、その突発的な問題に対する対応というのは、当然設置者に対する責任と言つても、所管が大きいくと、私は思つておるところであります。

それから、負担金問題であります。その市町村を軽減していくということと話をいたしたいんですが、その軽減という言葉が、軽くすると、こういう意味になつてくるもんですから、そのところを改めて念を押すというふうか、はっきり聞かせてもらいたいんですが、市町村の負担は、市町村に負担をさせない、ということと、あと県なり、その他関係者と調整すると、こういう理解でいいんですか。

○野呂知事 まず、負担軽減という言葉の使い方としては、市町村は、一般ごみ処理について、まず市町村が責任を持つて処理することから、ごみ処理にはそれ市町村で費用を相当かかっているという状況です。その中で、この県が所管しておられます発電所、こういう事故が起つて、臨時的にどうやるかという処理が余分にかかつてきたというところとありますから、ごみ処理は本来ごみ処理だということと、それをしっかり軽減して欲しいと、こういうことであるかと思つて、その中味につきましては、今、市町村からどれだけ余分にかかっているかということ、額についていたしたいんですが、それについても、それに、中味は精査をさせていただくという必要があるかと思つてます。

それから、一般的にいろいろ言われておる中で、発熱発火と、RDFの形状とか、いわゆる製造したところとの因果関係ということも言われておりますが、中間報告とか、それから最終報告等でも、直接的な因果関係の結びつきについては、かなり距離があるのかなという感じでございます。臨時的にどうやるかという処理は、製造したところの、製造したものが悪かつたからというふうなところの話を、なかなか決めていくところがあるかなと、こう思つてます。いずれにしても、その市町村からやるやつについて、切實に市町村でも困つておられるということとありますので、これは県のほうで責任を押し出していきましよう。ただし、そのことが余分にかかつてきたんだと認められる額については、これは県のほうで責任を押し出していきましよう。ただし、県のほうとしては、その負担の半分は、当面富士電機にお願いをしていくということと、やらせていただくと思つて対応しておるところです。

それから、RDFはいろんな利点が言われておりますけれども、実は、トップ化することによりまして、非常に運搬がしやすくて、いろいろな利点として言われてきたところであります。そういう意味で、トップの性状とかそういうことについては、数時間、あるいは1日という運搬の中で、その状況が急に変わってくるというような激しい変化をもたらすものではないかと、運搬についての認識の仕方というのは、またいろいろあるのかなというふうなふうに思っております。

一応、先ほどからご指摘ありましたことについて。

**○岩委委員** いろいろ、私と意見の違いがあるのはやむを得ないと思いますが、とにかく、最後に、私がNEDOとか経済産業省が、これを本場に大宣伝をして、そして全国に広めようとした。しかし、その後、三重県の事故以後、もうこれを全国に推奨することはしないんだというふうなことを言っている無責任な姿勢に対して、大きな不満を持つものです。そんなことに、国の方針に、地方が振り回されて、環境政策を揺るようなことがあっては、断じてならないというふうなふうに思っております。そして、私の質問を終わります。

**○永田委員** お時間にごさいます。2点ほど、それじゃ、私から。責任問題ということになりますと、司法の手にも委ねてあるんで、どうにも、今ここで議論することできないと思うんですね。ただ、今知事もいじく申されましたけど、これはプロボールなんです。これが大きな事業を請け負うんですから、かなりそれだけのプロボールが掛かっているのは、その自覚があったと思うし、なかなかならんです。そういうことから考えますと、11月19日ですか、社長がおみえになったと。こちらへんの社長の、意思表示で言うんです。知事委わられたんですよ。どうも、雰囲気いいですから、教えていただければ。

**○野呂知事** 社長からは、冒頭、会社としての責任ある立場から、事故については、県に対してはお詫びの言葉がございまして、それから、私のほうからは、プロボールで送られたという立場からいけば、RDFの専門家ではないんだというふうな発言は、私どもも、そういうことでは困るというふうなことを申し上げたところであります。いずれにしても、かかる事故が起って、やはり、まずその状況を元に戻していく、安全性をどうやう確保できるんだとか、それから、県民の信頼をどう回復できるんだという意味からいけば、しっかりと県民の皆さんに誠意を向けながらやうにいかんかいかんではないかということ、私どもも申し上げ、会社のほうも、そういう意味での理解はされたと思っております。

**○永田委員** 私も、その件については非常に多と、今の聞いて思っているんですけどね、とりわけ、9月29日ですか、参考人招致の富士電機さんの時の雰囲気は、どうもそんな雰囲気じゃなかったですね。非常に、私、残念に思ったんです。いざいざにいたしましたも、いくらそういう技術的、いろいろノウハウ等の問題の認識不足だと言われても、起きてしまったことは事実なんです。もう少しいろいろな発言等は首をかしげることが多かったんで、あえて僕は申し上げたいわけですが、やっぱり、そういうこと自体が、こういう取組についていろいろな問題を醸い出す、私は1つの大きな原因だったかなというふうには、実は思えてないですね。

しかも、今後、副知事ですか、富士電機さんとの交渉に当たっていらっしゃるのには、これからは、企業行ね。それで、どこにどこか差金ありましたけども、法廷闘争になって、2年も3年もと、とんでもない筈だと思いますよ。県民にとつて、どう説明するんですか、こんなこと、これは、絶対そういう法廷闘争に持ち込む問題じゃないと思っております。もう少し真摯に原点からものを見つめていただいで、そして、お互いの、自分の責任を認めるべきは認め、そして、早く解決すべき問題だと、こういう思いをいたしておりますので、これはひとつ、当事者についても、こちらへんは十分に考えながら、交渉にあたっていただきたい。ぜひひとつ、これは、お願いをいたしておきます。

**○野呂知事** 今、ご指摘のところ、そういうことも十分考えて、懸命に対処してまいりたいと思っております。

**○永田委員** 時間もありませんので、もうひとつ、再開に向けての問題なんです。これからの手順についてちょっと伺っていただきたいんですが。

**○野呂知事** これについては、何度も申し上げておりますが、まずは、安全性を確保し、確認をしていくということが大事でございます。既に、専門委員会の最終報告もございまして、それから、今後、国の機関等における調査、検討の結果も出てまいります。私も、RDFの性状等、管理等についての基準規格、必要なのは、そういうものがあるならば早く出していただきたいということも、国に対して要望もいたしておるところでございます。そういうことを、しっかりと眠みながら、安全性の確認、確保確認は、やってまいらなければならないこととさせていただきます。その上で、それらにつままして、議金の皆様や地域の皆様にご説明を申し上げて、一定の理解を得ていくということもなれば、再開というところはなかなかできるものではないと、こういうふうにごさいます。

**○永田委員** 施設名は、確かに中部電力さんの技術部門とか、あるいは、この間いただきましたソーテックさんの検討結果をいただいておりますから、かなり安全性が認められてきております。問題は、地域住民とのコンセンサス、どうしていくかということを中心になつていこうと思っておりますが、これもひとつ、何々が出てからではなくて、常時、地域住民とのコンタクトもつて、こ

議論しながら、どういこういごみゼロ社会へのいろいろな方策を考えていくのかということをご議論させていただいたらと、こういうふうな思っています。

ただ、一方で、資源としてごみを活用するということ、環境省も認めておりますように、循環型社会を構築していく中で、ごみをごみとして扱うのではなくて、ごみをやはり熱資源として再利用するということは、循環型社会のシステムの一つとして有用なものであるというところは、今回の事故に関わらず環境省も認めておるところでありますから、私はRDFについては、長い先どうなのかなというところではありますけれども、今は1つの有用なシステムであるということに変わりはないと考えております。

**○西橋委員** 終わります。

**○岩委委員** 私は、今後の再開に向けた話の中で、今のごみ発電というシステムが、知事は今システムとしては間違っていないということをおっしゃっているんですけども、私自身は、ペーパーも兼ねないけどベストではないと、この方式は、こう思っています。若干、知事のごみに対する認識と私は違うのは、やはり全国的に買でも、各市町村で、今やはり分別というところが一番顕著にあって、そしてごみを片付けていると、こういう実態がありますこと、例えば、プラスチックの力を借りなければ、あれは燃料にならない固形燃料でありますよね。その中で、既にプラスチックは三重県内においても、廃プラが砂に変わったり、あるいはもう一度再生させたり、引き取って、いわゆる循環してると、こういう実態があります。これは、ある企業が、シャワーなんかの廃プラをお金を出していただいて、引き取って、そしてそれを砂に変える。そういうふうなことが、現実にもう始まっているのに、私は、一方でそれを切り込んで、生ごみと一緒にして燃やさんてことは、今の環境政策上から言って、あまり望ましいことではないというふうに、私は思っています。

さて、このシステムとして今やっているんですけども、今申し上げたようなこと、先ほどお話をしましたが、市町村の専権事務を、地方分権という今の時代の流れの中で、できるだけ下部組織ができることは、権限を移譲してという時代の中にあって、その際に手をつっこんでいくのはいいかものかと、私は思っています。県には、もともとやっていたただかなきゃならない県民のための広い視野に立った仕事がたくさんあるし、企業行もそれなりの仕事があるのではないかと、こういうふうなふうに思っています。

また、このシステムの一番の問題点は、やはり、三重県は細長い県であって、200キロもある南牟婁郡から一番北の端までRDFを運ぶというところは無理があるんですよ。本来、この計画は、南にもそまうような発電施設を設けるということであつたのではないかと、今思っています。これはまだもう少し形も変わってきかたかと思っております。予算の都合等々でどうい形になって、やはり、かなり無理の中で、例えば、200キロRDFを積んで、北の端まで運んでいく間に、その性状はどのように変わっていくのか、はつきり言っておかないわけですよ、これ。みんなの間で、こういうことを今進めているわけ、私は、ぜひとも、知事にそういう点考えてもらいたい。

それから、もうこのことは前にも言ったんですけども、知事が設置者で企業行長が管理者で、そして運営は民間会社で、こういうふうな、そしてまた、県の環境省がこれに関わってくる。どこが一体責任が、先ほどおっしゃった責任体制が不明確なんです。例えば、藤森君が、今度、なんかエリヤサンになって向こうへ行つてもらうんだけど、でも、彼もこんな初めややるんだしね、本当に自分のものにするためには、3年や4年かかると思うんですね。その次の人はどうするの。こんなことを県がずっと引きずっていくこと、大いに私は疑問を感じています。ですから、やはり、民間にぜひやらせてもらうこと、あるいはまた、広徳市町村のRDFの協議会にお任せと申すか、お願いをして、こういう仕事はやっていただいたというふうな視点も、今後ひとつ、僕は考えていっていただかないかと、県に、県がやるべき仕事でないということ、私はあえて申し上げておきます。

それに対して、何か、知事ご意見あつたら。

**○野呂知事** まず、RDFそのものは、ベストな方法ではない。確かにご指摘ありましたように、RDF化施設ができたために、それまでかなり分別してあった町においても、その分別が行われなくなつて、非常にごみを出しやすくなつたという表現も使われずけれども、一方で、ごみに対して認識が後退して、分別だとかそういうのが行われなくなつたというふうなことが起こつたりしてあります。そういう意味では、やはり、各市町村において、今後、ともにごみゼロ社会へ向けてやうなことが起こることになりまして、徹底したそういう対応というふうなことは進めていくのではないかなと思っております。そういう中で、RDFについても、もっと安定的なそういう状況というものが生まれていくのではないかなと思っております。そういう中で、RDFの在、市町村の専権事項であるから、なぜ県がどういことにはあります。それから、今のよう運営については、設置者と管理委託をして、それがまた会社に契約して任せ、というふうなやり方についてどうだということでありまして、既にそうやって行われてきたこととありまして、そういう形のものを引き継いだらしたしまして、今後、こういう事故に到りましたから、やはり県が責任もつて、この後はしっかりどうするかということでも対応しなきゃなりませんけれども、長期的に考えていきますと、こちらの役割分担なり、適切な考え方があれば、それは将来においてはやさかに考えられている部分があるのかなと思つて。しかし、かかるという状況の中でありますから、今は、やはり早くして、こいつた事故が起つた施設を管理しておつた県として、きちっと処理をしていくということにならなければならないのではないかと、こういうふうなふうに思っております。

○日沖委員 よろしくお願ひします。  
 ○田中委員長 それでは、以上をもちまして本日の調査を終了いたします。知事、副知事はじめ当局の皆様方には、長時間まことにありがとうございました。

2 その他  
 ・委員協議  
 【閉会の宣告】  
 以上、会議の要綱を記し、ここに押印する。

平成15年12月3日  
 RPF府政機構事故調査特別委員長 田中 覚  
 ▲ページのトップへ戻る

ページID:000019205

問い合わせ先: 県議会議務局  
 電話: 059-224-2877 / ファクス: 059-229-1931 / E-mail: gikait@prefmie.lg.jp

Copyright©2016 Mie Prefecture. All Rights Reserved.  
 各ページの記載記事、写真の無断転載を禁じます。



ういふ方向が出れば、出たように対応していくのが、これが本場に説明責任です。これひとつ、特にお願いをしておきたい、こういふふうにお願ひして、それから、なることなら、大体の再開の目途くらいははどうですか。

○野呂知事 再開の目途につきましては、先ほど考えましたような手順を経て、その上で再開するかどうかということについての決断をいしていくということでございますので、時期を今特定して申し上げたり、というような状況ではございませんので、お話しをいただきたいと思ひます。

○鈴木企業庁長 今、住民の皆さんのいろいろなお話し合いということ、お話をいただきましたが、先日の特別委員会でも同様の指摘をいただき、少しお答えをさせていただきましたけれども、地域の自治会の会長さんなどのところへは、さまざまに際、県のいろいろな調査結果の報告なり、あるいは、中電グループで検査をしていただいた内容なりというのをお届けさせていただいたり。あるいは、今回、現地、現地の事務所を作って所長を配置いたしましたので、お話をしたりいふふうなことをさせていただいておりますが、当然、住民の皆さんのご理解をいただくという意味で、さらに十分な説明なり、お話し合いをさせていただけるようにしていきたいと思っております。

○永田委員 時間ないので、もう失礼します。

○田中委員長 あらかじめ、申し合わせさせていただきました時間が経過をいたしました。他に、特にご質疑ございませんでしょうか。水谷委員。

○水谷委員 知事は、RDFの発電所を視察見学されたのは、8月11日が初めてだとお聞きしておりますけれども、スタートしてから3月までにいろいろな事故や、あるいは故障などたくさんあったことが、これは当然のことながらご存知だと思うんですけども、そういう点があったにも関わらず、非常にこれは問題のある施設だということ、私は感じていたわけですが、8月11日まで実際しく行けなかった、と、こういうことだと思ふんですけども、そういう点につきましましては、十分に引継ができていなかったのかなというふうな気がいたします。あるいは、認識の甘さというところがあったのかなという気がいたしておりましたけれども。

それはさておきまして、1つだけお聞きしたいんですけども、前北川知事から、この事故後、当然あったと思うんですが、何かのコメントというか、懇めの言葉というか、そういうのがありましたでしょうか。

○野呂知事 自身が引き継いだのは、県の行政の中で、企業庁に電気や水道、そしてこのRDFも、実はこういう仕事をやっておるよというのを含めた全体を引き継いだわけでありまして、そういう意味では、発熱だとかそんなものも、私もどういふメカニズムで、それがまたどうなっていく、なんていうのは、とても認識が持てるようなことではなかったもので、トラブルといたしましては、困ったことだと、企業庁につき、富士電機とそういうことを解決してくれということをお願いしておいたこと、ございまして。本場に、それが爆発ということに結びついて、私も驚きましたし、そういう意味では、大変なことになったその重い責任を今感じながら、対応しておりますということでございます。

北川前知事からであります。私も北川知事とは、就任後話したことはございませんので、今回のことについても一切私自身話を伺っておりません。

○日沖委員 もう、時間せかされてますんで、できるだけ手短かに、ひとつ、知事、副知事、おみえの機会に、ご検討いただきたいという要望なんです。これまでの特別委員会は、企業庁さん、環境部さん、対のことでございまして。ここで、ご遺族の方、ならびに怪我をされた方々に対するこれからの対応なんです。現在も折に触れて事故原因調査の報告なり、またいろいろなお話を賜りということなりで、折に触れて企業庁さんに出向いていただいております。そういうことが近隣の方々にはさ方々の健康とか、そういうこと、あるいは、お医者さんが出向いて健康相談を受けたり、そういうことが近隣の方々にはされておられただけですけれども、ご遺族の方、ならびに事故に遭われて怪我をされた方々、そういうところのケアなどあります。精神的なものがあったり、また、やり場のない怒りだとか、やり場のない不満だとか、とにかく話したいとか、いろんなものが、われわれには想像の絶する状況で、おこぐりになられたり怪我をされた方々でございまして、あると思ふんですね。そのへんを、もちろん、企業庁さんには折に触れてお話を聞いてあげたり、また、いろんな思いを伝えていただいたりという形、いわゆる第三者的な立場で、フックション置いてお話を聞いてあげたり、また、いろんな思いを伝えていただいたりという形、いわゆる第三者的な立場で、フックション置いてお話を聞いてあげたり、また、いろんな思いを伝えていただいたりということになります。と、正直なところ、被害者の方々は、やりきれない思いを、とにかくつづける相手としてはお聞きしておりますけれども、やはり、僕らが前面に出してまいりますので、企業庁さんに対しては申しわけなくも、ですから、ちよつと、周辺住民の方に健康相談のところを作ったみたいな、ああいうようなものですけれども、第三者的な立場で訪問できるような、向こうもそういう対応ができるような、話ができるような状態というのを、いっぺんちよつと考えてみた方がいいかなと、これだけちよつとお願ひをしたいと思います。

○吉田副知事 県の本部で、健康福祉部のほうで対応させていただきたいというふうにお願ひします。

三重県議会・県議会の活動 > 委員会 > 委員会議録 > 平成15年度 委員会議録 > 平成16年1月26日 RDF貯蔵槽事故調査特別委員会 会議録

平成16年1月26日 RDF貯蔵槽事故調査特別委員会 会議録

RDF貯蔵槽事故調査特別委員会 会議録  
(開会中)

開催年月日 平成16年1月26日(月) 10:01 ~ 11:26

開催場所 第601特別委員会室

出席委員 14名

- 委員長 田中 寛 君
- 副委員長 藤田 正美 君
- 委員 日沖 正信 君
- 委員 松田 直久 君
- 委員 水谷 隆 君
- 委員 三谷 哲央 君
- 委員 貝樽 吉郎 君
- 委員 木田 久一 君
- 委員 山本 勝 君
- 委員 西塚 宗郎 君
- 委員 萩野 虔一 君
- 委員 西場 信行 君
- 委員 岩名 秀樹 君
- 委員 永田 正巳 君

欠席委員 2名

- 委員 岡部 栄樹 君
- 委員 芝 博一 君

出席説明員

- 知 事 野 呂 昭 彦 君
- 〔企業庁〕 企業庁長 鈴木 周作 君

- 総括マネージャー 小林 和夫 君
- ” 藤田 輝也 君

RDF発電特命担当 藤森 庄剛 君 その他関係職員

〔環境部〕 部長 長谷川 寛 君

総括マネージャー 小川 治彦 君

” 松林 万行 君 その他関係職員

傍聴議員 2名

県政記者クラブ加入記者 9名  
傍聴者(一般) 4名

議題又は協議事項

- 1 1月20日定例記者会見における知事発言について
- 2 県議会、国、県の各委員会の指摘事項及びその対応について

【会議の経過とその結果】

【開会宣言】

- 1 1月20日定例記者会見における知事発言について
- 2 県議会、国、県の各委員会の指摘事項及びその対応について

(1)資料に基づき当局説明

(野呂知事、鈴木企業庁長)

(2)質疑

○三谷委員 多岐にわたっていますので、質問させていただきたいと思うのですが、知事が、やっぱり記者会見で年度内の再稼働ありきの印象を与えたというの、僕は非常にまずかったと思うんです。今から住民の説明会等々いろいろあるわけですから、当然そういう発言が前提になりますと、住民同意を求めるといって、説明会そのものが一種の通過儀礼といえますか、形式的なものになってくる可能性がありますが、また住民の方からの理解もなかなか得られないのではないかと、そのように思っています、そのあたりのところもういっぺん知事の方からお考えをひとつ聞かせていただきたいと、こう思っています。

それから、先程の知事説明の2ページ目に、できるだけ早い時期に試運転はしたいということがいわれられておられますが、具体的時期は、関係省庁、消防機関等との協議を待たないとありますが、試運転を行う場合、住民の同意というか、住民の理解というの、前提になると思うんです。そのあたりのことが出てこないのですが、まずその点、知事からお伺いしたいと思えます。

○野呂知事 RDFのその件につきましては、事故で運転を停止をいたしましたけれども、ごみをRDF化しております26市町村から発生するごみにつきまして、当面の受け入れ先は確保しておりますけれども、このRDFの焼却発電によりまして処理費用を、大変大きく超えているという状況でございます。関係市町村からは早期の運転再開を求められておられるという状況でございます。

それから、県のこの施設が停止をしておられるということで、市町村においての円滑なごみの処理に大きな支障が生じておられるということもございますから、早く正常な状態に戻したいという強い思いがございました。このために、1月20日のああいった発言になり、十分にですね、説明申し上げないまま誤解を与えてしまったと、こういうふうにお思っているところでございます。

それで私としてはですね、先般の発言が、なにかあの発電所の稼働時期が、既に決められておるのではないかと、あるいはその施設ですね、安全確認前に本格稼働するのではないかと、私のおもっている真意とは違う誤解を皆さんに与えたとすれば、これは大変申し訳ないことだと、こういうふうにお思っております。

したがって、発電所を再開するにつきましては、従前から申し上げておりましたように、施設の安全性の確保ということ、これはもう大前提でございます。それから県議会や市町村住民の方々の一定の理解を得た上でなければならぬ。こういう考え方もですね、今なら変わるものではないかというふうな、私のおもっている真意とは違う誤解を皆さんに与えますけれども、ぜひご理解をいただきたいと、こう考えております。

○三谷委員 試運転の時期はどうされますか。

○野呂知事 試運転につきましては、先程議会や関係市町並びに住民の方々の理解をお願いをする、説明をするという上での、その後のことだと、こういうふうにご考えております。

○三谷委員 ぜひ慎重にですね、特にあの事故以来、関係の住民の皆さん方も感情が非常にナイーブになっていいますから、ぜひ適切な発言等をこれからもお願いをしたいと思っております。

そういう意味から言いますと、今回のこの発言の時期にですね、年度末にこだわらないと、そしてそういう県議会・市町村・地域住民の理解を得た上でということと、それがあつたらやるとあるということとを述べられておられますので、やはりそのあたりをはっきりとさせた方がその誤解が払拭できるというふうには思っています。

**○野呂知事** 今のRODFの処理しておるですね、市町村の状況とかいろいろ、先程申し上げた諸般の状況等からですね、極めて、停止をしておるという異常な状態ですから、正常な状態に早く戻したいという思いがあつて、そのことは決して安全性を確保するという前提を抜くかそういうことでは全くありませんから、そういう意味で私の真意を誤解されるような発言になつたということは大変申し訳なく思つておるということとでございます。

したがいまして試運転ということにつきまして、先程申し上げたように、まずは安全性を確保し確認していくということとありまして、そして住居の岩様、それから市長、そしてもちろん議会の皆様にもそうでありまして、ご説明を申し上げ一定の理解を得た上でなければならぬということ、これはもうそのとおりでございます。したがいまして、その結果として試運転に入る時期もですね、今まだ定かにはわかんないということとです。

したがってそういう意味で誤解を与えようとするような発言はいたしません。

**○木田委員** おっしゃられることは十分理解できるんです。ただですね、安全性を確認してから実施するということは、内容的にはもう時期はいつだということにこだわらないこととなんです。ただそういう意味からいえば内容的にはそう言う一つの確かなんですけれども、ただ県民に対してですね、そういう誤解があつた、それを払拭するためのには、やはり一言安全を確認してやらざるを得ない。そして時期は年度末にはこだわらせないということとを、一言私は入れたほうがより払拭できるというふうに思っています。

**○野呂知事** 先程から申し上げておられますように私としては、事故発生以来申し上げてまいりましたように、安全性を確保し確認した上でなければ再開しないと思つてまいりました。したがいまして、その考えは今も全く変わっておりませんから、今日も報告申し上げておられますいろいろな諸報告への対応案につきまして、ご審査もいただき、そしてお示しもしてきておるわけでございますけれども、今後さらにこういうことにつきまして話してまいりまして、そしてもちろん議会や市長それから住民の皆さんに十分にご説明を申し上げてまいりたいと、こう思つておられます。それをしていただければ次のステップへはいけません、ということとでございます。

**○山本委員** 今、知事の方からもいろいろ説明いただきました。ちよつと勇み足で言い過ぎたというふうなところもよくわかつたんですけれど、私ども前々からお話しておりましたようにやっぱりこの事故がおきですから、地域へ知事も企業庁も含めて積極的に関与して欲しいと思つておられます。積極的に地元説明なり関係市町の所へですね、どんどん行つてほしいなと思つておられます。今日はこの二ページの2行目のところにですね、引き続き市町村、地域住民の方々に説明をしてご理解をいただくというところでございます。このへんのところちよつとやっぱりもうここまでできた本体のスケジュールをですね、お聞かせいただかないと、なかなか地域も私どもとしても理解できませんから、その辺の本体のスケジュールについて、ちよつとお聞かせをいただきたい。こんな話も出てまいりましたけれども、桑名の市議会では知事に来てもらつてそこで直接話を聞きたいという、こんな話も出てまいりました。知事としてこんな事態になつておられますから、ぜひとも地域のですね、議会の理解をいただくために桑名市議会へ行つて説明をされるのか、それのところをどうお伺いしたいと思います。

**○鈴木企業庁長** 地元説明会につきましては、この三重ごみ固形燃料発電所の管理責任者であり、かつ地方公営企業の管理者でありまして桑名市議会幹部職員等が出席をさせていただいて丁寧に説明をさせていただきたいというふうなふうに思つておられます。整理がつきましたらお知らせさせていただきます。

また、桑名市議会の全協からご連絡をいただいておりますが、やはり申し上げましたように私自身が地方公営企業の管理者でございますので、私がきちんと説明をさせていただきたいことを考えておるところでございます。

**○山本委員** その辺のところがちよつと地域の中ではなかなか理解を得られないところがあるんですけど、私としてはできればひとつ、知事が直接やっぱり現地、それから桑名市議会のところへ知事が行くかどうかのこのごとのこのごとのこれはまた筋論的にはどうかと私も思うところがあるのですが、これだけの事態になつたんですから、やっぱり知事が直接訪問してお話されるという方が僕としてはよりベターやないか、そしてまた再開に向けて地域の理解も得られるんじゃないかと思つておられます。知事にお伺いいたします。

**○野呂知事** 今、企業庁の方から考え方を述べたいというわけでありまして、私どもも、私どもも今日こうやって特別委員会でもご議論をいただいております。その私の真意につきましても、できるだけきちんと伝えるようにその上で努力をしたいと思います、このように考えております。

**○山本委員** そういう話からいきますと、例えば地元元の市議会としてこれはもう同意できないということになれればどうします。

企業庁長ちよつとお伺いしたいのですが、資料4の説明ですが、先程のご説明でですね、資料4の管理運営責任を明確にする規定を体系化するというお話があつた。今後ですね、管理運営等は今の話でいきますと、またおそれる富士電機のごとくにいくんじゃないかという不安を感じておられるんですが、これはまだ今の話からわかりませんが、管理運営に關して、その責任の所在というのはこれはもう一度確認させていただきたいのですが、企業庁なんですか、富士電機なんですか、資料1のこのところの運営体制のところでもですね、今後の対応は、責任の所在を明確にしていきますと書いてあつて、企業庁が管理者として主体的な運営を行いますと書いてあるんですが、管理運営に關して、また運営を富士電機に任せるとある場合でもですね、責任の所在は企業庁に明確にあるということとなんです。それとちよつとやっぱり一体的には運営を任せれば、その運営を任せられた会社、例えば富士電機にあるということになるんですか。

**○鈴木企業庁長** 実際のですね、作業管理運営ということについては富士電機に委託をすることになりますが、企業庁の責任で管理運営の責任をきちんと明らかにした上で、実施をしたいと思いますというふうに思っています。

**○三谷委員** ちよつとよくわからないうちで、今度管理運営規定等をきかんと作つておる中で、この部分には企業庁の責任です。この部分は管理運営を任せられた会社のごときとちよつと体系化されて明確に出してくるということですか。

**○鈴木企業庁長** いずれにしてもですね、実際の運用については本来的には企業庁という認識をいたしておられます。その管理の指揮のもとにですね、実際の操作なり運用をやっていただくというふうに考えておられます。細かい点についてはですね、さらに検証した上できかんと整理してまいりたいというふうに思っています。

**○三谷委員** そうすると先程言われました、例えば発電所運用及び維持管理要領とかですね、発電所設備点検手順基準とか、災害対策要領とかこういう従業員の教育、指導訓練方法等は、これは僕がきちんと決められて、これをきちんと受け入れる会社でなければ、管理運営は任せられないという、その管理運営の契約の時にこういう事項をきちんと入れられるということとですね。

**○鈴木企業庁長** はい、様々な規程を先程今回説明をさせていただきましたが、その中でも申し上げましたように、従業員関係者へ富士電機から届け出がされて整理がされたものを再編集するという形になっておるわけですが、いずれも今回は県として自身をきちんと点検した上で、県として届け出た内容について責任を持つていくという形で行つてまいりたいというふうに思っています。

**○三谷委員** そうするとこの要領なりの規程に従つてその管理運営を任せられた会社ごときとちよつとやつておつてそれでなおかつ事故とかいふような不祥事が出たような場合はこの規程等を設けた県の責任だと、つまり企業庁の責任だということとがここで明確になるということとですね。

**○鈴木企業庁長** 当然のことながら、きかんとその規程に従つていくように指導あるいは状況を見ながら対処していきたい、もちろん提出した内容については、企業庁としてきかんとした責任を持っておられますから、そのとおりでいただいている現場できかんと対応していきたい。

**○三谷委員** 企業庁長、桑名広域清掃事業組合のRODF化施設が本格稼働した場合には、今後貯蔵方法、貯蔵場所、貯蔵量、設置可能時期については十分検討を進める必要がある。つまり今回やるのは、桑名広域が本格稼働するまでの一種の暫定的なものであつてということとですね。桑名広域がやっぱり一番多いわけですから、これができるときに十分に検討したい、その目的はいつ頃とちよつと考えておられますか。

**○鈴木企業庁長** 桑名広域さんの方でですね、今、改修方法等議論していただいておりますので、私としてははっきりとしたことが申し上げられませんが、現時点では桑名広域さんのRODFがないという状況の中であれば、今回の暫定的な方法です。ね、処理ができるのではないかと、貯蔵量がなくなつてもできるんじゃないかと、すべてが稼働していた段階ではやはりきかんとした貯蔵施設を作れないと無理ができないという事態になるということとでございます。

**○三谷委員** そうしますと大型の貯蔵施設の安全性上それがきかんと証明されるまでは、桑名広域の本格稼働はあり得ないということとですね。

**○鈴木企業庁長** 先程も少しご説明申し上げましたが、消防庁の方で指定可燃物として申請したものが近く示されてまいりと思つておられますので、それらの内容を見て検討するということとしか現時点では申し上げられませんが。

**○木田委員** 知事さんの説明を聞いて理解をさせていただいたんですけども、その中でですね、知事は誤解を与えたと、なんとか早く正常な状態に戻つてほしいという、そういうふうな期待感から発言をしたということとですね、それも十分よくわかるんですけども、ただこの試運転についてもできるだけ早い時期に行いたいというふうなことを述べられておられるわけですが、やはりこの説明では誤解をされた方々は、やっぱり年度末じゃないかという考えは私には払拭できないと思つておられます。



○ 鈴木企業庁長 増額するか減額するかというのを決めて判断をされているわけではございません。整理をした上で後日ご説明の機会があればさせていただきますというふうに思っています。

○ 西塚委員 整理した上でですね、どうするか説明させてもらうということなのですが、増える可能性があるということでしょうか。

○ 鈴木企業庁長 大変さきんと説明ができなくて恐縮でございますが、現時点ですとね、運営管理体制等、県の方もさきんと責任を明確にしていうふうなことも念頭において、議論をしておりますので、こちらの整理をした上で、こういうことをご理解をいただきたいというふうに思っています。

○ 員増委員 知事に伺うんですけども、10月の2日の本会議最終日から今日までの数か月間、あの時点で私はでも知事がこれを決めたいと思えないんですけどね。知事が判断して現場を見て全てを掌握して、今回の発言に、先般の20日の記者会見に基づいたら、これは到底見えない部分があるんですけど。

でもそうしたときに、例えば単純に今、各委員さんの質疑がありまして、補助金の問題とかいろいろ問題があるあるいは市町村に対する来年度予算の補填の問題もある。でもそれだけひとつずつですね、端的に言えば、じゃあ今まで事故があったから富士電機からの設置者が引き取る引渡しも発着なく、そして運転、現場の地元住民の了解を取って、これも日程も決まってる、議会もこの会期中に説明して理解をいただきたいと、なんかかわわべだけがどんどん満ち満ちて走ってるような感じがするんですけど。到底さききの質問にありまして、これは行政をあきらめていた、あるいはさききはさききわかんないけども、住んでる県民、地元住民というのはこれだけでええんやかと、県庁は何を考えているんやと。ぶっちゃけ話の回数聞かされても、住んばかりなんです。まして記者発表のときでも知事は設置者じゃなくて企業庁に地元説明をさせますと、私は行きません。なので、これ知事本当に真意でそれを言われているんですけど、これをさきよと確認させていただきます。

○ 野呂知事 先にですね、ご質問の中でさきよ申し上げましたけれども、このRDFを取り巻く課題につきましては、まず第一に発電所が停止を止ましてから、このRDF化しております26市町村でございますが、ここにおきましてはこのごみ処理費用がさきよ増大して、RDF化の費用を大きく越えておられるというふうなことから、早期の運転再開、これは強いご要望が何度もあるところでございます。もちろんその中にはですね、市町村においてごみの処理につきまして、大変大きな支障が出ておられるというところであります。そういうことから、これは事故によりまして、こういう異常な状態になつたわけではございません。ましてそれを正常な状態に戻したいという考えは、別段おかしなことではないのではないかと、こういう気持ちも強く持っています。今、先般の発言についてはですね、十分説明不足といえますか、そういうことはなかなかないので、説明を与えてしまったんだというふうなふうに思っております。

RDFそのものにつきましては、企業庁の方で対応を今やっておりますところでありまして、そしてその後正等な状況に至る過程の中で企業庁が責任をもって管理委託してある富士電機とですね、共にやっていくということでございますから、私としてはそういう中で、早く正等な状況に戻るといって、その期待感を持っておられるということでございます。ただそれは何度も申し上げておりますように、あくまでですね、安全性の確保と確認ができなければ再開しないんだということについては、これは私もかねてから強く申し上げておるところでありまして、そういう考え方が変わったとかいうことでも全くありません。

そして議会やそれから関係の市町そして住民の皆さんにも十分にご説明を申し上げていく、一定の理解をさせていただきたいと、このようにこれは大前提として考えておられる、そのことも変わりはないわけでございます。私としては、今日こういう機会もいただきましたので、ぜひ皆さんにその点を十分ご理解いただきたいと思いますと考えております。

○ 員増委員 もう時間もありませんから、一点ほどもういっぺん確認を取らせていただきますけれども、再開を前提とした時、知事は今、どうとうと弁弁言われましたけれども、内閣からの対策は、知事は報告を受けたあと、企業庁なりあるいは環境部に対して実際に指導されてきたかと。じゃ、事故原因がRDFの性状だったと、これはあの事故が起こったからでも1人専門職を設置して研修に出してきたかと。あるいは一昨日も26市町村のRDF協議会が開かれていて、企業庁で、なんであんなことが起きてきたかという、性状がどうの形状がどうの水分がどうのと、今日もまた説明がありました。これもどうとくに何回もやっけていっていいことなんですか。

一番大事なところ、知事が判断して委託した富士電機やつた富士電機に、あんたこの搬入のチェックが7カ所からくるけれども、企業庁から委託している段階ですら引き取ってないし、じゃあ企業から見たときに県の環境サイに26市町村、どういう指導したらいいんですよ。今のままやったら入れられないぞと、企業からのひとつの論点を私は土俵に上げると、知事は言うべきだったと思つてますよ。内閣からの、設置責任もあるけれども企業庁の管理責任もある。でも土俵の立場も聞いて、そしてそのRDFに対する性状形状に対する指導をしないことには7カ所あったって、7つともメーカーも違うんですからな。

今、コンテナで貯蔵槽は作らないという議論に発展しましたけれど、それ以前のあの持ち込み材料について知事はどのように企業庁環境部にある26市町村の協議会に、知事の声として指導をされているか確認させていただきます。

○ 鈴木企業庁長 先程申し上げましたが、各市町村、地元桑名市さんも含めですね、このRDFにかかわっている市町村からは早期再開ということを強く求められております。また私どもも安全性をきちん確認した上で、ぜひ早期にさせていただきますというふうなことを強く思っております。その辺の私どもの考えなり安全性についてきちんとお話をさせていただきます。中でご理解を得ていきたいというふうに考えております。

○ 山本委員 もうこの程度でやめますわ。それではあと二点くらい伺いたしたいと思いますけど、施設の移管の問題がございまして、この問題についてどの辺のところでございまして、いわゆる正常な運転が可能になっても直ちに本格稼働ということではなく、一定の期間、施設の改修の効果や稼働処理の状況とか、うんぬんという感じが出ておられますんで、施設ですね、県への移管というのをどの辺の時期に考えてみえるかということをお伺いします。

もう一つは、危機管理体制についていろいろ言うまう文書的には書いてあるんですけど、今までの企業庁の姿勢からいくとかな情報をお知らせに出さないとどうこうということも私も私も感じましたので、この安全管理会議というのを設置されるということですか、どういうような構成でどんな形をもっておられるのかもうちょっと詳しく説明をお願いします。以上二点です。

○ 鈴木企業庁長 まず安全会議の方でございまして、手元の添付資料の方で細かい内容は付けさせていただきます。添付資料の最終ページくらいだと思いますが、一番最後に4-1、安全管理会議設置要綱というのを付けさせていただきます。添付資料が、専門の学識経験者の方、あるいは地元の市町村の職員、住民代表の方に入っていた会議を設けていきたいというふうに考えておられるところでございます。

それから、引き渡しの件でございますけれども、試運転を実施し、施設がそれぞれの能力に依じた運転がきちんとしていくことが確認できた時点で整理をしたいと思いますというふうに思っております。

○ 山本委員 ありがとうございます。

○ 西塚委員 今日の説明の中でなかったんですけども、処理費用の関係を少しだけお尋ねをしておきたいと思うんです。従前は1トン当たりですね、3,790円市町村が負担しておつたわけですけども、その関係が高くなるのかどうかというところが一つ。

それからもう一つは、富士電機との委託をしてみえるわけですけれども、富士電機の管理体制が、24名体制から34名に増えること、10名が一人が増えるわけですけれども、そんな関係なども考えますと、従来から契約している金額のままで富士電機にそのまま委託できるのか、あるいは委託費用が増えるのか、その二点についてお尋ねします。

○ 鈴木企業庁長 まず市町村にいただいた処理費用の点でございますが、平成14年の6月の10日のRDFの運営協議会の理事会におきまして、14年の12月1日から18年3月31日までの3年4か月間は、1トンあたり3,790円として、市町村のRDF処理費用を決議してあります。今すぐ見直しをするという考えはございません。

しかし今回の事故を受けて安全対策等に要する費用が必要となつてくることから、今後RDF化市町村とは十分協議をしてもらいたいというふうに考えております。

また、富士電機との契約の金額でございますが、今回さまざまな安全対策も講じていくという状況の中で、きちんとして後日整理をさせていただきますというふうに思っております。

それからもう一点、実は先程三谷委員のご質問に正確にお伝えできなかったことがありまして、お答えをさせていただきます。桑名のRDF化施設が稼働したら量が多から、公共的な貯蔵槽がないとできないのではないかと、こういうことについて、稼働いたしましたら現在考えておられるやり方では不可能でありまして、きちんとした貯蔵施設が必要でございます。現在8系列のうち1系列は、稼働したが、それがすべてが本格稼働した場合というふうにご理解をいただきたいと思っております。現在8系列のうち1系列は、相当早い段階で稼働した。ほとんど稼働を受けたいというふうなふうに聞いておられますので、その1系列分につきましては、今日お話をさせていただきます。対応の中で、処理が可能というふうに考えております。以上でございます。

○ 西塚委員 市町村の処理事情については、18年3月までという約束事ですので、その段階で見直しがあり得るかもしれませんが、もう一つ富士電機との関係なんですか、今お聞きすると整理をした上で見直しをするような感じを受けたのですが、増額することもあり得るといって、今で説明したいのではありませんか。

○ 鈴木企業庁長 いずれにいたしまして、さまざまな費用の議論が率直に申し上げて富士電機との間には残っております。これについてきちんとして整理をしてその段階で説明させていただきますというふうに思っています。

○ 西塚委員 もともとプロポーザルでやつたときの費用はですね、建設費用も後の運転管理の費用も含めてトータルになつておつたんだと思つてます。それが今になって増額するとか、こういうのは理解しがたいのですけれど、その辺どうなんですか。



年12月から始まりましたこの事業なんでも、不測の事態がたびたびと発生したと思えます。それを隠そうという体質が企業行にあったのではないかと、また、委託先の富士電機にあってはどうか。このことが大きなその事故の原因の要因になっているように思いますが、そういう隠ぺい体質に対する改善策ということが示されていないということも残念です。例えば8月の14日にです。熱風が吹き出したと統一見解をお示しをいただきました。私たちはそれは爆発ではないか、このことを強く申し出たにもかかわらず、いや、熱風が吹き出しただけだと、このように言い切りました。その数日後、死亡事故が起こったことでもあります。そういうことを含めてですね、今回お示しをいただきました資料等では少し甘いように思います。それから、これにかかわる重要な事柄を十分考えたいと考えて、さらにその対応改善策の中間、そして最終、そういうふうな報告の時には十分ご配慮いただけますようお願いしたいと思います。ほかにご意見はないようございまして、これで本日の審査を終わらせていただきたいと思います。知事はじめ、関係の皆様方がどうございました。以上をもちまして委員会を閉会いたします。ありがとうございます。

以上、会議の要綱を記し、ここに押印する。

平成16年1月26日

RDF貯蔵構事故調査特別委員長

田中 寛

ページのトップへ戻る

ページID: 000019196

問い合わせ先: 県議会事務局

電話: 059-224-2877 / ファクス: 059-229-1931 / E-mail: [rikai@pref.mie.lg.jp](mailto:rikai@pref.mie.lg.jp)

Copyright©2016 Mie Prefecture. All Rights Reserved.  
各ページの記載記事、写真の無断転載を禁じます。



ございしますが、燃焼工学環境工学、化学工学、とそういったご専門というふうに聞いておられて、できるだけいろんな角度から見ていただいたというふうにお聞きしています。

それから二つ目の、今回のさまざまな改善策について、富士電機とはどう議論になったのかということもございしますが、それと同時に改修という点も踏まえてですね、富士電機の方と私どものほうと十分議論をして作り上げてきた今回の安全対策と、こういうふうには私は理解しております。

それから最後、コンテナのお話が出ましたが、今のところいろいろな技術的な指導も受けながらご説明申し上げたようなことを申し上げましたが、さらにそれと比べてどうかというふうなことにつきましては、消防機関等々とさらに協議あるいは指導も受けてきたものにしていきたいというふうに考えております。

○水谷委員 当然のことながら富士電機とはですね、そういう形で密接な検討を一緒にやっていると、こういうこととございしますね。

○鈴木企業庁長 議論をいたしております。

○萩野委員 すいません、最後に。この委員会の中で今日の議論ではないかわかりませんが、再三委員からご質問出ておりましたその権性になられた方ですね、あるいはけががされた方、その方の対応と現状についてどのようになっているのかということですね、今答えられなかったらあとで結構ですけれども教えてください。

○鈴木企業庁長 ご遺族の方へのお悔やみ等については、これまでに副知事あるいは私等がですね、何回かお邪魔をさせていただいてお話しも聞かせていただいております。遺族の方からご意見もいただいておりますので、今後とも誠意を持って対応させていただきたいというふうに考えております。また、負傷された5名の方でございまして、現時点ではそれぞれ職場復帰等されたという報告を聞いております。

○永田委員 一点だけちょっと。詳細はあとで結構ですが、この知事説明の中にごみの受入先やごみ処理費用の増こうというものがありますが、今、現状どうなっているのかですね、概略だけ説明いただいて、詳細は後で結構ですが。

○長谷川環境部長 ごみ処理につきましては、RDFは基本的に県外の和歌山、京都の事業所と県内の市町村で一部処理されております。それでごみにつきましては、愛知県名古屋市を含めまして、年度末のピークも消化しております。それでそのことに関して桑名広域の生ごみ処理施設が再開いたしましたので、今は愛知県名古屋市については、まだ緊急の事態等につきましては、ご協力いただきたいということでご丁寧にお願ひ申し上げます。一時その、桑名広域のごみ処理につきましては、大変困難を極めておたんですが、それについては自己処理でですね、今、動いておることと1月の13日以降ですね、動いております。あと現状は、当然契約がございまして、RDF、生ごみを含めまして年度末の処理につきましてそのような形でございまして、万が一、年度を繰り越すようなことがあればですね、当然普通の県外の処理につきましては、県外の民間業者だけで済まる話ではございませんので、その市に、県市の協力を得て、やることになりまして、もしもそういうことになれば、関係県にも協力を求めるように今後努力してまいりたいと思っております。以上です。

○永田委員 費用の問題ありますか。

○長谷川環境部長 単価ということとございまして、単価はですね、今は当然県民でやっておりますので、RDFで1トン当たり高いところは4万近いということもございまして、県内でも3万というのもございまして、一概に4万が高いという話ではないということとございまして。

RDFは当然その時期からいきましたと、運送費とかいろいろランニングコスト的なものもございまして、そのようなことがRDFの県外処理につきましては、市町村にとっても大きな今後の負担にもですね、費用的には高くなっておられますので、なるべく安くいけるようなお話をしながら、現状いすれにしてもRDFを製造してありますから、その処理がまずためるべくなく、処理していただくことが最優先してありますので、私が立会人になって、民間企業とですね、関係市町村とが契約を結んで、現在処理をしております。以上です。

○田中委員長 あとございませぬ、ようか。ないようですね、私から少しだけ。本日、全員協議会からの資料で出していたいただきました、ご意見(要望)それに対する対応ということと踏まえてもらいたいと思っておりますが、ご意見(要望)というこの日本語の意味がよくわかりません。私たちはですね、ずいぶんと指摘をしてきたつもりであります。

そういうふうなことを思いながらですね、原因究明の部分、考えるときに、ひよとしてその多くは企業行の体質にあったのではないかと、企業行を含めて三重県としての体質にあったのではないかと、ずいぶんと思わざるを得ないということとあります。

まず一点目がそのプロポーザル契約のあり方、これが不透明過ぎました。こういうことをずいぶんと最初の時点から指摘をさせていただいたと思っております。これに対する対応策、改善策ということを示されていないのは残念であります。平成14



三重県議会・県議会の活動 > 委員会 > 委員会会議録 > 平成16年1月27日 RDF貯蔵槽事故調査特別委員会 会議録

平成16年1月27日 RDF貯蔵槽事故調査特別委員会 会議録

RDF貯蔵槽事故調査特別委員会会議録 (開会中)

開催年月日 平成16年1月27日(火) 10:03 ~ 12:17

開催場所 全員協議会室

出席委員 16名

委員長 田中 寛 君

副委員長 藤田 正美 君

委員 日沖 正信 君

委員 松田 直久 君

委員 水谷 隆 君

委員 岡部 栄樹 君

委員 芝 博一 君

委員 三谷 哲央 君

委員 貝樽 吉郎 君

委員 木田 久圭一 君

委員 山本 勝 君

委員 西塚 宗郎 君

委員 萩野 虔一 君

委員 西場 信行 君

委員 岩名 秀樹 君

委員 永田 正巳 君

欠席委員 0名

出席者

参考人：北川 正恭

(前三重県知事・早稲田大学大学院公共経営研究科教授)

傍聴議員 20名

県政記者クラブ加入記者 18名

傍聴者(一般) 25名

議題又は協議事項

1 RDF発電事業を推進した当時の知事としての見解について

2 委員協議

・県外調査について

・次回開催について

【会議の経過とその結果】

〔開会宣言〕

1 RDF発電事業を推進した当時の知事としての見解について

〔質疑・応答〕

○萩野委員 おはようございます。新政みえ萩野でございます。北川前知事にはご出席いただきありがとうございます。新政みえ、私から基本的なお尋ねをさせていただきます。残りの時間があれば残りの新政みえの委員から精強なり補足なりをしていただきたいと思います。

まず8月19日のRDF貯蔵槽の爆発事故によりまして犠牲になられましたお二人の方に改めて心からご冥福をお祈り申し上げます。

消火作業中に亡くなられました川島さんという消防士の方がいます。昨年11月末に第一長男が誕生されたそうございます。どんなに待ちわびていたかということと、その無念さが痛く突き刺さるような感じがいたします。新しい命の誕生は大変喜ばしいことです。しかしその命が成長して、なぜ父親は、というように私どもに問いかけられたときに、どのような答えを私どもが用意できているのか、ということに深く思いながら委員会の審議を続けてきたつもりでございます。

北川前知事、今日は参考人と呼ばさせていただきますけれども、北川参考人は8月19日以降、ずっとこの問題について沈黙を保ってきたように思います。おそらく思いはたくさんおありだろうというふうに思います。ですから今日はぜひ、この委員会で県民の皆様思いを吐き出さなければ大変ありがたいと思っております。

昨日も委員会がございましたが、まず北川参考人はこの8月19日のあのRDFの事故をどのような形でお知りになったのでしょうか。そしてその第一報を受けたとき、あるいは知ったときの率直な思いを、感想と申すのでしようか、そんな思いをまずお聞かせいただきたいと思います。

○北川参考人 今、萩野議員さんのご質問にお答えする前に、昨年の爆発事故に関しまして一言発言をお許しただきたいと思っております。8月14日、19日の爆発事故によりまして、お二人の方がお亡くなりになりました。まず私が哀悼の意を表し、ご冥福をお祈り申し上げます。また、ご遺族の皆さんや関係の皆さん方に対しまして、お悔やみを申し上げます。さらに負傷されました皆さん方に対しましてもお見舞いを申し上げます。また、多くの近隣の皆さんやあるいは県民の皆さん方に心労を煩わせることもあり、ご迷惑をおかけしたことにつきまして、前任者としてこの場をお借りしておわびを申し上げますと思う次第でございます。

今ご指摘をいただきましたように、私もこの事故を知ったのはテレビでございます。それでテレビを見ておりました。素直な感想と申しますが、それはですね「これは大変な事故が起こった」ということで、胸を去来するものはいらうございまして。

ひとつはですね、先程申し上げたように、これは自分として、心の中ではございましたが後悔やみを申し上げ、哀悼の意を表し、そしてけがをされた皆さんには、けがの量はテレビではわかりにくかったものから、胸を去来するものはいらうございまして、あるいは回復ができるようにということも瞬間的には思ったのでございます。

そしてそれ以後ずっと沈黙を守っていたようなことでございますが、私自身、前任の立場から申し上げまして、個人的には申し訳ないなと思っております。責任ももちろん感じてはいるわけでございますが、その8月14日から19日前後の事情は正直全くわからない身です。経々にですね、私がコメントを申し上げることは、マスコミの方からも求められたんですが、かえって県民の方にご迷惑をかけた、あるいはさまたげな点で、支障をきたすようなことになってはいかかかなのかと、そんなことを思わせていただいた。今日はこの場でこういう形で公式に伺いますか、お話を伺う場をいただいたものですから申し上げますところでございます。心苦しいことはございませぬけれども、その点はご了承いただければと、そのように思います。

また、前任の知事として、今日もそうでありませぬけれども、その後、多くの関係者をいただく皆さんのご心労を煩わせたり、さまざまな点でご迷惑をかけていることも心苦しく思っているようなことでございます。

今ご質問のお答えになったかわかりませんが、テレビで知ってさまたげなことが去来したということでございます。

○萩野委員 おっしゃられるようにこのRDFは、北川知事だけでなくて田川元知事の時代から引き継がれて、今日野呂知事に引き継がれている事項なんですけれども、当時ですね、これはRDFの推進というのは国策でございまして、通産省とかあるいはINEDOが先頭に立って推進してきた代物でございます。

また、一昨年の12月1日に事実上、このRDFは本格的稼働を始めた。これは北川知事在任当時、始めたんですけれども、その当時に施設の企業庁への移管がまだできていなかった。現在でもそうですけど。そして今までの私ども特別委員会の調査でも、試運転も十分にこなされていなかったということが明らかになってきているわけなんですけども、そのことは知事在任当時ご存じでしたのでしょうか。

まずその二つをお願いします。

○北川参考人 私はどの現場で技術上の問題は解決しているというのを申し上げたかちよとよ、その具体的なところは記憶にございませんが、実は、そもそもRDFを導入するようになったときに、国々さまざまな研究が始まっておりまして、NEDOも含めていろんな学識を有される皆さん方にもご指導賜りながら最大限、間違いないようにという努力をしてきたことは事実でございます。

その中でいろいろな選択肢がございましたけれども、これを採用するということについて、私自身がある程度納得していますか、これならいけるなという判断をしたときに、具体的ですね、これをもってということとはちよとよ申し上げかねるというのか、私はいくつかの要素はないと思いますが、さまざまなそういういろいろな知事の方からも意見を賜りながら、そして総合的に判断して、これこれを採用しようということにしたんだというふうにご理解をいただけたらとこのように思います。

そこで昨年の12月1日から稼働するということでございますが、当時、試運転はそういういろいろなことについて、私は企業庁の方からも説明がございまして承知をいたしておりました。

そこで12月1日ですね、稼働するについては市町村の皆さん方からも既に関係がはじまっておりまして、これを運転するのには可能かどうかというふうなことを企業庁からも報告をもらいまして、これでスタートしようというふうな話しになったことは記憶にございます。

そこでですね、1日から稼働して、いろいろな事故が引き続き起こっておりますから、その程度その程度、私どもは打ち合わせをしながら改善の方に努力はしてきてきたんですが、そういうことが安定いたしますか、ある程度目途が立った時点で引渡しを受けるのが筋でございますよというふうなそういうお話を企業庁からもらいましたけれども、私もですね、そういうことを、例えば寒いときと暑いときの性状の違いからどういふことが起こるかとかいろいろなんかを確認して、そして引渡しを受けるということをお願いしております、私もそれは了解をした上で進めてきたと、こういうことです。

○萩野委員 当時ですね、私どもを含めてですけれども全国的にRDFというのは爆発するんだというふうな知事というののがなかったらどういふかと思えます。ただ、そういうことであったとしても再三本会議場で答弁されている技術的な問題というのはもともと解決済みなんだというあたりはですね、非常に疑問に思うところでございます。なにが他に大きな根拠があったのかなというふうなことを思わせていただいていたところなんですけど、今は総合的に判断されたということでございます。

12月の監査委員会の定期監査でもその本格的稼働を始めたけれども移管もできていないし試運転もできていなかった。その辺の危機管理がこのようなことになったのであって、事業主体としての責任を企業庁は果たしていないということを県の監査委員も指摘しているところでございます。

それでですね、一昨年の12月1日から昨年の4月まで知事在任中に、その間でもいろいろな事故やトラブルがございまして、このことについて、企業庁なり環境部から報告や上申があったかどうか、このようなトラブルがありましたというふうな報告、このような事故、こんなことがありました、というふうな報告があったかどうかということがひとつ、あったのならその一昨年の12月1日から4月の知事在任中に、どのように感じてどのような問題意識をもたれたかというふうな指示を出されたかどうか。そのことについてお答えいただけますか。

○北川参考人 12月1日以降、何回か事故がございしましたが、その度に私は報告を受けておりました。それでですね、その報告について正確に対処するように当然現場サイドも努力はしており、そういうことでございしますが、私も、これで大丈夫かというふうな話し合いは毎回重ねた中で指示をしたり対応をさせていただいたということでございます。

そこでこのことにつきましてはですね、それぞれ企業庁も富士電機の方々と現場の責任者の方々も真剣な対応をされてきてみえましたが、1月に入りまして、さらに一層全社的な対応をこれにすべきではないかというところから、富士電機の社長さんの方に文書を送付して、それでその善処の方を強く依頼したということでも私の方にも、これは全社的な対応ということでも、社長自らお出まをというふうなお願いをしたということでもございまして、相手が社長というふうなことで社長さんの方からですね、声をかけていただけたらいいのではないかとはいいますから、相手が社長というふうなことで社長さんの方からそういうことで、電報を打っていただいたらいいのではないかとはいいます。それは私も私から社長さんの方にそういうことで、電報を打っていただきましたが相手がつきつこうの善処方についてはお願いをしたというのが1月の末だったと思えますが、そういうことを電報で私どもとしてはとら得る対応につきましては精一杯その時点で努力をしてきたと、こういうことでございします。

しかし今日、若干その方向が違ってきたといいますが、昨年の11月には、環境省が他の選択肢と優劣を比較すべきものなんだというふうなことをなされた。あるいはRDFそのものは効率が悪く、そういう場合もあるなどというふうな現在の方針が変更されてきておりますけれども、当時ですね、北川参考人はRDFの全国協議会というんですか、自治体協議会というんですか、この会長なり議長なりをされておりました、このRDFの全国的な推進も含めて、一翼を担ってきたことは、私は否めない事実だというふうなふうに思います。

法的責任は取らないとしたとしても、結果論としてこのような事故につながっていったということは、それなりの責任があるのではないかとはいいます。あるいは県民の中にたくさんございまして、この声に対して、あるいは自らの責任論に対して、どうお答えになるのでしょうか。お聞かせいただきたいと思います。

○北川参考人 RDFの構想なんかがざんざんどんどんと上がっていく過程では、あの当時、まず一つは焼却炉が、各市町村で本当に困らされていて、更新の時期にきていたということがひとつ、客観的な情勢としてございました。

そこでこれをですね、全地域でそれぞれが地域内の域内処理としてやっていたときに、環境の負荷というのは実は低減でむしろ減らしたというところはなかったかというふうなことをさすいふん議論したことを記憶しておりますが、そういう状況の中でまだ未整備な段階で焼却炉を替えなければいけないという状況がひとつ。

もうひとつはですね、今日少し状況が違うのは、リサイクルの必要性あるいはサーマルリサイクルなんかを国としても考えていたようなときでございまして、さまざまな点で例えば技術的にもそうだったと思えますが、制度的にもですね、さまざまな点で整えていかねばいけないという状況下にございました。そして、新しいその溶融炉にしろRDFにしろさまざまなことを検討、全国的にやられていたか、お互いが研鑽して、いいところを学びあってというふうなことで全国的に金議体を設けることが必要だろうというふうなことを私も思っております。その結果私が会長に就任するようになってまいりました。

当時の厚生省とかあるいは当時の通産省あるいは自治省で、いわゆるその優遇措置としての補助金の問題であるとかあるいは法整備の問題とか、あるいは交付税措置をいただけたためのさまざまな点なんかで、やはり一つよりは大部分の方の問題を共有していかなければいけません。

また三重県的な立場で申し上げますと、当初やはり少し発想があっただけで、発想があっただけで私が就任したころから、いろいろなことを勉強した結果、これはやはりこういう大きな環境負荷という問題にウエートをかけてやっていかねばならぬという問題でございまして、そういう点でまず環境の負荷ということを中心としていくということの理解を求めたために、全国的にもいろいろな動きがございまして、そういうふうなことをですね、お知らせしながらというときに全体の自治体協議と、ちよとよ名称は失念してしまってますが、そういうふうなことも非常にいいことだということもございまして、私はそれを引き受けその法改正されたというふうなことをですね、資源として、有料で買えるものはないというの、当初は電気事業法が改正されたというふうなことをですね、資源として、有料で買えるものはないというの、私が受けたころにはもう無料のようになり、さらにそれをですね、電気事業法の改正等々から、逆に、お金を払いたったかなければならないという事情もありました。したがってそういうことに対してやっぱ断固と対処していかなければいけませんからできるだけ初期投資を安くということなんかもあっても全体の自治体協議の会長を引き受けて努力をしていきたと、こういうふうなふうに思います。

そこでこのRDFがよかつたかどうかということでございますが、個人的にはもちろん私は責任を感じておりますし、申し訳なかつたこと本當に思っておりますが、総合的にこととしましては、全体的にはいろいろな背景があつて、今、いろいろなことをこの現場の皆さん方がご検討いただいているということでございますので、そのことにつきましては私はコメントは差し控えたい、そのように思います。

○萩野委員 明確にですね、責任問題についてお答えがなかったというふうな今、私は受け止めたんです責任を感じているというふうなことをおっしゃいました。

爆発するだろうという知見はおそらくなかったのではないかとはいいます。私も、北川知事と8年間一緒に現場で過ごさせていたわけですが、本会議場で、RDFについてさまざまな答弁をされていまして、やることを調査をさせていたんだんですけども、おおむねですね、環境上でですね、あるいは循環型社会を構築する一環として非常に有効なんだと。知事の答弁です、知事当時の。そしてですね、技術上の問題は既に解決されているんだというふうなことを再三おっしゃっておられます。

事故調査専門委員会の、笠原忠志委員長はRDFというのは発展途上の技術なんだというふうなことを述べておられるんです。しかし北川参考人の知事時代は技術上の問題はもうすでに解決済みなんだというふうなことを再三おっしゃっておられます。これは議事録を見られたらわかりますけれども、知事として当時、何を根拠に技術上の問題は解決されているというふうなふうに思われたのか。

















平成16年11月27日

RDF貯蔵槽事故調査特別委員長

田中 寛

★ ページのトップへ戻る

ページID: 000019197

問い合わせ先: 県議会事務局

電話: 059-224-2877 / ファクス: 059-229-1931 / E-mail: gikai@pref.mie.lg.jp



Copyright©2016 Mie Prefecture. All Rights Reserved.  
各ページの記録記事、写真の無断転載を禁じます。



三重県議会・県議会の活動＞委員会＞委員会会議録＞平成15年度委員会会議録＞平成16年3月10日 RDF貯蔵槽事故調査特別委員会 会議録

平成16年3月10日 RDF貯蔵槽事故調査特別委員会 会議録

RDF貯蔵槽事故調査特別委員会会議録  
(開会中)

開催年月日 平成16年3月10日(水) 自 10:03 ～ 至 11:55

会議室 第601特別委員会室

出席委員 13名

- 委員長 田中 寛 君
- 副委員長 藤田 正美 君
- 委員 日沖 正信 君
- 委員 松田 直久 君
- 委員 水谷 隆 君
- 委員 三谷 哲央 君
- 委員 貝樽 吉郎 君
- 委員 木田 久圭一 君
- 委員 山本 勝 君
- 委員 西塚 宗郎 君
- 委員 西場 信行 君
- 委員 岩名 秀樹 君
- 委員 永田 正巳 君

欠席委員 3名

- 委員 岡部 栄樹 君
- 委員 芝博一 君
- 委員 萩野 虎一 君

出席説明員

(企業庁) 企業庁長 鈴木 周作 君

総括マネージャー 小林 和夫 君

RDF発電特命担当 藤森 莊剛 君

参事 渡邊 耕三 君 その他関係職員

傍聴議員 0名

県政記者クラブ加入記者 9名

傍聴者 1名

議題又は協議事項

1 事故原因を踏まえた安全対策・今後の進め方・国庫補助金について

- (1) 契約制度のあり方
- (2) 再発防止に向けた組織体制
- (3) 今後のスケジュール及びびチェック項目
- (4) その他

2 委員協議

- ・今後の委員会の進め方
- ・県内調査【3月18日(木)現地調査】
- ・その他

【会議の経過とその結果】

【開会宣言】

1 事故原因を踏まえた安全対策・今後の進め方・国庫補助金について

(1) 当局説明

(鈴木企業庁長)

(2) 質疑・応答

○水谷委員 資料1の一番最初の、爆発原因のところ、何らかの火種と、こういう話、当然、特定をされていないわけですけども。私が非常にこだわるのは、前企業庁長、渡田庁長のとときに、確認をさせていただいた、要するに、サイロの下にバーナーで穴を開けて出す作業があった。これは、渡田庁長に2回私質問したんですけども、確認してない、聞き及んでない、こういう返答だったんですよ。非常に、非常に、爆発原因になるかどうかかわかりませんが、そのへんは、鈴木庁長としては引継ぎをされるのかどうか、ちょっとそのへんお聞きしたいんです。

○鈴木企業庁長 この爆発の直接の原因につきましては、何らかの火種から引火をしたということが、各県、あるいは事故調査委員会からの報告で指摘をされておりますが、やはり、特定は、現在のところ私どもが聞いておる中では出ておりません。警察のほうで、捜査の中でも行われておるかというふうに思いますが、したがって、私自身としては、これが火種であるということ、現在申し上げるだけのものを持ち合わせておられないというのが現実でございます。

○水谷委員 要するに、火種云々じゃなくて、バーナーで、下にサイロの穴を開けたということに関して、この作業に関して、渡田庁長は「確認してない、そういう行為はなかった」と、こういう返答だったんですよ、2回ね。それは、鈴木庁長としてはどういうふうにお聞きしてるかということです。

○鈴木企業庁長 私自身は、今いろいろ捜査が行われておりますので、事実がどうであったかというのはこれから明らかにされるのかなということでお答えができません。

○水谷委員 そうするとね、こういった行為が事故調査の中にインプットされてなければ、非常に、原因調査の妨げになると思うんですよ。だから、そのへんは、私としてはきちっとした形でなされるかどうかを報告すべきだと思うんですよ。そのへんの確認は、鈴木庁長としては、なされてないわけですか。

○鈴木企業庁長 報告書の中では、そういうことも、いくつかの理由の一つとして挙げていただいておりますので、一般的な認識としては、それぞれ各ワーキングなり、調査専門委員会お持ちであったのかなというふうに思います。

○水谷委員 そうすると、庁長としてはそういった作業をしたということを認める、ということですね。

○鈴木企業庁長 私から申し上げたことはございませんですが、各調査委員会等ではそういうこともご検討されていらっしゃるというふうに理解をしています。

○水谷委員 時間の関係ですけれども急ぎます。スケジュールのところでもちょっと教えてください。私ちょっと、聞き間違えたのかもしませんが、要するに、試運転をやって、その後、資料6ですが、住民説明、あるいは議会説明をした中で、それが





なお、引き続き委員協議に入らさせていただきますので、委員以外の方はご遠慮をお願いしたいと思います。委員の方は、そのまましばらくお待ちください、お願いいたします。

2 その他

・委員協議

・ 本日の議論を踏まえ、委員会の総意として、知事及び企業庁長に対し「申し入れ」を行うことを決定。文案等については、持ち回り審議とする旨もあわせて決定。

・ 県内調査について 3月18日(木)に現地(三重こみ面形燃料発電所)調査を行う旨、決定。

(閉会の宣言)

以上、会議の要綱を記し、ここに押印する。

平成16年3月10日

RF貯蔵槽事故調査特別委員長 田中 覚

▲ ページのトップへ戻る

ページID:000019198

問い合わせ先:県議会事務局

電話:059-224-2877/ファクス:059-229-1931/E-mail: [gikaik@pref.mie.lg.jp](mailto:gikaik@pref.mie.lg.jp)

Copyright©2016 Mie Prefecture. All Rights Reserved.  
各ページの記載記事、写真の無断転載を禁じます。



性能も出てくる。そこで、だから、一度止めて住民説明、そしてその間に2市町村も、あるいは機械メーカーも全部集めて、チェックをする。そして指導する。その対応スケジュールが組んでないと、うわべばかりやって、早くやりたい早くやりたい、これが認められれば監視運転に入っていきやなくて、物の輸入についての責任は、このマニュアルの中の一番最後にありますよね、「固形燃料品質に関する規定」。発電所の所長がすべての責任を持つと、チェックもすると、品質管理責任者を選任するとあるけども、これが管理監督や参事、特命監督はできても、実務の責任者が環境部との運動で、本当に技術者がチェックがどのようになっているのか、この今までの説明責任がなされていんですよ。私は、本当にそのほうが、一番もって大事で、そのへんをこれからの体制の中で、止めてやるか、そしてその間にどういふマニュアルを出すか、それを教えていただきたい。

○鈴木企業庁長 すいませぬ。実は、市町村で作っていただいているRDFの管理につきましては、RDFの協議会、これ環境部も入ってます。市町村も入っておるわけですが、そこでメーカー集めて徹底的にやらなければ危ない。それが大丈夫ですと言った。小林総括はよく知ってますよね、そのときの訓れ初めは、あなただけ田田さんについてたから、ずと、だから、そういう一つの流れの中で、なぜ、今これだけ試運転して、果のものにして、議会も承認して欲しいと、監視運転まで入っていきたくも、行くまでの、その一番大事な前目、この試運転の説明の中でも、そういう部分を、また教えて印刷してあるかと。私は、そういう体質がある限り、またまた、この事故は、また、監視運転したって起るんちがうかと。起こさないための体制作りを、多少の時間をかけてもいいんじゃないかなと思うんですけどね。そのへんどうですか。

○貝増委員 昔、堀田企業庁長が、時の環境部部長の濱田氏と協議をしたときに、この運用に書いて、26の市町村の協議会がある、その下に技術部がある、そこでメーカー集めて徹底的にやらなければ危ない。それが大丈夫ですと言った。小林総括はよく知ってますよね、そのときの訓れ初めは、あなただけ田田さんについてたから、ずと、だから、そういう一つの流れの中で、なぜ、今これだけ試運転して、果のものにして、議会も承認して欲しいと、監視運転まで入っていきたくも、行くまでの、その一番大事な前目、この試運転の説明の中でも、そういう部分を、また教えて印刷してあるかと。私は、そういう体質がある限り、またまた、この事故は、また、監視運転したって起るんちがうかと。起こさないための体制作りを、多少の時間をかけてもいいんじゃないかなと思うんですけどね。そのへんどうですか。

○鈴木企業庁長 先ほど申し上げたとおり、もうすでに市町村とは議論を始めておりますし、お互いに研修もしようというレベルにきております。これは、これからは常時そういう形できちとやっていると必要があるというふうな思っております。

要入力の、製造元のほうも、いろんな基準が今回かかってまいりますので、それぞれ施設でもご努力もいただくというふうな思っております。

○三谷委員 資料6の、施設の改修、改修された内容につきましては、当然のことながら、検査監督がきちとチェックしてまいります。その防災、いわゆる、錆とかいろいろんなこと、あるいは付着とかという、長期的に結果を見たいものも、当然ございますので、それらについてはこの監視運転の中で細かくチェックをしていきたいと思います。

○鈴木企業庁長 改修された内容につきましては、当然のことながら、検査監督がきちとチェックしてまいります。その防災、いわゆる、錆とかいろいろんなこと、あるいは付着とかという、長期的に結果を見たいものも、当然ございますので、それらについてはこの監視運転の中で細かくチェックをしていきたいと思います。

○三谷委員 だから、おかしいんですよ。3月25日の完成検査ありきで、それから逆算するもんで、こんなおもしろいこと書かなくていい。つまり、試運転できたら、こういうものが正常に作動してるといふことが確認されたから完成検査なんですね。完成検査済んでから、まだ監視運転で、それが正常に動くかどうかというのは、引き続き検査していかないと、これはおかしい。だから、年度内ありきが先に立つもんで、こんなスケジュールになってくんならいいです。

○鈴木企業庁長 従来から、どこがその施設を持つてるといふあたりの責任の曖昧さというところも問われておるところでございます。一定のルールできちと検査して、それで合格すれば、果のほうに引き取って責任をはっきりしたいと。

ただし、一部改修工事が行われておるわけでございますので、そこは厳格担保という形で、もし長期的に見て問題があれば整理をしていくと、こういう形で考えておりました。一般的な手法というふうな理解をしております。

○三谷委員 よくわかりません。僕は、試運転しての結果がきちと正常に動くように、また、今までのいろいろな問題があったところから問題なしに動くように検査をするのが試運転だという理解をしまして、その結果を待たずに、完成検査をして施設を引き取るというのは、ちょっと理屈に合わないと思います。時間ありませんので、そういうところもきちとした公式の見解を、企業庁出してもらわないと、なかなか納得できないと思いますので、お願いします。終了。

○田中委員長 以上でよろしいでしょうか、ないようです。一旦特別委員会を閉会したいと思います。企業庁には大変ご苦勞でございます。

## 〇平成16年第1回定例会 委員会報告（平成16年3月19日）

（田中覚RDF貯蔵槽事故調査特別委員長）

RDF貯蔵槽事故調査特別委員会における調査の経過等について御報告を申し上げます。

本委員会は、知事が「県政の一大汚点である」と発言されておりますように、事態の重大さにかんがみ、議会としてRDF貯蔵槽の事故に関する原因究明及び再発防止策等について調査を行うため、8月25日に設置いたしました。

以降、3月10日までの間、計10回開催し、知事や企業庁など、県当局に対する調査を初め、発電所の建設・管理運営を委託している富士電機システムズ株式会社や北川前知事を参考人として招致し、調査を行いました。

また、2月17日から18日においては総務省消防庁、経済産業省、環境省に出向きまして、事故原因の究明及び事故後の対応策等について調査してまいりました。

更に、3月18日には、三重ごみ固形燃料発電所の試運転の状況について現地調査を行いました。

この間、昨年10月10日の第3回定例会においては、御遺族への対応、事故に伴う関係市町村のごみ処理の問題、事故原因の究明等について、県当局に中間報告として要望や指摘を申し上げ、また、去る3月11日には、本委員会全委員の意見を集約し、知事及び企業庁長に申し入れを行いました。

現在、一番重要なことは、RDF発電施設そのものが、当初の計画から事故を経て、安全性が確保されたかどうか、また、県の失った信頼の大きさを重く受けとめ、いかに県民の信頼を回復するかであります。

そのため、次の6点を重点的に申し入れました。

一つ、試運転終了後、直ちに運転を停止し、完成検査並びに施設の引き渡しを行った後、試験調整状況を地元関係者、県議会等にその内容を説明すること。

二つ、機械施設のすべての安全性や改修効果を確認する試運転を行うこと。

三つ、人的・組織的危機管理訓練を行うこと。

四つ、契約相手方への損害賠償請求を含め、行政責任の早急な検討を行うこと。

五つ、ピット方式やカンバン方式、または関係市町村でのRDF保管体制に係る新たな市町村の負担を解消すること。

六つ、県下7施設で製造されるRDF固形燃料の品質管理を徹底指導すること。

その申し入れを受けられ、昨日、3月18日に知事及び企業庁長から回答がありました。その回答内容につきましては、行政責任の所在が早期に明らかにならないなど、委員会として完全に納得のいくものであるとは言えません。また、施設の完成検査や引き渡しについて、当委員会に対し、その定義や位置付けについて今までの説明が不十分であり、誤解を招いていた感も否めません。

しかしながら、企業庁が監視運転と説明していたものを含む試運転により機械施設の安全性や改修効果を確認できた時点で運転を停止し、かつ、その状態で、試運転結果を含め

た安全確認の結果について県議会、地元関係者にその内容の報告を行うと回答するなど、その姿勢には一定の理解を示します。

知事及び企業庁長からの回答内容を委員会として検討した結果、試運転については、改修効果の確認に4カ月程度必要であること、つまり、最も湿気の多い時期や最も高温の時期など、過酷な条件下でRDFの性状を確認する必要があると認識しました。

したがって、8月中旬までには安全性や施設改修の効果が確認できるものと考えますので、委員会といたしましては、運転を停止し、かつ、停止した状態で地元関係者、県議会等に、試運転結果を含めた安全確認の結果について報告することを求めます。

事故の際に消火活動に当たってこられた桑名市消防本部消防士のお二人の方が尊い命をなくされた日は8月19日でありました。亡くなられたお二人の方に対し、深い哀悼の意を表すために、また、残された御遺族の方々に衷心よりお悔やみを申し上げるためにも、8月19日までには一定の結果を求めたいと思います。

重ねて申し上げます。委員会としては、8月19日までは運転を停止し、停止した状態で地元関係者、県議会等に、試運転結果を含めた安全確認の結果について報告することを求めます。

以上、御報告申し上げます。



## 【参考資料7】

市町等からの要望





## 【参考資料 7】

### 市町等からの要望

- 河芸町議会の「ごみ発電施設の環境アセスメント中止と同計画の  
白紙撤回を求める決議」（平成6年9月29日）・・・1
  
- 河芸町から「ゴミ発電構想と環境アセス調査の再考について」の  
お願い（平成6年9月29日）・・・3
  
- 河芸町から「RDF発電施設建設計画の白紙撤回について」の陳  
情書の提出（平成7年1月20日）・・・9
  
- 桑名広域清掃事業組合から「ごみ固形燃料化施設に関する要望書」  
の提出（平成7年8月25日）・・・13
  
- RDF運営協議会会員から「三重ごみ固形燃料発電所の稼働に関  
する要望書」の提出（平成16年7月27日）・・・17
  
- 桑名広域清掃事業組合議会から「RDF処理費に関する意見書」  
の提出（平成17年8月9日）・・・19
  
- RDF運営協議会構成団体からRDF処理委託料の見直しに関す  
る「要望書」の提出（平成18年1月19日）・・・21
  
- 南牟婁清掃施設組合構成市町議会から「RDF処理委託料値上げ  
に関する要望書」の提出（平成19年12月25日）・・・23
  
- 東員町議会から「三重ごみ固形燃料発電所RDF処理委託料の凍  
結を求める意見書」の提出（平成19年12月28日）・・・25
  
- RDF運営協議会構成団体から「RDF処理委託料の見直しに関  
する要望書」の提出（平成20年1月16日）・・・27
  
- 桑名広域清掃事業組合議会から「RDF焼却・発電事業のあり方  
に関する意見書」の提出（平成21年8月19日）・・・31
  
- 桑名広域清掃事業組合議会から「RDF焼却・発電事業の事業主  
体に関する意見書」の提出（平成22年5月27日）・・・33
  
- RDF運営協議会構成市町から「平成29年度以降RDF発電事  
業のあり方に関する要望書」の提出（平成22年8月30日）・・・35

- 桑名広域清掃事業組合議会から「新ごみ処理施設建設に係る県の財政支援を求める意見書」の提出（平成26年2月17日）・・・39
- 桑名広域清掃事業組合議会から「新ごみ処理施設整備に係る財政支援等に関する意見書」の提出（平成28年8月25日）・・・41
- 桑名広域清掃事業組合議会から「新ごみ処理施設整備に係る財政支援等に関する意見書」の提出（平成30年8月22日）・・・43
- 桑名広域清掃事業組合議会から「RDF焼却・発電事業終了に伴う要望書」の提出（令和3年11月25日）・・・・・・・・・・45

河議第 278 号

平成6年9月29日

三重県企業庁長

水原恒士様

三重県安芸郡河芸町議会

議長 倉田



平素は、河芸町政の推進に格別のご高配とご指導を賜り厚くお礼申し上げます。

つきましては、本日の河芸町議会第278回定例会におきまして、別紙決議を全会一致で議決いたしましたので、何卒よろしくご理解を賜り、趣旨実現の程お願い申し上げます。

## ごみ発電施設の環境アセスメント中止と

### 同計画の白紙撤回を求める決議

現在、三重県が全国に先駆けて導入を計画しているごみ発電施設は、わが河芸町を含む5市4町5組合（14団体）のごみ焼却施設を固形化施設へ改修することを大前提とし、1日平均523トン～651トンの固形化ごみを一箇所で集中処理する大規模な計画であるにもかかわらず、関係市町村は勿論特に影響のある河芸町や河芸町住民になんの事前協議もないままに計画が推進されている。

ましてやこの建設想定地を事前協議もないまま河芸町に隣接する津市大里山室町ただ一箇所に決定し、環境アセスメントを実施することに対し、激しい憤りを感じざるを得ない。

もとより、ごみの処理はわれわれ市町村に課せられた責務であり、減量、分別、リサイクル等積極的に取り組みながら地域住民の理解のもと、円滑に処理しているところである。環境汚染の問題を考えると廃棄物を固形燃料化し利用する等この種の施設の将来的な研究開発が課題であることも十分理解できる。しかし、大量の固形化ごみを一箇所に集中し燃焼させた実証事例もなく、有害物質ダイオキシン類等の除去技術も未開発、更に一箇所に集中すれば固形化ごみ運搬車輛は2トン車で換算し1時間当たり30台～40台（往復60台～80台）にも及ぶ交通公害となり、隣接住民は計り知れない不安を募らせるばかりである。

また、津市と共に進めている中勢北部サイエンスシティ計画は、河芸町の永年の懸案が実ったものであり、来るべき21世紀に夢と希望を託したこの事業の推進にも大きな影響が懸念される。

時あたかも河芸町制施行40周年の記念すべき年、先輩諸氏が営々と築き上げられた河芸町の美しい自然環境を破壊する複合汚染と人体、農作物被害、生態系等への影響を考えると、当議会はごみ発電施設の計画推進に係る津市大里山室町への環境アセスメントの即時中止と同計画の白紙撤回を強く求めるものである。

以上、決議する。

平成6年9月29日

三重県安芸郡河芸町議会

# ゴミ発電構想と環境アセス調査 の再考について（お願い）

三重県安芸郡河芸町





平成6年 9月29日

三重県企業庁長  
水原 恒士 様

河芸町長 米倉



平素は、河芸町の発展はもとより、特に環境行政に格別のご指導とご高配を賜わり、厚くお礼申し上げます。

近年ゴミ対策は、全地球的な問題として、また各地域の身近な環境対策として、市町村の大きな責務であり真剣に取り組み、日夜懸命に努力しているところであります。

今回突如として新聞でゴミ発電構想とあわせて津市大里山室町を候補地と限定し、環境アセス調査が予定され、最も影響のある隣接町として非常に困惑しております。

河芸町は、21世紀に向けてニューチェリープランのもと平成7年度に一般廃棄物処理施設を建設いたしたく計画を進め、議会においても先進地視察を実施し、調査研究や討議を重ねてまいりました。

しかるに8月10日の視察当日に、ゴミ発電構想が新聞発表され、驚くというか、なぜ環境アセス調査の前に最も接近した河芸町に、まず連絡され、町や関係住民への説明がなされなかったのか憤りを感じます。

議会の委員会でも、8月10日、11日にゴミの固形化を進め全面的に業者委託している奈良県榛原町護美センターと、可燃物を焼却し減量化とリサイクル方式に取り組む大阪府柏羽藤環境事業組合の両施設を視察するなど町と一体となり研究を重ねております。

さらに委員会ではゴミ発電構想について慎重に審議し、検討を重ねたところ勉強会の開催が提案されました。これを受けて9月13日三重大学谷山鉄郎教授の「ゴミ発電と環境について」、さらに9月17日に企業庁を招いての「ゴミ発電構想について」の説明会を開催いたしました。

この勉強会には、議会議員、自治会長、開発審議会委員、町幹部など約80名が出席し、さらに討議を重ねましたところ多くの意見や要望が続出しました。

以下、その要点を列記させていただきます。

- (1) まずゴミ発電ありきでなく、最も大切な住民の環境問題が基本である。特に分別収集、リサイクル、土への還元をはかり減量こそが先決である。1日500トンから600トンという多量の固形化ゴミを発電の原料とし、しかも一極集中方式(県下6市26町村、人

口約116万人)で、1か所に多量の発電原料を求める考え方は、やさしい環境づくりとは逆行するものである。

- (2) 河芸町は、全住民あげてゴミゼロ運動を進め、快適環境の町を宣言している。また県環境保全事業団も立地し、日頃からゴミの減量化や一日清掃デー運動を通じて、環境を整え人と自然が調和し、共生できる町づくりを進めている。その本町にまったく未知数のゴミ発電計画はそぐわない。
- (3) 中勢北部サイエンスシティがゴミサイエンスとなり、土地の付加価値が低下し、また土地利用が制約されるなど、21世紀を先導するクラスター方式による快適な住宅づくりや、バイオ、ハイテクなど先端産業の誘致は難しくイメージダウンとなり、未来に対し不安であり希望がもてない。このことは、中勢北部サイエンスシティの基本目標から大きく逸脱するものである。
- (4) 長年にわたり討議し研究を重ね、21世紀への大きな町づくりの柱となっている中勢北部サイエンスシティ計画について、企業庁は説明会の中で「ゴミ発電こそサイエンスシティの基軸であり、それを発展させるもの」との発言があった。このことは、河芸町の町づくりの基本姿勢を根本から否定するものであり、地方分権を進め住民本位の地方自治の確立を目指す町政を無視するものである。
- (5) ゴミ発電のために当面県下32市町村は、現在の焼却方式を抜本的に改築し、ゴミの固形化とゴミ発電の二段方式とする必要があり、システムの大変革となる。これにともなう収集への住民の協力はもとより、新たな輸送対策、運営管理、財政対策など慎重な審議が必要であり、さらに技術確立のためにも、関係市町村によるテーブルを一つにした連絡協調が前提条件となる。
- (6) 県下各地から集まる大量で種々雑多な固形ゴミから発生されるダイオキシンをはじめ、解明の難しい有毒ガスによる複合汚染など、実証事例もなく大きな不安がある。しかも今回のゴミ発電は全国で初めてであり、人間や農作物に与える影響は計り知れないものがある。
- (7) ゴミ運搬車のほとんどが、国道23号、国道306号を經由し、町道三行大里線を搬入道路とする。この町道三行大里線は、本来農免道路として整備されたものである。現在でも周辺農業振興には欠かせない道路であるとともに、県道津関線と国道306号を結ぶ重要路線であり、この道路に2トン車に換算すると1分間に1台以上通ることは農作業はもとより、一般交通にも支障をきたし大変危険である。

以上のように多くの意見がありました。

現時点では、全国で初めての構想であり、実証事例がなく、町として

も住民に適確な説明すらできません。議会、自治会長会、開発審議会で研究討議を重ねてまいりましたところ、県下のどの市町村に設置されようとも、時期尚早であり、ゴミ発電計画の白紙撤回との結論となりました。

環境問題こそ21世紀に向かったの大きな課題であり、市町村の責務であります。

参考までに申し上げますが、ゴミ発電予定地については、津市からも何の連絡もなく、しかも過日の山室町の説明会では、公的立場の方が「河芸町長は、ゴミ発電が河芸町に誘致できないので反対している」と全く根拠のない発言などが伝わり誠に残念であり、ガラス張りではなく、なぜ真実とは逆の説明をせねばならぬか、ますます不可解であります。

お互いが謙虚な気持ちで、それぞれの地域性や立場を踏まえ、知恵を出し合い、関係機関が信頼と協調を基本に努力することが先決であります。

急がず、選択肢をさぐれば、住民の理解と協力が育ち、県民が等しく安心して生活できる環境を守る最先端技術の開発も進み、必ずみんなの願いがかない、同意される日がくると思います。

それには、企業庁の先行ではなく、住民生活にとって身近な保健環境部と環境局が主軸となられ、総合的な見地からご指導を賜わりたいと思います。

どうか、河芸町の現状と率直な声をご理解賜わり、今後とも重要な環境行政について、格別のご指導とご高配をお願い申し上げます。



# 陳 情 書

RDF 発電施設建設計画の白紙  
撤回について

三重県安芸郡河芸町





平成7年1月 日

様

河芸町長 米倉



三重県企業庁が計画している、RDF発電施設は21世紀に向かって、新しいエネルギー源であると共に、増え続けるごみの焼却熱を利用した発電であり、地域社会の環境保全に与える効果にはおおいに期待するところでありますが、県下全域の市町村で発生する多量のごみを一箇所に集めることは、計り知ることのできない不安を感じるものであります。企業庁の計画では、当面500t/日～600t/日の規模で燃焼させると言われておりますが、ごみは増え続け、ごみ質は一日一日変化しております。

河芸町でも20年間ごみを焼却してきましたが、近年のごみ質変化に対する炉の運転管理には非常に苦勞しているところです。県下の市町村では、収集体制も異なれば、地域性もあり、収集されるごみは種々雑多の状態です。この様なごみを同時に1箇所



で燃焼することは、排ガス問題や炉の運転管理を行う上から、大きな不安をいだかざるを得ないのであります。又、まったく新しい施設であり、稼働状況が不明確であるのが、なおさら不安となっております。今しばらく研究をする時間をもつていただき、全県の住民の皆様に安心できる最先端技術を明示していただき、全県が一致団結して、RDF発電に取り組める体制を築いていただきたいと思います。

河芸町の全町民を代表して、現状での多くの不明確部分を持ったままでのRDF発電計画を白紙撤回されまして、再度住民本位の立場から計画を練り直していただきますことを強く要望するものであります。

写

ごみ固形燃料化施設に関する

要 望 書

三重県知事

北川正恭

様

平成7年8月25日

桑名広域清掃事業組合

管理者 中川重哉

# 桑名広域清掃事業組合

桑名広域清掃事業組合管理者

桑名市長

中川重哉



桑名広域清掃事業組合副管理者

多度町長

伊藤宗隆



桑名広域清掃事業組合副管理者

長島町長

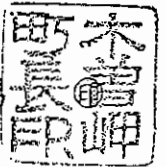
伊藤仙七



桑名広域清掃事業組合副管理者

木曾岬町長

水谷嘉男



桑名広域清掃事業組合副管理者

員弁町長

太田嘉明



桑名広域清掃事業組合副管理者

東員町長

伊藤仁寛



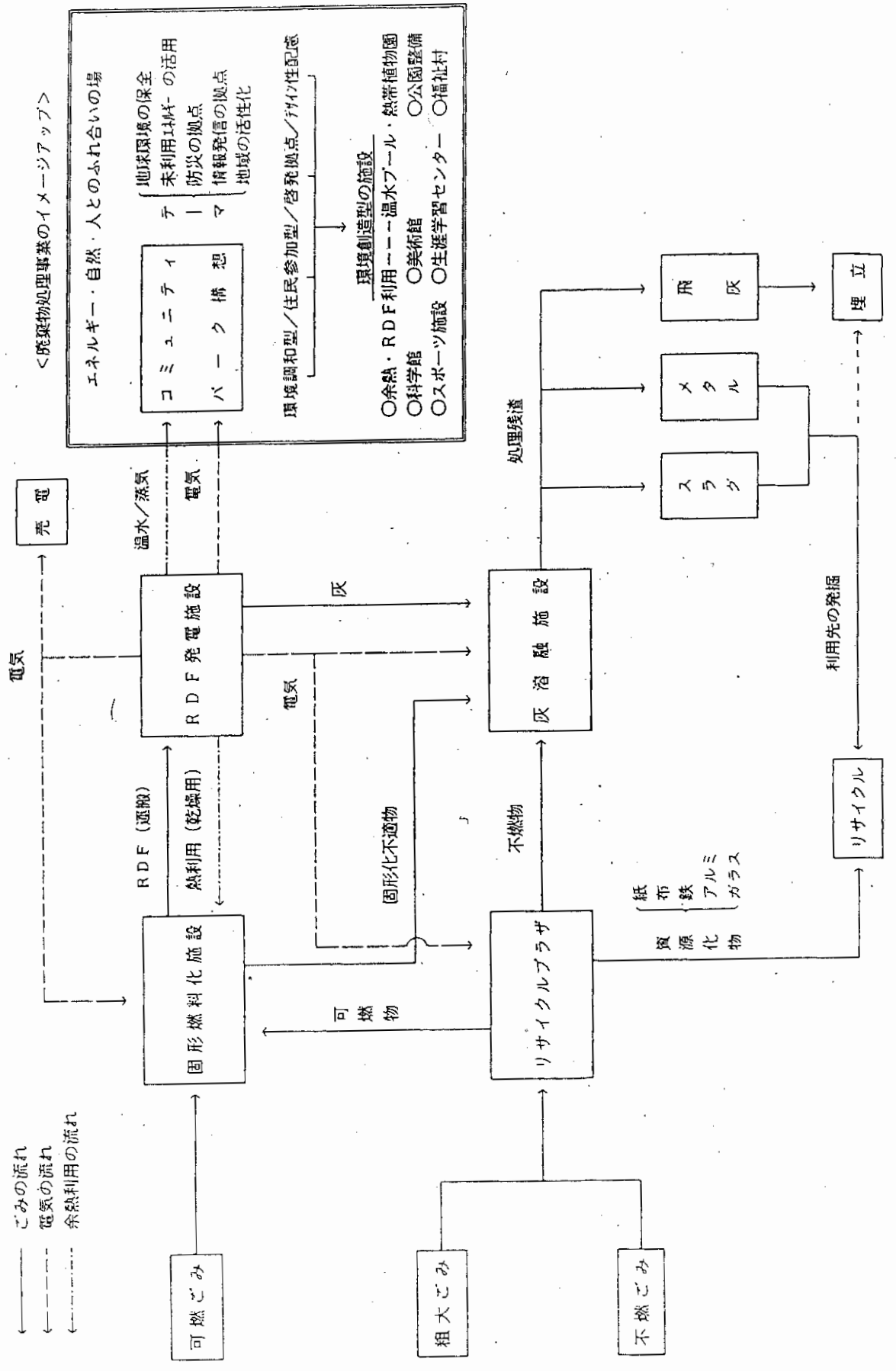
## 要 旨

平素は桑名広域清掃事業組合の運営に関しましては、格別のご指導を賜り厚くお礼申し上げます。

一市五町で構成する当組合では、ごみの排出抑制、再生利用及び資源化等の施策を積極的に推進いたしているところですが、都市化の進展・生活様式の多様化等により、ごみの排出量も年々増加の一途を辿っております。一方、ごみ処理施設においては、施設の耐用年数も過ぎ老朽化が著しく、またごみ質の高カロリー化に伴って、処理能力が一段と低下してまいりました。早急に対応を図るため更新に必要な諸調査を進めていた最中、貴県におかれましては今後の廃棄物処理行政がとるべき一つの有効な手段として、これまで単に焼却炉で燃やしていた可燃性のごみについて、固形燃料化施設で固形化し、燃料として活用しようとする考えが提案されました。

当組合といたしましても、廃棄物循環型社会構築に向けて、今後あるべき姿としての認識のもとに、ごみが保有するエネルギーを最大限活用させ、クリーンで魅力的なごみ処理施設が地域の活性化に還元でき、かつごみのイメージアップが図れる方法として、エネルギー循環型完結システムの計画（別紙資料）を立案いたしました。

このシステムは、ごみを固形燃料化すると共に、その利用先であるRDF発電所を併設することが計画推進のための必須条件となりますので、貴県の施設として設置をお願いする次第であります。



—— ごみの流れ  
 - - - 電気の流れ  
 - · - 余熱利用の流れ

## 三重ごみ固形燃料発電所の 稼働に関する要望書

三重県知事 野呂 昭彦 様

平成16年7月27日

昨年8月、三重ごみ固形燃料発電所において発生した爆発事故において、消火活動中の消防士2名の尊い命が失われたことは、痛恨の極みであり、RDFの管理や施設運営における安全性確保の重要性を再認識したところです。

このようなことから三重県においては、発電所の運転を一時停止し、再発防止のための安全対策及び施設の改修を実施され、その後長期の試運転による安全性の確認が実施されているところです。

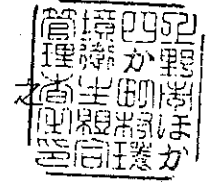
については、現在の試運転を行うなかで、施設の安全性の確保と長期安定運転をより確実なものとしたうえで、RDF運営協議会に参画する市町村のごみが適正に処理できるよう早期に発電所を再稼働されることを強く要望します。

なお、発電所が貯蔵槽のない状況で保守点検時等に運転停止する場合においては、発電所で処理できないRDFの処理先の確保及び増嵩経費については、RDF運営協議会に参画するごみ処理委託市町村に転嫁させないよう要望します。

三重県RDF運営協議会会員

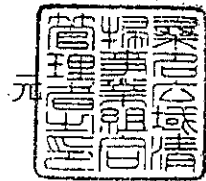
上野市ほか4か町村環境衛生組合  
 (上野市、伊賀町、島ヶ原村、  
 阿山町、大山田村)

管理者 今 岡 睦



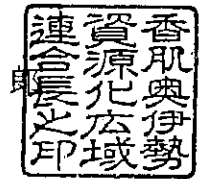
桑名広域清掃事業組合  
 (桑名市、多度町、長島町、  
 木曾岬町、いなべ市、東員町)

管理者 水 谷



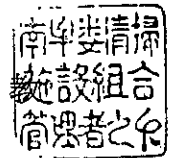
香肌奥伊勢資源化広域連合  
 (飯南町、飯高町、大台町、勢和村、  
 宮川村、大宮町、紀勢町、大内山村)

連合長 林 道 郎



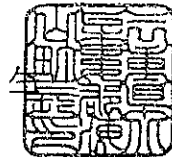
南牟婁清掃施設組合  
 (御浜町、紀宝町、紀和町、鶉殿村)

管理者 北 裏 公



北牟婁郡海山町

町 長 塩 谷 龍 生



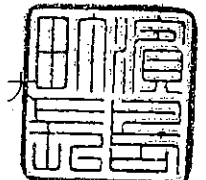
北牟婁郡紀伊長島町

町 長 奥 山 始



志摩郡浜島町

町 長 井 上 大





平成17年 8月 9日

三重県企業庁長 井藤 久志 様

桑名広域清掃事業組合議会

議長 川口 拓



RDF処理費に関する意見書について

地方自治法第99条の規定により議決した意見書を、別紙のとおり  
提出いたします。

### 三重ごみ固形燃料発電所RDF処理費の凍結を求める意見書

三重ごみ固形燃料発電所は、爆発事故に伴う事故処理経費や安全管理対策費などの経費増から毎年5億円程度の赤字経営が続いているとのことであり、市町村のRDF処理費の見直しも含め事業収支計画を秋頃までに策定されるとのことである。

今回建設されるRDF貯蔵施設の建設費などをこの見直し経費に含むことや、爆発事故に関連する事故処理経費だけでなく、安全管理対策費も安易にRDF処理費に反映させることは大きな問題である。

RDFの安全性や品質確保のためには製造施設を管理する当組合も、プラスチックの除去や冷却設備などに多大な経費を費やしているのが実情であり、これ以上の負担増は当組合議会として同意できるものではない。

以上のことから、ごみ固形燃料発電施設があくまで県の施設であることを踏まえ、施設の維持にかかる増加経費をRDF処理費に転嫁することのないよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年 8月 9日

桑名広域清掃事業組合議会

三重県企業庁長 井藤 久志 様

## 要 望 書

三重RDF焼却・発電事業の平成28年度までの経営見通しでは、多額の損失が見込まれております。

元来、三重RDF焼却・発電事業は、三重県の循環型社会の実現を目指す「RDF化構想」に基づき三重県のごみ行政の重要な柱として、県の主導のもとに推進されてきたところであります。

つきましては、下記事項をご賢察・ご理解いただき、応分の負担・支援を要望いたします。

### 記

1 RDF化によるごみ処理方法は、直接焼却等の他の方法に比較して経費負担が大きく、また、法改正に伴う安全対策の必要性などで発電所と同様に市町村のRDF化施設の運営経費も増大しており、大幅な負担増については財政的に対応が困難な状況にあります。

2 RDF発電所の供用開始時、処理料決定の際には、予想される発電所の欠損分については、企業努力によって解消可能との合意で、現在の処理料が決定されたところです。

平成28年度までの事業運営に係る収支見通しでは、多額の累積欠損が予想されておりますが、そのうち発電所供用開始から処理委託契約が既に締結されている平成17年度までの累積欠損については、三重県でご負担をお願いします。

3 RDF化構想の中で、製造は市町村、焼却発電は三重県とそれぞれ責任の分担がなされております。

したがって、発電所運転に帰する今後の経費負担については、三重県の最大限のご支援をお願いします。

平成18年 1月19日

三重県RDF運営協議会構成団体

伊賀市長 今岡 睦之

志摩市長 竹内 千尋

紀北町長 奥山 始郎

香肌奥伊勢資源化広域連合

連合長職務代理者 柏木 廣文

桑名広域清掃事業組合

管理者 水谷 元

南牟婁清掃施設組合

管理者 北裏 公教

# RDF 処理委託料値上げに関する要望書

三重県知事 野呂 昭彦 様

平成19年12月25日

三重県 RDF 運営協議会構成団体  
南牟婁清掃施設組合構成市町議会

熊野市議会議員 樋口 雄



御浜町議会議員 奥地



紀宝町議会議員 大石



交付  
19.12.26  
114

## 要 望 書

三重 RDF 焼却、発電事業の累積赤字問題に絡んで、県は処理料金の値上げを提案されております。

三重 RDF 焼却、発電事業につきましては、三重県が循環型社会の実現を目指して、RDF 化構想に基づき推進されてきたところでございます。

環境面におきまして申し分ない計画であることは我々も理解をしております。

今回の要望といたしまして、下記事項をご理解いただきまして、応分の負担、ご支援をお願いいたします。

### 記

- 1 南牟婁清掃施設組合はご承知のとおり県で最も最南端にあり、発電所までの距離が一番遠方にあることから、運搬費用がトン当たり 6,825 円掛かっております。

RDF 処理料金と運搬費を合わせると、今の段階でトン当たり 11,883 円必要であり、他の施設と比較して多額の費用負担になっております。

- 2 RDF 化施設の運営につきましては、経費負担が余りにも大きく、灯油代の値上がり、修繕費の増、運搬費の値上げと運営経費も増大しております。その中で、RDF の処理料金を大幅に値上げされることは、市町にとって財政的に困難なことになります。

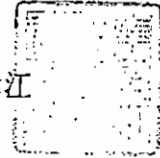
- 3 RDF 化構想の中で、製造は市町、焼却発電は三重県と、責任の分担がなされております。

発電所の経費負担については、県として最大限のご支援をお願いいたします。

東員議第 115 号  
平成19年12月28日

三重県知事 野呂昭彦 様

三重県東員町議会  
議長 川杉 美津江



三重ごみ固形燃料発電所RDF処理委託料の凍結を求める  
意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により議決した意見書を別紙のとおり提出  
いたします。

担当；東員町議会事務局 秋葉  
電話 0594-86-2813

### 三重ごみ固形燃料発電所RDF処理委託料の凍結を求める意見書

三重ごみ固形燃料発電所は、環境先進県を標榜する県がRDF化構想を主導し市町に導入を奨励してきたものであり、構想当時においてはRDF処理料は無償とのことで県が市町に参画を呼びかけてきました。

その後、電気事業法の改正に伴い電力小売自由化やダイオキシン類対策特別措置法施行に伴う灰の無害化・安定化处理などの法制度をはじめとする事業環境の変化により、収入不足分を補填するために市町は場外処理に要する灰処理費を負担するRDF処理費の有料化となりました。

更に爆発事故に伴いRDF正常管理の徹底や発電所の体制強化などの安全対策経費も増加したことからRDF処理委託料の増額が提示され、やむをえず平成18年度以降の灰処理費増加分を新たに市町が負担することとなりました。

本来、発電所運転に帰する経費負担については、県の責任において処理されるべきものと考えられますが、多額の累積欠損が現実に見込まれる市町に将来に渡り安定的にごみ処理を行う必要があること等から、RDF処理委託料の負担を行っているところであります。

この中で、県におきましては平成20年度以降、収支を均衡させるためのRDF処理委託料の負担増及び平成29年度以降、RDF焼却・発電事業を行わないことを一方的に市町に提案されました。

このような経緯の中、RDF化によるごみ処理方法は、直接焼却の方法に比較して市町の負担が大きく、大幅な負担増には財政的に困難な状況にあります。

つきましては、市町の実情もご賢察・ご理解いただき、安易な負担増をやめるよう強く求めるものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成19年12月28日

三重県知事 野呂昭彦 様

東員町議会議長 様



# RDF処理委託料の見直しに関する要望書

三重県知事 野呂 昭彦 様

平成20年 1月16日

三重県RDF運営協議会構成団体

伊 賀 市

志 摩 市

紀 北 町

香肌奥伊勢資源化広域連合

桑名広域清掃事業組合

南牟婁清掃施設組合

## 要 望 書

三重RDF焼却・発電事業は、三重県の循環型社会の実現を目指す「RDF化構想」に基づき、県が主導し、市町に導入を奨励してきた経緯があります。

平成19年12月11日付け「RDF処理委託料及び今後のあり方について」の提案は、市町のごみ処理行政の根幹をも揺るがしかねない内容であります。

つきましては、下記事項をご賢察・ご理解いただき、市町にこれ以上の負担を強いることがないよう要望いたします。

### 記

- 1 市町は、RDF焼却・発電事業の経営の健全化を図るため、厳しい財政事情の中、これまでに2回の料金改定に応じてまいりました。

現在、市町のRDF化施設は、耐用年数の経過とともに修繕料が年々増加し、加えて原油価格の高騰により燃料費も増加しており、これ以上の大幅な負担増は、財政的に対応が困難な状況にあります。

- 2 直近の経営見通しでは、県のご努力もあり改善の方向が見られるものの、まだまだ多額の損失が見込まれております。

今回の提案では、平成20年度以降の損失は市町が負担するものとされておりますが、この損失はあくまでも県の施設である三重ごみ固形燃料発電所から生じるものであり、更には、三重県の政策誘導により当事業が実施された経緯を踏まえますと、この損失は三重県において負担すべきものと考えます。

- 3 平成29年度以降、三重県はRDF焼却・発電事業を行わないとする提案がなされました。

市町は、三重県の「RDF化構想」に参画し、県と一体となって三重RDF焼却・発電事業に取組み、市町としての責任を果たしてまいりました。今回、突然で一方的な事業撤退の表明は、三重県は責任を自ら放棄するとともにRDF焼却・発電事業そのものを否定するものであり、市町として決して承服できるものでありません。

つきましては、一方的な事業撤退の表明は、撤回していただきますよう強く要望いたします。

平成20年 1月16日

三重県RDF運営協議会構成団体

伊賀市長 今岡 睦之

志摩市長 竹内 千尋

紀北町長 奥山 始郎

香肌奥伊勢資源化広域連合

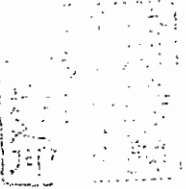
広域連合長 長谷川 順一

桑名広域清掃事業組合

管理者 水谷 元

南牟婁清掃施設組合

管理者 古川



## RDF焼却・発電事業のあり方に関する意見書

三重県RDF運営協議会では、昨年11月6日の協議会決議に基づき、平成29年度以降の「RDF焼却・発電事業のあり方」に関する検討が始まった。

今回、焼却・発電施設の維持管理の現況について中間報告があり、事実関係が明らかになるにつれて、多くの課題も浮き彫りになってきた。

今後、施設整備等の調査・検討を進め、処理機能や管理運営上の課題・リスクを洗い出し整理されれば、抜本的な対策を必要とし、事業継続に大きな影響を及ぼしかねない問題が表面化すると予想される。

RDF化構想は、単に、廃棄物処理を念頭にしたりサイクル社会を構築するだけにとどまらず、RDF化・焼却発電施設一体整備の先進性ともあいまって、環境先進圏域の交流の場としても期待され、新しい地域づくり（福祉施設や病院の誘致、環境大学や自然農園の環境交流施設の設置など）に向けて、この地域の人にとっては夢と希望をもたらす構想であった。

その構想が頓挫しているうえに、RDF化発電事業からの一方的な県の撤退宣言は断じて許せるものでない。

このRDF発電事業は、たとえ厳しい事業運営を余儀なくされても、市町への負担転嫁やごみ処理施策を揺るがすといった本末転倒の事態が生ずるようなことが決してあってはならない。

県は、安全で安定した運転を維持し、市町の立場に立った方向性を模索すべきである。

よって、桑名広域清掃事業組合議会は、県が事業主体として事業継続する責任を果たし、市町に財政負担を求めることのないよう、強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年8月19日

桑名広域清掃事業組合議



三重県知事 野呂昭彦 様



平成22年5月27日

三重県知事 野呂昭彦 様

桑名広域清掃事業  
議長 渡邊清司



RDF焼却・発電事業のあり方に関する意見書

地方自治法第99条の規定により議決した意見書を、別紙のとおり提出いたします。

## RDF焼却・発電事業の事業主体に関する意見書

現在、平成29年度以降のRDF焼却・発電事業のあり方について、三重県とRDF関係市町との間で、協議・検討が行われている。

多くの課題が山積する中でその早期解決に向けて、RDF製造団体は将来の方向性についてそれぞれの意向を真摯に表明したところである。その結果、新たな枠組みにおいて、RDF焼却・発電事業を継続するという一定の基本合意がなされたところである。

一方、市町側の将来像が明確にされている中で、その解決に向けての進展も無く硬直化しているのは、県が事業主体としての明確な意思表示を避けていることが原因である。廃棄物政策の責任から逃避し、市町を不安な状況に陥れていることは、桑名広域清掃事業組合議会としては決して許せるものではない。

そもそも「RDF化構想」は、県が資源循環型社会の実現、環境先進県を目指すため、県が市町村に参画を呼びかけてきたものである。当組合は、県主導の「RDF化構想」に応え、県と一体となってその実現に向けた取り組みを行ってきたところである。

このことから「RDF製造施設」と「RDF焼却・発電施設」は、一体的な利用がされて初めてその目的・機能が成し遂げられるものである。すでに市町側の将来像が示されていることから、平成29年度以降のRDF焼却・発電事業の事業主体は必然的に明白である。

よって、当議会は、県が引き続きRDF焼却・発電事業の事業主体である旨を早期に表明し廃棄物政策の責任を全うされることを強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年5月27日

桑名広域清掃事業組合議会

三重県知事 野呂昭彦 様



受付  
22.8.30  
32

平成29年度以降RDF発電事業の  
あり方に関する要望書

三重県知事 野呂 昭彦 様

平成22年 8 月 30 日

三重県RDF運営協議会構成市町

伊賀市  
志摩市  
紀北町  
多気町 (香肌奥伊勢資源化広域連合)  
松阪市 (香肌奥伊勢資源化広域連合)  
大台町 (香肌奥伊勢資源化広域連合)  
大紀町 (香肌奥伊勢資源化広域連合)  
御浜町 (南牟婁清掃施設組合)  
熊野市 (南牟婁清掃施設組合)  
紀宝町 (南牟婁清掃施設組合)  
桑名市 (桑名広域清掃事業組合)  
いなべ市 (桑名広域清掃事業組合)  
木曾岬町 (桑名広域清掃事業組合)  
東員町 (桑名広域清掃事業組合)

## 要 望 書

平成29年度以降のRDF焼却・発電事業のあり方について、平成20年11月6日の三重県RDF運営協議会での決議事項に基づき、「あり方検討作業部会」を設置し、三重県とRDF関係市町とで検討が進められております。

その中で、県下のRDF製造団体は、将来の方向性として新たな枠組みにおいて、平成29年度以降も引き続き継続することを確認したところです。

一方、県からは事業主体となることを前提としているものの、RDF事業の継続にかかる費用については、受益者負担金として全額を市町に負担を求める一方的且つ厳しい考えが示されました。

このことは、市町が財政的に非常に厳しい状況下に置かれることを意味し、決して容認できるものではありません。

今後、それぞれの市町において新たなごみ処理施設の更新に向けた検討が開始されることとなりますが、新施設の建設には通常10年程度の準備期間が必要となるため、一定期間のRDF事業の継続が必要となってまいります。

市町の新たな財政負担を伴わないRDF事業の継続により、RDFの安定的な受け皿を確保することで、市町は安心して新施設更新に向けた検討に取り組むことが可能となります。

そのためには、県の支援が必要不可欠なものと考えます。

以上のことから次の項目について要望いたします。

### 記

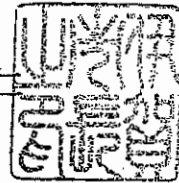
- 1 RDF焼却・発電事業の継続にかかる県の役割として、これまでの運営実績や地元との信頼関係等を踏まえ、県が事業主体として責任を果たされること。
- 2 RDF製造施設の運転経費も年々増加の一途をたどっており、これ以上の財政負担は市町にとっても死活問題になるため、RDF焼却・発電事業の継続に際して、市町に新たな財政負担を求めないこと。

平成22年 8月30日

三重県RDF運営協議会構成市町

伊賀市長

内保 博仁



志摩市長

大口 秀和



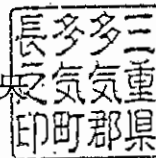
紀北町長

尾上 壽



多気町長

久保 行末



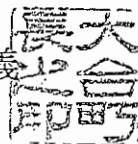
松阪市長

山中 光茂



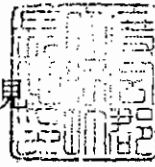
大台町長

尾上 武義



大紀町長

谷口 友見



御浜町長

古川 弘典



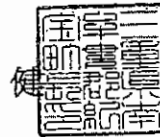
熊野市長

河上 敢二



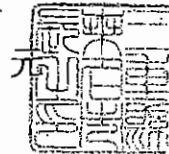
紀宝町長

西田 健



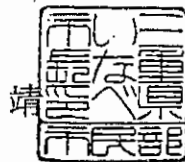
桑名市長

水谷 元



いなべ市長

日沖 靖



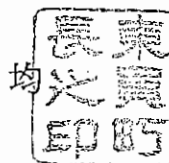
木曾岬町長

加藤 隆



東員町長

佐藤 均



平成 26 年 2 月 17 日

三重県知事 鈴木英敬 様

桑名広域清掃事  
議長 伊藤研司



新ごみ処理施設建設に係る県の財政支援を求める意見書

地方自治法第 99 条の規定により議決した意見書を、別紙のとおり提出いたします。

## 新ごみ処理施設建設に係る県の財政支援を求める意見書

「RDF化構想」は、県が循環型社会の実現、環境先進県を目指すため、市町村に参画を呼びかけてきたものであり、当組合は県主導の「RDF化構想」に応え、県と一体となってその実現に向けた取り組みを行ってきたところである。

平成15年8月には、RDF貯蔵槽が爆発し、周辺地域に多大な不安を与え消火活動中の消防職員ら7名が死傷（2名死亡）する痛ましい事故が発生した。更に、県はRDF処理費を無償としていたが、経営の見通しの甘さから有償化されることになった。

こうした中、県の一方的な事業撤退表明により、当組合の平成33年度以降のごみ処理が白紙状態となり、将来の安定的なごみ処理を確保するために、早急に対策を講じることが必要になった。

このため、当組合ではごみ処理のあり方調査検討委員会を設置し、平成33年度以降のごみ処理のあり方について検討を進めてきた結果、RDF化事業の継続は困難との判断により、新ごみ処理施設を建設し、新たなごみ処理方式を採用することが方向づけられた。

新ごみ処理施設の建設は、長い年月と多額の事業費を必要とすることから、財政難の市町に新たな財政負担が強いられることになった。

よって県においては、下記の事項について特段の措置を講じるよう強く要望する。

### 記

- 1 新ごみ処理施設を建設する必要が生じた県の責任を踏まえ、施設建設に係る事業費の財政支援を行うこと。
- 2 RDF焼却・発電事業終了後の事業用地の有効活用については、北勢地域の活性化に寄与する県営のシンボリック施設の整備を図り、立地に協力してきた周辺地域に配慮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年2月17日

桑名広域清掃事業組合議会

三重県知事 鈴木英敬 様



## 新ごみ処理施設整備に係る財政支援等に関する意見書

桑名広域清掃事業組合は、これまで「三重県RDF化構想」の下で県と一体となって資源循環型社会の構築並びにごみ処理行政を進めてきた。

こうした中で、電気事業法の改正等に伴うRDF発電事業収支計画の見直しには、RDF処理費用の応分の負担をするとともに、平成32年度末とする県の事業撤退に合わせて、新たなごみ処理事業計画の策定や施設整備の財源確保、地域住民の理解といった諸課題への取り組みを進めているところである。

ごみ処理施設は、市町の行政施策において欠かすことのできない社会インフラであるが、その整備には多額な費用が生じ、財政事情が厳しい市町にとっては非常に大きな負担となっている。また、ごみ処理施設は、他の行政施設と比べ耐用年数が短いとされるものの、整備費用の面から長期的な運用を前提とした維持保全に努めることが強く求められている状況にある。

本組合のごみ固形燃料化施設は、地域の理解と協力のもと、多額の費用をかけて整備し、運用してきたものであり、老朽化や性能劣化からではなく、県の政策的な要因をもってこれを放棄せざるをえないことは真に受け入れ難いものがある。また、これに加え、新たな施設の整備や当該施設の解体撤去には多額の費用を要するため、構成市町のまちづくりや財政計画に大幅な見直しを強いるものとなっている。

については、三重県に対して、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 県の施策転換に伴う市町の財政負担の軽減を図る財政支援を講ずること。
- 2 三重ごみ固形燃料発電所の跡地利用については、県民、本組合管内の住民にとって有益な利活用が図られる県営の施設を整備すること。
- 3 県・組合施設の整備・撤去工事に伴う周辺道路の交通安全確保のため、施設に接する県道の整備促進、東員町道の整備支援を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年8月25日

桑名広域清掃事業組合議会



三重県知事 鈴木 英敬 様





## 新ごみ処理施設整備に係る財政支援等に関する意見書

桑名広域清掃事業組合は、これまで「三重県RDF化構想」の下で県と一体となって資源循環型社会の構築並びにごみ処理行政を進めてきた。

こうした中、電気事業法の改正等に伴うRDF発電事業収支計画の見直しでは、RDF処理費用の応分の負担をするとともに、県の事業撤退に合わせて、新たなごみ処理事業計画の策定や施設整備の財源確保、地域住民の理解といった取り組みを進め、今年1月に起工式を行い、2月から工事に着手し、平成32年1月からの稼働に向け、新たなごみ処理施設の建設を進めているところである。

ごみ処理施設は、市町の行政施策において欠かすことのできない社会インフラであるが、その整備・維持・撤去には多額な費用が生じ、財政事情が厳しい市町にとっては非常に大きな負担となっている。また、ごみ処理施設は、他の行政施設と比べ耐用年数が短いとされるものの、整備費用の面から長期的な運用を前提とした維持保全に努めることが強く求められている状況にある。

本組合のごみ固形燃料化施設は、地域の理解と協力のもと、多額の費用をかけて整備し、運用してきたものであり、老朽化や性能劣化からではなく、県の政策的な要因をもってこれを放棄せざるをえないことは真に受け入れ難いものがある。また、これに加え、新たな施設の整備や当該施設の解体撤去には多額の費用を要するため、構成市町のまちづくりや財政計画に大幅な見直しを強いるものとなっている。

については、三重県に対して、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 先の県議会6月定例会で知事が表明したポストRDFに向けた施設整備等に対する財政支援を早期具現化するとともに、その予算規模や交付条件を最大限配慮し、県の施策転換に伴う市町の財政負担の軽減を図ること。
- 2 三重ごみ固形燃料発電所の跡地利用については、県民、本組合管内の住民にとって有益な利活用が図られる県営の施設を整備すること。
- 3 県・組合施設の整備・撤去工事に伴う周辺道路の交通安全確保のため、施設に接する県道の整備促進、東員町道の整備支援を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年8月22日

桑名広域清掃事業組合議会



三重県知事 鈴木 英敬 様



## RDF焼却・発電事業終了に伴う要望書

桑名広域清掃事業組合は、これまで「三重県RDF化構想」の下で県と一体となって資源循環型社会の構築並びにごみ処理行政を進めてきた。

令和元年9月の三重ごみ固形燃料発電所の事業終了に伴い、当組合のRDF化施設も停止し、その後廃止の手続きを行ったところである。

三重県は平成30年12月に「ポストRDFに向けた施設整備等補助金交付要領」を策定し、既存のRDF化施設の改造及び撤去に対して一定の補助金を交付することとなった。しかし、施設の改造及び撤去に要する費用は高額であり、この補助金を活用しても、財政事情が厳しい構成市町にとっては非常に大きな負担となっている。

また、現在解体作業が進む三重ごみ固形燃料発電所の跡地利用について、2015年12月の国連気候変動枠組条約（UNFCCC）第21回締約国会議（COP21）で採択した「パリ協定」（産業革命前と比較して世界の平均気温上昇を2℃より十分低い水準に保ち、1.5℃上昇までに抑えるべく努力するという目標）や、国連が2015年に採択した持続可能な開発目標（SDGs）のゴール13（気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる）が示す、温室効果ガス排出量の削減に資する活用が時代の要請となっている。

最後に、RDF貯蔵槽爆発事故により設置された安全祈念碑やRDF化事業に伴い三重県（企業庁）が権利を有している管理棟などの維持・管理についても引き続き適正に行っていくことを求める。

については、三重県に対して、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 RDF化施設の改造及び撤去にかかる市町の財政負担の軽減を図るため、さらなる財政支援（補助金や基金の創設等）を講ずること。
- 2 三重ごみ固形燃料発電所の跡地利用については、脱炭素社会の推進や地域の振興など、環境政策に資する活用をすること。
- 3 安全祈念碑、管理棟及び共有地などの三重県（企業庁）所管の施設等について、今後も引き続き維持・管理するとともに安全祈願行事については、将来にわたって継続すること。

以上、要望書を提出する。

令和3年11月25日

桑名広域清掃事業組合議会



三重県知事 一見 勝之 様



**【参考資料8】**

**R D F 焼却・発電事業の平成29年度以降のあり方について  
(平成23年4月三重県R D F 運営協議会総会決議)**





平成 23 年 4 月 5 日  
R D F 運営協議会総会決議

平成 23 年 4 月 5 日

## **R D F 焼却・発電事業の平成 29 年度以降のあり方について**

R D F 焼却・発電事業の平成 29 年度以降のあり方について、平成 20 年 11 月 6 日の三重県 R D F 運営協議会総会での決議事項に基づき、県と市町が行ってきた協議の結果を踏まえ、以下のとおり確認を行う。

### **1 平成 29 年度以降の費用負担について**

平成 28 年度に収支が均衡する処理委託料としたうえで、平成 29 年度から平成 32 年度までの収支の不足見込額（継続に伴う維持管理費の増額分、改修費、外部処理費）については、県と市町とで半分ずつ負担する。

### **2 事業主体について**

平成 29 年度以降継続期間中については、県が事業主体となる。

### **3 平成 29 年度以降の継続期間について（平成 22 年 8 月 27 日の理事会で確認済）**

平成 29 年度以降の継続期間は、4 年間（平成 32 年度末）とする。

### **4 平成 29 年度以降の参画市町について（平成 22 年 4 月 14 日の理事会で確認済）**

平成 29 年度以降、県内 5 製造団体（13 市町）での新たな枠組みにおいて、R D F 焼却・発電事業を継続する。

### **5 継続期間中の離脱ルールについて（平成 22 年 8 月 27 日の理事会で確認済）**

継続期間中は、新たな枠組みによって、R D F 焼却・発電事業に協力して取組むこととする。このことから、R D F 構成市町が平成 29 年度以降に R D F 焼却・発電事業から離脱する場合のルール（契約解除に伴う費用負担）については、R D F 量に相当する費用負担を原則として、次の案を基本とする。

#### **【負担費用算出の考え方】**

R D F 構成市町の事由による契約解除に伴う費用負担については、離脱する構成市町は、離脱の年度から事業期間が満了するまでの期間における処理委託料に残存期間における R D F 処理委託量を乗じた額及び R D F が処理されないことによる売電収入の減少に相当する額の合算額を負担する。

## **6 継続期間中のRDF焼却・発電施設の所有権及び終了した後の撤去費用について（平成22年8月27日の理事会で確認済）**

継続期間中のRDF焼却・発電施設の所有権は県に帰属する。また、終了した後の撤去費用については、県が負担する。

## **7 適切な経費チェック方策について**

RDF焼却・発電事業の予算、決算について、RDF運営協議会総務運営部会でチェックを行う。

## **8 行政直営での事業運営について**

RDF焼却・発電施設は装置も多く、複雑な構成となっていることから、維持管理のための専門的な要員も必要である。こうしたことから、その管理運営については、行政直営よりも民間事業者のノウハウを活用することが有効である。

## **9 RDF処理とその他の処理との経費比較について**

各市町のRDF焼却・発電事業終了後の施設建設にかかる費用については、全国の実績を参考に処理方式別の建設コスト、また、維持管理費については、一般廃棄物処理事業実態調査に基づく経費一覧等をあり方検討作業部会で示した。これらの資料はRDF焼却・発電事業終了後のごみ処理について市町が検討するための参考資料とし、県は市町に技術的支援を行う。

## **10 課題13項目中今後も引き続き検討が必要な項目について**

13項目の課題について、引き続き検討が必要な項目は、以下の3項目であり、今後は総務運営部会において、検討し、一定の方向性を出していく。

- 1 改修期間中のRDF受け入れ先の確保
- 2 継続期間中の維持管理体制
- 3 RDFの運搬コストの低減方策

## **11 今後のRDF運営協議会の運営について**

今後のRDF運営協議会は、課題の進捗状況を共有するため、適宜開催する。

## **12 RDF焼却・発電施設の経費節減について**

県は、引き続き安全・安定運転を前提としたうえで、平成29年度以降の経費の節減に資するよう、より効率的なRDF焼却・発電施設の運用に、努めることとする。



## 29年度以降RDF焼却・発電事業を継続する際の課題について

### (1) 事業計画期間について

- ① 事業計画期間を何年程度延長するのか。

### (2) RDF量について

- ② 29年度以降の各市町のごみ処理状況がどのようになるか。RDF化を継続する市町がどれくらいあるか。
- ③ RDF化施設（もしくは構成市町）が事業期間途中で離脱する場合のルールを決めておく方が良いのではないか。

### (3) 施設等について

- ④ 焼却・発電施設が法定耐用年数を迎えるため、更に継続するための追加投資をどうするか。（また、その改修期間中のRDF処理をどうするか。）。
- ⑤ RDF焼却・発電施設の延長期間中の所有権及び終了した場合の撤去費用をどうするか。
- ⑥ 改修期間中（または29年度以降）のRDFの受入先をどのように確保するのか。

### (4) 維持管理について

- ⑦ 富士電機システムズ㈱との現行の委託契約は、29年3月末までとなっているため、その後の管理委託について、どのような体制をとるか。
- ⑧ 29年度以降の維持管理費は、現行と同程度の金額で契約ができるか。どのようなRDF処理委託料の設定ルールとするか。
- ⑨ 市町による適切な経費のチェック方策をどのようにとるか。
- ⑩ RDFの運搬コストの低減方法がないか。
- ⑪ 行政直営での事業実施が可能か。

### (5) 事業全般について

- ⑫ 県と市町の役割分担をどのようにするのか。
- ⑬ RDF処理とその他の処理との経費比較が必要ではないか。



**【参考資料 9】**

**R D F 焼却・発電事業 終了年度前倒し検討報告書**

**(平成28年1月三重県R D F 運営協議会総務運営部会)**



平成 28 年 1 月 29 日

三重県 R D F 運営協議会  
会長 伊藤 徳宇 様

三重県 R D F 運営協議会総務運営部会  
部会長 棚田 徳博

総務運営部会での検討結果について（報告）

三重県 R D F 運営協議会会則第 10 条に基づき、平成 27 年 8 月 25 日付けで三重県 R D F 運営協議会総務運営部会に検討を付託されました下記事項について、別紙のとおり報告します。

記

- 1 検討事項 R D F 事業終了の前倒しに係る検討
  - ・ 事業終了の前倒しに際しての課題整理
  - ・ 課題解決年度の検討

三重県 R D F 運営協議会事務局  
企業庁 電気事業課  
川戸、福田  
電 話 0 5 9 - 2 2 4 - 2 8 2 4  
F A X 0 5 9 - 2 2 4 - 3 0 4 3

R D F 焼却・発電事業 終了年度前倒し  
検討報告書

平成 28 年 1 月

三重県 RDF 運営協議会総務運営部会

—目 次—

はじめに	1
第1章 部会での協議概要	2
第2章 事業終了前倒しのための手法について	4
第3章 検討課題の整理	5
第4章 まとめ	15

三重県RDF運営協議会 総務運営部会での協議報告書  
—「RDF焼却・発電事業 終了年度前倒しの検討」の取りまとめ—

## はじめに

三重県では、ごみの持つ未利用エネルギーの有効活用とごみ処理の広域化を図るため、市町村の可燃性ごみを固形燃料（RDF）化して発電利用する「RDF化構想」を、市町村と一体となって進め、その受け皿として三重ごみ固形燃料発電所を整備し、平成14年12月から運転を行ってきました。

県は、15年間のモデル期間が終了する平成28年度をもってRDF焼却・発電事業を終了し、平成29年度以降は事業を行わないことを、平成19年12月11日の第5回総務運営部会（以下「部会」という。）において提案しましたが、関係市町は事業の継続を要望しました。

そのため、三重県RDF運営協議会（以下「協議会」という。）に「あり方検討作業部会」を設置し協議を重ね、平成22年8月27日の協議会理事会において、平成29年度以降4年間事業を継続することが確認されました。

その後、平成29年度以降のRDF処理委託料を協議する中で、平成27年8月25日の協議会総会において、伊賀市から「すべての構成団体にとってメリットになる方策が導き出されるのであれば、事業終了年度を前倒しする方策について検討してはどうか」との提案があり、全会一致で了承されました。

これを受けて、協議会会長から部会へ事業終了前倒しについて検討することが付託されました。

部会では、本検討内容が構成市町全体に影響を及ぼす課題であるとして、すべての構成団体による検討会議を計6回開催し、付託事項について取りまとめたので、その内容について報告します。



## 第1章 部会での協議概要

部会では、平成27年8月25日に協議会会長から付託を受けて以降、構成市町全てが参加する全体会（以下「全体会」という。）で計6回の協議を行い、以下のとおり前倒しのための手法、課題の検討を行いました。

### <部会協議概要>

#### 【第6回総務運営部会】（全体会） 平成27年8月28日

事業終了年度前倒しの検討の進め方、検討項目の洗い出し等を行いました。  
また、検討期限を11月末とすることの確認を行いました。

- ・ 事業終了年度前倒しのための手法の検討
- ・ 前倒しを想定した場合の検討全体スケジュール
- ・ 具体的な検討項目の洗い出し

#### 【第7回総務運営部会】（全体会） 平成27年10月8日

前回に確定した検討項目に従い、各製造団体の検討結果をとりまとめました。

- ・ 各製造団体の経済性の検討
- ・ 各製造団体のごみ処理政策検討

#### 【第8回総務運営部会】（全体会） 平成27年10月30日

引き続き、各製造団体の検討結果をとりまとめました。

- ・ 各製造団体の経済性の検討
- ・ 各製造団体のごみ処理政策の検討

#### 【第9回総務運営部会】（全体会） 平成27年11月9日

さらなる検討の継続のため、検討期限を延長することが確認されました。

- ・ 部会検討継続の確認

#### 【第10回総務運営部会】（全体会） 平成28年1月14日

検討結果の取りまとめの方針について、確認を行いました。

また、1月末を目処に検討結果を取りまとめることが確認されました。

- ・ 報告骨子案についての協議

#### 【第11回総務運営部会】（全体会） 平成28年1月28日

検討結果の最終確認と協議会会長への報告時期が確認されました。

- ・ 報告書についての最終確認

＜RDF 焼却・発電事業 終了年度前倒しの検討 全体スケジュール＞

	三重県RDF運営協議会	構成市町 (桑名市, いなべ市, 東員町, 木曾岬町, 伊賀市, 多気町, 大台町, 大紀町, 紀北町, 御浜町, 熊野市, 紀宝町)	備考
H27 8	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">8.18 第5回総務運営部会(12市町)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">8.25 理事会</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">8.25 総会</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">8.28 第6回総務運営部会(12市町)</div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>{ 総会事前協議</li> <li>{ 伊賀市の提案</li> <li>{ 総務運営部会に付託</li> <li>{ 付託課題、スケジュールの共有 12市町で協議することの確認</li> </ul>	
9		検討項目 30※ 検討項目 20～24、26～29、31～34、36～39、 仕様、見積、コスト試算	9月議会
10	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">10.8 第7回総務運営部会(12市町)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">10.30 第8回総務運営部会(12市町)</div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>{ 中間評価 検討項目 4,35,40</li> <li>県外視察 検討項目 20～22、25</li> <li>検討項目 1～3、5～7、9～19、 41、42</li> </ul>	
11	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">11.9 第9回総務運営部会(12市町)</div>	{ 検討継続の確認	
12		12/1 東紀州5市町枠組み表明	12月議会
H28 1	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">1.14 第10回総務運営部会(12市町)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">1.28 第11回総務運営部会(12市町)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">運営協議会会長 報告</div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>{ 報告骨子案</li> <li>{ 報告書の最終確認</li> </ul>	

※検討項目の番号は、5ページを参照。

## 第2章 事業終了前倒しのための手法について

### 1 事業終了後の新たなごみ処理施設の検討状況

RDF焼却・発電事業は、平成22年8月の協議会理事会において事業終了年度を平成32年度末までとすることが確認されているため、現在、各市町においては事業終了後の新たなごみ処理体制の整備に向けて、以下のとおり検討が進められているところです。

H27.8現在

製造団体	検討状況
桑名広域清掃事業組合	平成33年度稼働に向けた新しい処理施設の整備
伊賀市	名張市との広域化と「繋ぎとしての民間処理」
香肌奥伊勢資源化広域連合	多気町、大台町及び大紀町での枠組みによるごみ処理
紀北町	東紀州地域広域化での枠組みによるごみ処理
南牟婁清掃施設組合	

桑名広域清掃事業組合では平成33年度の新施設稼働に向けて整備が進められており、他の構成団体も同様に、新たなごみ処理システムを検討しています。

### 2 事業終了前倒しのための手法

平成32年度より早期に新たなごみ処理施設を完成させることについては、現時点において全ての製造団体で見込めない状況にあるため、ポストRDFに移行するまでの「繋ぎ」としてのごみ処理が必要となります。

「繋ぎ」でのごみ処理を実施するにあたっては、以下の方法が考えられます。

	ごみの状態	処理方法	評価	結果
ケース1	可燃ごみ	他自治体で処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>RDF化費用が不要</li> <li>RDFに比べ重量が倍となるため、運搬費が増加する。</li> <li>持ち込み先の自治体に受け入れる余裕が無い、又は受け入れ協議に時間を要する。</li> </ul>	×
ケース2	可燃ごみ	民間処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>RDF化費用が不要</li> <li>RDFに比べ重量が倍となるため、運搬費が増加する。</li> <li>県内に処理先がある。</li> </ul>	○
ケース3	RDF	他自治体で処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>RDF化するための費用が必要</li> <li>県内自治体に受け皿が無い。</li> </ul>	×
ケース4	RDF	民間処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>RDF化するための費用が必要</li> <li>県内に処理先がある。</li> </ul>	△

上表のとおり、ケース2（可燃ごみのまま民間処理）での処理方式が可能性として考えられることから、本部会では、事業終了年度を前倒しするための手法について、RDF化せずに「可燃ごみのまま民間処理」を行うことを前提に検討を進めることとしました。

### 第3章 検討項目の整理

事業終了年度を前倒しする手法としての「可燃ごみのまま民間処理」を実現するために、必要な検討項目の洗い出しを行いました。

なお、検討すべき大項目としては「ごみ処理に関する政策の検討」と「経済性の検討」があり、対外的な説明や理解及びリスク分析等の観点も含めて整理しました。

また、事業終了前倒しを行った場合の清算の方法等も含め、下表のとおり全42項目について検討を行いました。

<【事業終了時期の前倒しの検討】可燃ごみの民間処理実施 検討項目>

		項目	番号	検討項目
ごみ処理 政策の検討	計画変更	計画変更	1	現行RDF製造に係る各種規約・契約等への影響
			2	現行RDF製造に係る地元雇用への影響
			3	市町の一般廃棄物処理基本計画(実施計画)の変更
			4	RDF製造停止に係る職員(正規・臨時・嘱託)の扱い
		各種契約締結手続き	5	ごみ処理委託契約締結
			6	ごみ運搬委託契約締結
			7	環境保全負担の契約締結
	対外的な説明と理解	地元住民の理解	8	民間事業者への他市町ごみ搬入への理解
			9	ごみ処理方式の変更に対する理解
			10	ごみ運搬車両の通行に対する理解
		議会の理解	11	ごみ処理方式の変更に対する理解
			12	循環型社会の構築とリサイクル率低下等に係る政策上の整理
			13	ポストRDFに対する中長期計画の説明
	施設撤去	RDF化施設の撤去	14	RDF化施設撤去の有無、時期
			15	撤去後の跡地利用
	リスク分析	リスク分析	16	民間事業者の定期点検やトラブル時の対応(代替処理先)
			17	運搬車両事故時の対応(生ごみ保管)
			18	大規模な災害に係る廃棄物処理の対応
			19	将来の民間委託処理コストの値上げ受容
経済性の 検討	新ごみ処理 コスト算出	施設改造費	20	ごみ集積施設の仕様(応急・恒久)を決定
			21	ごみピット汚水処理の見直し
			22	ごみ集積施設の改造費用積算(当初予算レベル)
		工程管理	23	現行RDF運用と平行した改造工程の工期
			24	受電設備(契約電力)の見直し
		維持管理費	25	ごみ集積施設維持管理費用
			26	RDF製造を止めても必要な固定費(人件費、光熱費等)試算
		運搬費	27	ごみ運搬車両の仕様を決定
			28	ごみ運搬車両の確保
			29	ごみ運搬費用積算
	処理委託料	30	民間委託の処理コスト検討	
		31	環境保全負担金	
	補助金・起債	32	国等補助金返還の有無及び額の算出	
		33	起債償還の有無	
	運用変更	34	共同管理に係る費用負担増	
		35	構成市町ごみ量の変更有無	
	RDF継続処理 コスト算出	維持管理費	36	RDF化施設維持管理費
37			その他固定費(人件費、光熱費等)	
運搬費		38	運搬費	
処理委託料	39	14145円/トン		
コスト比較	コスト比較	40	RDF事業継続年度によるコスト比較	
料金上の 検討	料金の清算	料金の清算	41	早期終了にともなう料金清算額の確定
			42	早期終了にともなう料金清算額の返還・徴収方法の確定

# 1 製造団体毎の課題（検討項目 1～31, 33～40）

製造団体毎に課題を検討した結果は、以下のとおりでした。

団体名	課題検討の概要								
<p><b>桑名広域 清掃事業組合</b></p> <p>【H29 年度 処理(見込み)量】 可燃ごみ 45,917 t 製造 RDF 25,663 t</p> <p>※経済比較は平成 29 年度の見込み 費用で行ってい ます。</p>	<p>(1) ごみ処理政策</p> <p>【計画変更】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一般処理廃棄物基本計画（実施計画）の変更が必要</li> </ul> <p>【対外的な説明と理解】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新ごみ処理施設との整合</li> <li>民間処理の場合、ごみの搬送に 1 日当たり「10 t コンテナ車 29 台」が必要</li> <li>ごみ運搬車両の大幅増に伴う影響を懸念</li> <li>住民、議会の説明・理解に時間が必要</li> </ul> <p>【リスク分析】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>民間処理先の定期点検・トラブルに備えて、ごみの貯留場所等の検討が必要</li> </ul> <p>(2) 経済性</p> <p>【経済比較】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>民間処理は、事業継続に比べて年間費用で 1.8%削減※</li> </ul> <p>【特記事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>RDF 化施設の起債償還が平成 29 年度まで継続 平成 29 年度 起債償還額 225,504 千円</li> <li>夜間における通行経路の確保のため市道へ接続する出入り口の新設が必要</li> </ul> <p>(3) 総合的な検討</p> <p>&lt;事業終了が可能となる年度&gt;</p> <table border="1" data-bbox="541 1294 1121 1435"> <thead> <tr> <th>平成 28 年 度末終了</th> <th>平成 29 年 度末終了</th> <th>平成 30 年 度末終了</th> <th>平成 31 年 度末終了</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>△</td> </tr> </tbody> </table> <p>(平成 28 年度末～平成 30 年度末)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>民間処理を実施すると、ごみを運搬するために地域を通行する車両の数が大幅に増加するとともに、作業工程から夜間の運行が必要となる。</li> <li>地域住民に与える影響に比べ財政的効果は小さい。</li> <li>以上の条件を踏まえ、現時点において前倒しを判断できる状況に無い。</li> </ul> <p>(平成 31 年度末)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新ごみ処理施設の整備を進めており、現時点としては平成 31 年度末での事業終了の可能性はある。</li> </ul> <p>【事業終了年度前倒しの再検討の要件について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現行以上の経費の低減</li> <li>新ごみ処理施設の早期完成が見込まれるとき。(同計画における施設整備工事の契約は、平成 29 年度中を予定)</li> </ul>	平成 28 年 度末終了	平成 29 年 度末終了	平成 30 年 度末終了	平成 31 年 度末終了	×	×	×	△
平成 28 年 度末終了	平成 29 年 度末終了	平成 30 年 度末終了	平成 31 年 度末終了						
×	×	×	△						

団体名	課題検討の概要								
<p><b>伊賀市</b></p> <p>【H29 年度 処理(見込み)量】 可燃ごみ 20,221 t 製造 RDF 11,324 t</p> <p>※経済比較は平成 29 年度の見込み 費用で行ってい ます。</p>	<p>(1) ごみ処理政策</p> <p>【計画変更】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一般処理廃棄物基本計画（実施計画）の変更が必要</li> </ul> <p>【対外的な説明と理解】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住民、議会の説明・理解が必要</li> </ul> <p>【リスク分析】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>民間処理先の定期点検・トラブルに備えて、ごみの貯留場所等の検討が必要</li> </ul> <p>(2) 経済性</p> <p>【経済比較】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>民間処理は、事業継続に比べて年間費用で 44.8%削減※</li> </ul> <p>【特記事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>RDF 化施設の起債償還が平成 33 年度まで継続 平成 29～33 年度合計 起債償還額 45,792 千円</li> <li>民間処理の場合、収集車は処理先へ直接搬入</li> <li>平成 32 年度までの事業継続のため、約 53,000 千円の改修を先行して実施済み</li> </ul> <p>(3) 総合的な検討</p> <p>&lt;事業終了が可能となる年度&gt;</p> <table border="1" data-bbox="541 1077 1121 1211"> <thead> <tr> <th>平成 28 年 度末終了</th> <th>平成 29 年 度末終了</th> <th>平成 30 年 度末終了</th> <th>平成 31 年 度末終了</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 25 年度の「伊賀市における廃棄物処理のあり方検討委員会」の答申に沿って、将来的には名張市との広域処理を行っていく計画であり、それまでの過渡的な対応として民間業者に委託することが妥当である。</li> </ul> <p>【事業終了年度前倒しの再検討の要件について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 28 年度末での前倒しが不可能であれば、平成 29 年度以降の年度でも検討を希望</li> </ul>	平成 28 年 度末終了	平成 29 年 度末終了	平成 30 年 度末終了	平成 31 年 度末終了	○	○	○	○
平成 28 年 度末終了	平成 29 年 度末終了	平成 30 年 度末終了	平成 31 年 度末終了						
○	○	○	○						

団体名	課題検討の概要								
<p><b>香肌奥伊勢 資源化連合</b></p> <p>【H29 年度 処理(見込み)量】 可燃ごみ 6,500 t 製造 RDF 3,523 t</p> <p>※経済比較は平成 29 年度の見込み 費用で行ってい ます。</p>	<p>(1) ごみ処理政策</p> <p>【計画変更】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一般処理廃棄物基本計画（実施計画）の変更が必要</li> </ul> <p>【対外的な説明と理解】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住民、議会の説明・理解が必要</li> </ul> <p>【リスク分析】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>民間処理先の定期点検・トラブルに備えて、ごみの貯留場所等の検討が必要</li> </ul> <p>(2) 経済性</p> <p>【経済比較】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>民間処理は、事業継続に比べて年間費用で 2.3%削減※</li> </ul> <p>(3) 総合的な検討</p> <p>&lt;事業終了が可能となる年度&gt;</p> <table border="1" data-bbox="547 815 1126 949"> <thead> <tr> <th>平成 28 年 度末終了</th> <th>平成 29 年 度末終了</th> <th>平成 30 年 度末終了</th> <th>平成 31 年 度末終了</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>民間処理の方が経済的に安価で処理できる。</li> <li>全ての構成団体が前倒しを判断するのであれば従うが、単独での前倒しは現時点では無い。</li> </ul> <p>【事業終了年度前倒しの再検討の要件について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>今後も再検討は可能であるが、各製造団体に再検討の意思があるかどうか確認後、実施するべき。</li> </ul>	平成 28 年 度末終了	平成 29 年 度末終了	平成 30 年 度末終了	平成 31 年 度末終了	○	○	○	○
平成 28 年 度末終了	平成 29 年 度末終了	平成 30 年 度末終了	平成 31 年 度末終了						
○	○	○	○						

団体名	課題検討の概要								
<p><b>紀北町</b></p> <p>【H29 年度 処理(見込み)量】 可燃ごみ 6,400 t 製造 RDF 2,900 t</p> <p>※経済比較は平成 29 年度の見込み 費用で行ってい ます。</p>	<p>(1) ごみ処理政策</p> <p>【計画変更】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一般処理廃棄物基本計画（実施計画）の変更が必要</li> </ul> <p>【対外的な説明と理解】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>東紀州 5 市町での新ごみ処理施設建設との整合性を図ることが必要</li> <li>住民、議会の説明・理解に時間が必要</li> </ul> <p>【リスク分析】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>民間処理先の定期点検・トラブルに備えて、代替処分先の検討が必要</li> <li>既存のごみピットを一時保管場所として利用することの検討が必要</li> <li>大規模災害時の対応については、代替処分先の検討・協議が必要</li> </ul> <p>(2) 経済性</p> <p>【経済比較】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>民間処理は、事業継続に比べて年間費用で 1.5%削減※</li> </ul> <p>【特記事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>RDF 化施設の起債償還が平成 29 年度まで継続 償還額 81,013 千円</li> </ul> <p>(3) 総合的な検討</p> <p>&lt;事業終了が可能となる年度&gt;</p> <table border="1" data-bbox="549 1167 1128 1301"> <thead> <tr> <th>平成 28 年 度末終了</th> <th>平成 29 年 度末終了</th> <th>平成 30 年 度末終了</th> <th>平成 31 年 度末終了</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>前倒しで民間処理を実施すれば、生ごみのままの運搬であるため臭気の問題などが考えられる。</li> <li>現有する 2 つの RDF 化施設のうち少なくとも 1 つは中継基地として応急的に改修する必要がある。</li> <li>町議会において、平成 32 年度末までの事業継続を前提とした、平成 29 年度から平成 32 年度までの RDF 処理委託料の説明をしたところであり、また、ポスト RDF の方策として、東紀州 5 市町による広域処理を行うことを現在検討中である。</li> <li>これらのことを総合的判断し、現時点において前倒しを判断できる状態に無い。</li> </ul> <p>【事業終了年度前倒しの再検討の要件について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>東紀州 5 市町による広域処理の検討状況により前倒しの再検討の余地はある。</li> </ul>	平成 28 年 度末終了	平成 29 年 度末終了	平成 30 年 度末終了	平成 31 年 度末終了	×	×	×	×
平成 28 年 度末終了	平成 29 年 度末終了	平成 30 年 度末終了	平成 31 年 度末終了						
×	×	×	×						



団体名	課題検討の概要								
<p><b>南牟婁清掃 施設組合</b></p> <p>【H29 年度 処理(見込み)量】 可燃ごみ 4,360 t 製造 RDF 2,220 t</p> <p>※経済比較は平成 29 年度の見込み 費用で行ってい ます。</p>	<p>(1) ごみ処理政策</p> <p>【計画変更】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一般処理廃棄物基本計画（実施計画）の変更が必要</li> </ul> <p>【対外的な説明と理解】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住民、議会の説明・理解に時間が必要</li> <li>東紀州 5 市町での新ごみ処理施設建設との整合性を図ることが必要</li> </ul> <p>【施設撤去】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一部ごみの積替え施設として改修の検討が必要</li> </ul> <p>【リスク分析】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>民間処理先の定期点検・トラブルに備えて、代替え処分先の検討が必要</li> <li>既存のごみピットにて一時保管の検討が必要</li> </ul> <p>(2) 経済性</p> <p>【経済比較】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>民間処理は、事業継続に比べて年間費用で 2.0%増加※</li> </ul> <p>【特記事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>RDF 化施設の起債償還が平成 29 年度まで継続 償還額 2,329 千円</li> <li>平成 32 年度までの事業継続のため、平成 26、27 年度に 約 59,000 千円の改修を実施済み</li> </ul> <p>(3) 総合的な検討</p> <p>&lt;事業終了が可能となる年度&gt;</p> <table border="1" data-bbox="547 1249 1126 1388"> <thead> <tr> <th>平成 28 年 度未終了</th> <th>平成 29 年 度未終了</th> <th>平成 30 年 度未終了</th> <th>平成 31 年 度未終了</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>経済性やごみ処理政策の課題を総合的に判断すると、現時点において 4 年間の前倒しは困難。</li> </ul> <p>【事業終了年度前倒しの再検討の要件について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>東紀州 5 市町による広域処理の検討状況により前倒しの再検討の余地はある。</li> </ul>	平成 28 年 度未終了	平成 29 年 度未終了	平成 30 年 度未終了	平成 31 年 度未終了	×	×	×	×
平成 28 年 度未終了	平成 29 年 度未終了	平成 30 年 度未終了	平成 31 年 度未終了						
×	×	×	×						

## 2 ごみ積替え施設の検討（検討項目 20～22、25）

「ごみ処理政策」での検討のとおり、可燃ごみによる民間処理に切り替えるにあたり、パッカー車から10t車等への積替えが必要となることから、ごみ積替え施設の調査検討を行いました。調査にあたっては、積替え施設を運用している県外の自治体を視察し、その内容は以下のとおりでした。

### （1）A町ごみ積替え施設

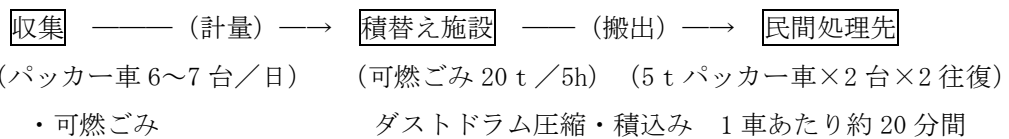
ア 視察自治体 人口：28,278人、ごみ発生量 6,408 t/年

イ 視察場所 ごみ積替え施設

ウ 視察内容

#### （ア）ごみ積替え施設のシステム構成

<処理フロー>



#### （イ）ごみ積替え施設の特徴

- ① 収集を除く中間処理以降を全て民間委託
- ② 最終処分場跡地に、ごみ積替え施設を立地しているため、周辺に住居等は存在しない。
- ③ 民間処理先が何らかのトラブルで受け入れ出来ない場合は、別の処理先で代替処理
- ④ 民間委託で直営より経費削減できた。
- ⑤ 設備投資（約3億円）が必要

### （2）B市ごみ積替え施設

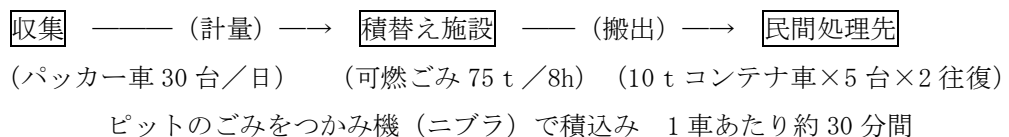
ア 視察自治体 人口：82,222人、ごみ発生量 23,305 t/年

イ 視察場所 旧ごみ焼却施設（ごみピットのみ流用）

ウ 視察内容

#### （ア）ごみ積替え施設のシステム構成

<処理フロー>



#### （イ）ごみ積替え施設の特徴

- ① 収集を除く中間処理以降を全て民間委託
- ② 施設周辺に住居は存在しない。
- ③ 民間処理先が何らかのトラブルで受け入れ出来ない場合は、別の民間処理先で代替処理する。
- ④ 民間委託で直営より経費削減できた。
- ⑤ 新ごみ処理施設稼働までの2年間の繋ぎ

### (3) まとめ

可燃ごみは、RDFに比べ重量が2倍となることから、ストックヤード、積替え施設、輸送手段の検討や新たな設備投資が必要となります。また、周辺環境の状況により臭気、汚水対策についても検討が必要となります。

#### <A町ごみ積替え施設>



#### <B市ごみ積替え施設>



### 3 国庫補助金への対応（検討項目 32）

事業終了の前倒しを実施した場合、国庫補助対象施設であるRDF化施設の撤去が必要となります。このようなことから、RDF化施設の財産処分に係る国庫補助金の扱いについて検討を行いました。

<県内のRDF化施設>

(単位：千円)

市町村等	処理規模	稼働	補助対象事業費	国庫補助金
桑名広域清掃事業組合	230t/日	14年12月	8,577,018	2,144,254
伊賀市	135t/日	14年11月	3,809,616	952,404
香肌奥伊勢資源化広域連合	44t/日	13年4月	2,648,427	662,106
紀北町（旧紀伊長島町）	21t/日	14年12月	1,767,666	553,940
紀北町（旧海山町）	20t/日	12年4月	1,805,830	451,457
南牟婁清掃施設組合	23t/日	14年9月	2,028,875	507,218

#### (1) 環境省所管の補助金等に係る財産処分承認基準

環境省所管の補助金等の交付を受けて取得した財産を処分する場合、環境大臣の承認が必要となります。ただし、包括承認事項として、財産処分に当たって経過年数が10年を越えている場合であって一定の要件を満たす場合は、国の承認があったものとみなす特例措置があり、報告は必要ですが財産処分の承認手続は不要となります。

処理制限期間（50年の場合）				
10年	20年	30年	40年	50年

包括承認事項を適用する場合の要件

地方公共団体が、当該事業に係る社会資源が当該地域において充足しているとの判断の下に行う財産処分

#### (2) まとめ

本案件に当てはめて検討したところ、RDF化施設の財産処分に関しては、経過年数が10年を越えており、以下の要件を満たすのであれば、包括承認事項に該当し、補助金返還は生じません。

##### 【要件】

社会資源が当該地域で充足していること

- ・ 焼却灰の最終処理を含めた処分先が確保されていること
- ・ 一般廃棄物の処理責任を踏まえ、計画を立てたうえで実施すること
- ・ ポストRDFとしての次期処理方式の計画が策定されていること

#### 4 前倒しの場合の料金清算（検討項目 41, 42）

事業終了の前倒しを実施した場合の料金清算額について、以下のとおり検討を行いました。

##### （1）料金清算額の算出

【事業の終了に伴う費用の収支計画への反映について】

RDF焼却・発電施設の停止に係る費用として、収支計画に算入すべき項目

- ① 搬入されたRDFを全て焼却・発電する費用
- ② ボイラー、タービン及び発電機を停止し、補機類を含めて焼却・発電施設を安全に停止させるまでの費用
- ③ 灰処理費用

発電所撤去に係る費用として、県が負担し収支計画には算入しない項目

- ① 焼却・発電施設の停止以降に発生する不要薬品の処分などの費用
- ② 焼却・発電施設の解体開始までの施設保安に係る費用

【料金清算額の算出手順】

- ① 事業終了年度までの収支計画の決算額を確定する。
- ② 「RDF焼却・発電事業に係る確認書（平成26年1月17日）」第3条に基づき、収支不足額の半分を製造団体負担額として確定する。
- ③ 確定した製造団体負担額と各製造団体収支不足負担分実績額とに過不足がある場合は、同確認書第3条に基づき清算する。
- ④ ③で算出した清算額合計を当該期間の各製造団体のRDF搬入量で案分し、各製造団体の清算額とする。

##### （2）料金清算額の返還方法

料金清算額の返還は、必要な予算措置が講じられていることを前提に、事業終了年度の決算が確定次第、速やかに部会で確認を行い、その後、三重県企業庁から各製造団体へ返還するものとします。

##### （3）まとめ

決算額が現在の収支計画と同値と仮定して試算した料金清算額見込みは、以下のとおりです。

<各製造団体への清算額>

（単位：千円）

	平成28年度末 終了	平成29年度末 終了	平成30年度末 終了	平成31年度末 終了
桑名広域	502,925	362,249	254,918	156,190
伊賀市	221,707	159,448	112,155	68,741
香肌奥伊勢	80,858	55,324	37,935	22,871
紀北町	54,920	39,239	27,425	16,738
南牟婁	45,777	32,363	22,508	13,669
合計	906,187	648,623	454,941	278,209

## 第4章 まとめ

各製造団体における新たなごみ処理体制の検討状況をふまえて、事業終了の前倒しを実現する手法については、「繋ぎ」としての「可燃ごみによる民間処理」として、実施に伴う課題を整理しました。

「繋ぎ」としての「可燃ごみによる民間処理」は、ごみ処理政策の観点では、一部の団体で、ごみの搬送に関する問題や事業終了後の新しいごみ処理体制の構築との整合性に関する問題が確認されました。

経済性の観点では、事業継続の場合に比べて1団体で大きな効果があり、他の4団体では概ね同程度でした。

したがって、協議会すべての構成団体として、事業終了年度の前倒しを最短の平成28年度末とすることは、現時点では難しい状況でした。

一方、事業の早期終了が可能となる年度については、平成32年度までの終了に対応可能となる団体が2団体あり、残り3団体についても今後の状況により、再検討の余地はあるとの結果でした。

よって、今後の状況により、平成29年度以降での前倒しの再検討の余地はあるとの結論に至りました。

なお、事業終了年度の前倒しについては、今後、状況の変化に伴い構成団体から要望がある場合は、再度検討を行うこととします。

**【参考資料10】**

**R D F 焼却・発電事業に関する検討報告書**

**(平成30年7月三重県R D F 運営協議会総務運営部会)**





平成30年7月17日

三重県RDF運営協議会  
会長 山 神 秀 次 様

三重県RDF運営協議会 総務運営部会  
部会長 小 森 健 児

総務運営部会の検討結果について（報告）

三重県RDF運営協議会会則第10条に基づき、平成29年6月28日付けで三重県RDF運営協議会総務運営部会に検討を付託されました「RDF焼却・発電事業に関する検討」について、別添のとおり報告します。

三重県RDF運営協議会事務局

企業庁 電気事業課

川戸、垣内

電 話 0 5 9 - 2 2 4 - 2 8 2 4

F A X 0 5 9 - 2 2 4 - 3 0 4 3

# R D F 焼却・発電事業に関する 検討報告書

平成 30 年 7 月

三重県 R D F 運営協議会総務運営部会

## 目 次

はじめに	1
第1章 部会における協議の概要	2
第2章 現状把握と検討の進め方	4
第3章 検討課題の整理と検討結果	6
第4章 検討結果のまとめ	16

### 語句説明

- ※1 関係市町・・・ R D F 焼却・発電事業に参画している 12 市町  
(桑名市、いなべ市、木曾岬町、東員町、伊賀市、  
多気町、大台町、大紀町、紀北町、熊野市、御浜町、  
紀宝町)
- ※2 ポスト R D F・・・ R D F 焼却・発電事業終了後の新たなごみ処理体制
- ※3 製造団体・・・ R D F を製造する団体。桑名広域清掃事業組合、  
伊賀市、香肌奥伊勢資源化広域連合、紀北町、南牟婁  
清掃施設組合の 5 団体
- ※4 R D F 構成団体・・・ 3 団体(桑名広域清掃事業組合、香肌奥伊勢資源化  
広域連合、南牟婁清掃施設組合)と 12 市町を合わせ  
た 15 団体
- ※5 セーフティネット・・・ 平成 32(2020)年度末まで R D F の製造を継続する  
団体が現行処理費用内で処理できるしくみ

## <はじめに>

三重県では、ごみの持つ未利用エネルギーの有効活用とごみ処理の広域化を図るため、市町村の可燃ごみを固形燃料（RDF）化して発電利用する「RDF化構想」を、市町村と一体となって進め、その受け皿として三重ごみ固形燃料発電所（以下「発電所」という。）を整備し、平成14(2002)年12月から運転を行ってきました。

県は、15年間のモデル期間が終了する平成28(2016)年度をもってRDF焼却・発電事業を終了し、平成29(2017)年度以降は事業を行わないことを、平成19(2007)年12月の三重県RDF運営協議会（以下「協議会」という。）の総務運営部会（以下「部会」という。）において提案しましたが、関係市町<sup>\*1</sup>は事業の継続を要望しました。

そのため、協議会に「あり方検討作業部会」を設置し協議を重ね、平成22(2010)年8月の協議会理事会において、平成29(2017)年度以降事業を4年間延長し、平成32(2020)年度末まで継続することが確認されました。

これ以降、ポストRDF<sup>\*2</sup>に向けて、桑名広域清掃事業組合では「ごみ処理のあり方調査検討委員会」を、伊賀市では「廃棄物処理のあり方検討委員会」を、香肌奥伊勢資源化広域連合では「一般廃棄物処理担当課長会議」を、紀北町および南牟婁清掃施設組合では近隣市を加えた「新ごみ処理施設整備検討会議」をそれぞれ設置して、精力的に議論を重ね、新たなごみ処理のあり方や処理方針等に関する検討を進めてきており、県においても、これらの検討組織への参画や、市町間の調整、職員の派遣等の支援を行ってきました。

また、平成27(2015)年度には、8月の協議会総会において、伊賀市から「すべての製造団体<sup>\*3</sup>にとってメリットになる方策が導き出されるのであれば、事業終了年度を前倒しする方策について検討してはどうか」との提案があり、全会一致で了承されました。部会で検討を重ねた結果、「事業終了年度の前倒しについては、最短となる平成28(2016)年度末とすることは難しいが、今後の状況により平成29(2017)年度以降での前倒しの再検討の余地はある」との結論を取りまとめました。

このような中、平成29(2017)年4月の部会において、桑名広域清掃事業組合から「新ごみ処理施設の完成が早まり、平成31(2019)年12月末となる見込みである」旨の説明があり、RDF焼却・発電事業への影響とその対応について、検討を再開することが理事会で了承されました。

これを受け、協議会会長から部会に検討が付託されたことから、部会では、本検討内容が関係市町全体に影響を及ぼす課題であるとして、すべての関係市町による検討会議（以下「全体会」という。）を含む計10回の協議を行い、付託事項の検討結果を取りまとめましたので、その内容について報告するものです。

## 第1章 部会における協議の概要

部会では、全体会を含め計10回の協議を行い、以下のとおり課題や対応策の検討を行いました。

### <部会協議概要>

#### 【第1回総務運営部会】 平成29(2017)年4月25日

桑名広域清掃事業組合から同組合の新ごみ処理施設の工期が当初の計画から15ヶ月短縮され、平成31(2019)年12月末となる旨の説明がありました。

#### 【第2回総務運営部会】 平成29(2017)年5月18日

桑名広域清掃事業組合からの説明を受け、平成27(2015)年度に実施した検討を再開することについて協議しました。

〔**【理事会】（書面表決） 平成29(2017)年6月28日**  
検討の再開が理事会で了承され、会長から部会に検討が付託されました。〕

#### 【第3回総務運営部会】 平成29(2017)年6月29日

協議会会長からの付託を受けて、ごみ処理体制や経済性の課題など48項目について検討していくことを確認しました。また、関係市町全体に影響する内容であることから、すべてのRDF構成団体<sup>※4</sup>で検討を進めることを確認しました。

#### 【第4回総務運営部会】（全体会） 平成29(2017)年9月1日

検討48項目のうち、各種契約手続きや事業を継続した場合のコスト算出等に係る項目について、検討内容を確認しました。

#### 【第5回総務運営部会】（全体会） 平成29(2017)年10月13日

各製造団体のごみ処理先の選択肢等に係る項目について検討しました。

#### 【第6回総務運営部会】（全体会） 平成29(2017)年12月22日

課題や対応策について、各製造団体の考え方を共有し、それぞれの課題の解決策を引き続き協議することを確認しました。

#### 【第7回総務運営部会】（全体会） 平成30(2018)年3月29日

課題解決の合意形成について協議しました。

#### 【第8回総務運営部会】（全体会） 平成30(2018)年4月24日

検討48項目について、取りまとめの方針を確認しました。

#### 【第9回総務運営部会】（全体会） 平成30(2018)年5月16日

付託事項に対する検討結果の取りまとめ案を確認しました。

#### 【第10回総務運営部会】（全体会） 平成30(2018)年6月25日

検討結果を最終確認しました。

<検討経過>

	三重県 RDF運営 協議会	関係市町 (桑名市, いなべ市, 木曾岬町, 東員町, 伊賀市, 多気町, 大台町, 大紀町, 紀北町, 熊野市, 御浜町, 紀宝町)
H29 3		3. 18 桑名広域清掃事業組合 ごみ処理施設整備運営事業 落札者決定
4	4.25 第1回総務運営部会	{ 桑名広域清掃事業組合が、新ごみ処理施設工期の15ヶ月短縮を説明
5	5.18 第2回総務運営部会	{ 5.10 発電所の運転への影響について試算結果を共有 検討再開を協議
6	6.28 理事会(書面表決) 6.29 第3回総務運営部会	{ 5.26 桑名広域清掃事業組合議会 可燃ごみ焼却施設整備工事 請負契約可決 検討再開を了承、部会に検討を付託 経過確認、検討項目抽出、全体会で協議することを確認
7		
8		8.31 桑名広域清掃事業組合議会において、平成31年9月17日をもって 発電所へのRDF搬入を終了することを報告
9	9.1 第4回総務運営部会(全体会)	{ 項目1、4、18、22、25、26、33、34、44~47※
10	10.13 第5回総務運営部会(全体会)	{ 項目2、3、5~17、19~21、23、24、27~32、35~43、48
11		
12	12.22 第6回総務運営部会(全体会)	{ 課題や対応策について考え方を共有
H30 1		
2		2.16 東紀州広域化の建設候補予定地を公表
3	3.29 第7回総務運営部会(全体会)	{ 課題解決の合意形成について協議
4	4.24 第8回総務運営部会(全体会)	{ 課題について取りまとめ方針を確認
5	5.16 第9回総務運営部会(全体会)	{ 検討結果の取りまとめ案を確認
6	6.25 第10回総務運営部会(全体会)	{ 検討結果の最終確認
	協議会会長への報告	

※項目の番号は、6ページを参照。

## 第2章 現状把握と検討の進め方

### 1 桑名広域清掃事業組合の新ごみ処理施設整備の進捗

RDF焼却・発電事業は、平成22(2010)年8月の協議会理事会において事業終了を平成32(2020)年度末とすることが確認されていることから、桑名広域清掃事業組合では、RDF焼却・発電事業の終了に向けて、平成23(2011)年5月から新ごみ処理施設の整備運営に係る検討を進めてきました。

その結果、平成29(2017)年3月にごみ処理施設整備運営事業の総合評価一般競争入札が実施され、落札者から、工期を15ヶ月短縮し平成31(2019)年12月末を完成予定とする提案があり、平成29(2017)年5月の組合議会臨時会において、工事請負契約が可決されました。

また、同年8月の組合議会臨時会において、ごみ焼却施設の試験調整の開始に伴い、発電所へのRDF搬入の終了日を、平成31(2019)年9月17日とすることが報告されました。

### 2 RDF焼却・発電事業への影響

発電所では、年間約4万5千トンのRDFが処理されており、そのうち桑名広域清掃事業組合から搬入されるRDFは、全体の約6割を占めます。

また、平成27(2015)年度に事業終了年度前倒しの検討を提案した伊賀市からも、同時期にRDF搬入を停止する意向が示されたため、これに基づき試算を行ったところ、発電所に搬入されるRDFは約8割減少し、年間約8千トンになる見込みとなりました。

これは1日あたりに換算すると約20トンに相当し、発電の最低焼却量である日量70トンを大きく下回ることになります。

このため、

- ①発電所は運転と停止を繰り返す間欠運転となり、非効率な運用となること
- ②RDF減少に伴い、売電収入が大幅に減ること

から、桑名広域清掃事業組合からのRDF搬入の終了日以降は、発電所の安定的かつ効率的な運転は極めて困難との試算結果となりました。

### 3 新たなごみ処理体制の検討

#### (1) 新たなごみ処理体制の検討状況

RDF焼却・発電事業は、平成22(2010)年8月の協議会理事会において事業終了を平成32(2020)年度末とすることが確認されているため、桑名広域清掃事業組合と同様に、他の製造団体も新たなごみ処理体制の整備に向けて、以下のとおり検討を進めているところです。

H30.7 現在

製造団体名	検討状況
桑名広域清掃事業組合	新ごみ処理施設の建設
伊賀市	近隣市との広域化によるごみ処理
香肌奥伊勢資源化広域連合	多気町、大台町および大紀町の枠組みによるごみ処理
紀北町、南牟婁清掃施設組合	近隣市を加えた東紀州広域化の枠組みによるごみ処理

## (2) 新たな処理先確保の必要性

桑名広域清掃事業組合を除く他の製造団体においても、平成 32(2020)年度末以降のごみ処理体制の整備に向けた検討を進めているものの、桑名広域清掃事業組合のRDF搬入が終了する平成 31(2019)年 9 月までに新ごみ処理施設を完成させることは、現時点においては見込めない状況にあります。

このため、新たなごみ処理体制の整備が実現するまでは、発電所に代わる受け皿となる新たな処理先を確保する必要があります。

新たな処理先でのごみ処理については、下表のとおり、ケース 2 (可燃ごみを民間処理)とケース 4 (RDF の製造を継続して民間処理)が選択肢となります。

	ごみの状態	処理方式	評価	結果
ケース 1	可燃ごみ	他自治体で処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ RDF の製造費用が不要</li> <li>・ RDF に比べ重量が倍となるため、運搬費が増加</li> <li>・ 持ち込み先の自治体に受け入れる余裕が無い、又は受け入れ協議に時間を要する</li> </ul>	×
ケース 2	可燃ごみ	民間処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ RDF の製造費用が不要</li> <li>・ RDF に比べ重量が倍となるため、運搬費が増加</li> <li>・ ごみ中継施設整備などへの新たな設備投資が必要</li> <li>・ 県内外に処理先あり</li> </ul>	○
ケース 3	RDF	他自治体で処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内自治体に受け皿無し</li> </ul>	×
ケース 4	RDF	民間処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内外に処理先あり</li> </ul>	○

## 4 検討の進め方

検討を進める上での現状の認識として、以下のことを共有しました。

- ①桑名広域清掃事業組合からのRDF搬入終了日以降は、発電所の安定的かつ効率的な運転は極めて困難となること
- ②桑名広域清掃事業組合からのRDF搬入終了日までに、他の製造団体においては新ごみ処理施設の完成は間に合わず、完成までの間、発電所に代わる受け皿となる新たな処理先の確保が必要となること
- ③新たな処理先でのごみ処理方式は、「可燃ごみを民間処理」、もしくは「RDF の製造を継続して民間処理」のいずれかとなること

以上のことから、部会では、当初の計画である平成 32(2020)年度末までの期間、もしくは新ごみ処理施設が完成するまでの間は、「可燃ごみを民間処理」する方式と、「RDF の製造を継続して民間処理」する方式の二通りについて、各製造団体の事情等を勘案しながら、慎重に検討を進めることとしました。

併せて、すべての製造団体が、桑名広域清掃事業組合のRDF搬入終了日を軸として、新たなごみ処理体制に移行することが対応可能かどうかを検討することとしました。



### 第3章 検討課題の整理と検討結果

発電所に代わる受け皿としての新たな処理先を確保するために、検討が必要な項目の洗い出しを行いました。

なお、検討すべき大項目としては「ごみ処理計画」と「経済性」があり、対外的な説明と理解、リスク分析などの観点も含め、全48項目について検討を行いました。

<検討項目>

	項目	番号	検討項目
ごみ処理計画	計画変更	RDF搬入終了時期	1 RDF搬入終了時期の検討
		計画変更	2 現行RDF製造に係る各種規約・契約等への影響
			3 現行RDF製造に係る地元雇用への影響
			4 市町の一般廃棄物処理基本計画(実施計画)の変更
			5 RDF製造停止に係る職員(正規・臨時・嘱託)の扱い
	各種契約締結手続き	6 ごみ処理委託契約締結	
		7 ごみ運搬委託契約締結	
		8 その他必要な契約締結	
	対外的な説明と理解	地元住民の理解	9 他市町ごみ受入への理解
			10 ごみ処理方式の変更に対する理解
			11 ごみ運搬車両の通行に対する理解
			12 地元協定の見直し
		議会の理解	13 ごみ処理方式の変更に対する理解
	14 循環型社会の構築とリサイクル率低下等に係る政策上の整理		
	15 新たにごみ処理に対する中長期計画の説明		
	施設撤去	RDF化施設の撤去	16 RDF化施設撤去の有無、時期
			17 撤去後の跡地利用
	リスク分析	リスクの検討	18 RDF搬入停止日の変動リスク
			19 施設の定期点検やトラブル時の対応(代替処理先)
			20 運搬車両事故時の対応(可燃ごみ保管)
			21 大規模な災害に係る廃棄物処理の対応
			22 将来の民間委託処理コストの値上げ受容
経済性	施設改造費	23 施設の仕様(応急・恒久)を決定	
		24 ごみピット臭気・汚水処理等の見直し	
		25 施設の改造費用等積算(施設統合費含む、当初予算レベル)	
	工程管理	26 現行RDF運用から新たにごみ処理への移行工程(改造工程含む)	
		維持管理費	27 受電設備(契約電力)の見直し
	28 施設維持管理費用		
	29 必要な固定費(人件費、光熱費等)試算		
	運搬費	30 ごみ運搬車両の仕様を決定	
		31 ごみ運搬車両の確保	
		32 ごみ運搬費用積算	
	処理委託料	33 新たな処理先の処理コスト検討	
		34 その他必要な費用	
	補助金・起債	35 国等補助金返還の有無及び額の算出	
		36 起債償還の有無	
	運用変更	37 共同管理に係る費用負担増	
		38 構成市町ごみ量の変更有無	
	H31年12月以降に向けての先行投資	39 平成31(2019)年12月以降のごみ処理計画を見据えての先行投資金額	
	RDF継続処理コスト算出	維持管理費	40 RDF化施設維持管理費
41 その他固定費(人件費、光熱費等)			
運搬費		42 運搬費	
処理委託料	43 14,145円/RDFトン(税抜)		
コスト比較	コスト比較	44 新たにごみ処理とRDF処理とのコスト比較	
その他の検討	ルールの見直し	決議等ルールの見直し	45 決議等の扱いの検討
	清算	料金の清算	46 事業終了に伴う清算金の算出
			47 事業終了に伴う清算金の返還・徴収方法の確認
	その他	運搬費の格差是正	48 各製造団体間の運搬費の格差是正

## 1 製造団体毎の課題整理（検討項目 1～44）

団体名	課題検討の概要
<p><b>桑名広域 清掃事業組合</b></p> <p>【処理(見込み)量】</p> <p>可燃ごみ 45,800 t</p> <p>製造RDF 25,983 t</p> <p>※コスト比較は平成 31(2019)年度の 見込み費用で行 っています。</p>	<p><b>&lt;方針&gt;</b></p> <p><b>新ごみ処理施設で焼却処理を行う</b></p> <p>(1) ごみ処理計画</p> <p>【計画変更】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「ごみ処理のあり方調査検討委員会」を設置し、検討実施済み</li> <li>・ 一般廃棄物処理基本計画は変更済み</li> <li>・ 平成 29(2017)年 5 月の組合議会において、可燃ごみ焼却施設整備工事請負契約を可決し、平成 30(2018)年 2 月着工、平成 31(2019)年 12 月末に完成予定</li> <li>・ 発電所へのRDF搬入終了日は、平成 31(2019)年 9 月 17 日を予定</li> </ul> <p>【対外的な説明と理解】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 29(2017)年 5 月の組合議会において、可燃ごみ焼却施設整備工事請負契約を可決</li> <li>・ 地元に対し、平成 29(2017)年 9 月～10 月に、新ごみ処理施設の住民説明会を延べ 11 回開催</li> <li>・ 地元住民に対し、「ごみ処理施設整備ニュース」を 5 回配布</li> </ul> <p>【施設撤去又は整備計画等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ RDF化施設は撤去予定</li> <li>・ 跡地利用の検討が必要</li> </ul> <p>【リスク分析】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特になし</li> </ul> <p>(2) 経済性</p> <p>【コスト比較】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新ごみ処理施設での処理費用は、現在の処理費用に比べて 79.7% 減少※</li> </ul> <p>【補助金・起債】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ RDF化施設の撤去に関して、国等の補助金の返還なし</li> <li>・ RDF化施設の起債償還は、平成 29(2017)年度で完了</li> </ul>

団体名	課題検討の概要
<p><b>伊賀市</b></p> <p>【処理(見込み)量】</p> <p>可燃ごみ 20,203 t</p> <p>製造RDF 11,314 t</p> <p>※コスト比較は平成31(2019)年度の見込み費用で行っています。</p>	<p><b>&lt;方針&gt;</b></p> <p><b>可燃ごみを民間処理する</b></p> <p>(1) <b>ごみ処理計画</b></p> <p>【計画変更】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「廃棄物処理のあり方検討委員会」を設置し、検討実施済み</li> <li>・ 平成 28(2016)年度に一般廃棄物処理基本計画を見直し、「平成 32(2020)年度末までにRDF化施設の稼動が終了した後は、将来的な広域処理を見据え、同施設で処理している可燃ごみの処理を民間処理委託」と位置付け</li> <li>・ 発電所に代わる可燃ごみの民間処理先を確保できる見込み</li> <li>・ 発電所へのRDF搬入終了日は、平成 31(2019)年 8 月 31 日に対応可能</li> </ul> <p>【対外的な説明と理解】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地元・議会に対し、民間処理について説明が必要</li> <li>・ 民間処理先および受入地元と協議予定</li> </ul> <p>【施設撤去又は整備計画等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ RDF化施設を撤去し、プラットフォームとピットを再利用してごみ中継施設の整備を予定</li> <li>・ 既存乾燥機での水処理が出来なくなるため、汚水処理設備の改造が必要</li> <li>・ RDF搬入終了に対応する場合は、平成 30(2018)年度第 4 四半期～31(2019)年度第 1 四半期でごみ中継施設の整備が必要</li> </ul> <p>【リスク分析】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特に無し</li> </ul> <p>(2) <b>経済性</b></p> <p>【コスト比較】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 可燃ごみの民間処理での費用は、現在の処理費用に比べて 33.5% 減少※</li> </ul> <p>【補助金・起債】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ RDF化施設の撤去等に関して、国等の補助金の返還なし</li> <li>・ RDF化施設の起債償還は、平成 33(2021)年度まで継続 (H29(2017)年度末約 123,000 千円)</li> </ul>

団体名	課題検討の概要
<p data-bbox="225 170 416 241"><b>香肌奥伊勢 資源化広域連合</b></p> <p data-bbox="225 342 456 376">【処理(見込み)量】</p> <p data-bbox="252 387 416 459">可燃ごみ 6,035 t</p> <p data-bbox="252 470 416 542">製造RDF 3,402 t</p> <p data-bbox="225 1865 456 2029">※コスト比較は平成 31(2019)年度の 見込み費用で行 っています。</p>	<p data-bbox="491 170 810 241"><b>&lt;方針&gt; 可燃ごみを民間処理する</b></p> <p data-bbox="501 297 730 331"><b>(1) ごみ処理計画</b></p> <p data-bbox="528 342 663 376">【計画変更】</p> <ul data-bbox="552 387 1394 723" style="list-style-type: none"> <li>・ 「一般廃棄物処理担当課長会議」を設置し、検討実施</li> <li>・ 連合を構成する町の一般廃棄物処理基本計画の変更が必要</li> <li>・ 連合を構成する町議会において規約変更を議決し、その後、連合議会において広域計画の変更の議決が必要</li> <li>・ 発電所に代わる可燃ごみの民間処理先を確保できる見込み</li> <li>・ 可燃ごみの民間処理を行う間に、次期のごみ処理方法について検討</li> <li>・ 発電所へのRDF搬入終了日は、平成31(2019)年8月上旬で対応可能</li> </ul> <p data-bbox="528 779 799 813">【対外的な説明と理解】</p> <ul data-bbox="552 824 1394 1160" style="list-style-type: none"> <li>・ 地元に対し、多気地域のごみの受入れについて説明が必要</li> <li>・ 地元に対し、可燃ごみを民間処理する期間、ごみ中継施設として利用することを説明し、覚書を締結予定</li> <li>・ 議会に対し、多気地域のごみを含めた民間処理に伴い、ごみの分別方法を変更することについて説明が必要。また、可燃ごみを民間処理を行う間に、次期のごみ処理方法を検討していくことについて説明が必要</li> <li>・ 民間処理先および受入自治体と協議予定</li> </ul> <p data-bbox="528 1216 850 1249">【施設撤去又は整備計画等】</p> <ul data-bbox="552 1261 1394 1417" style="list-style-type: none"> <li>・ ごみ中継施設の整備が必要</li> <li>・ 施設撤去については跡地利用を含め検討</li> <li>・ RDF搬入終了に対応する場合は、平成30(2018)年度第4四半期～31(2019)年度上半期でごみ中継施設の整備が必要</li> </ul> <p data-bbox="528 1473 691 1507">【リスク分析】</p> <ul data-bbox="552 1518 707 1552" style="list-style-type: none"> <li>・ 特に無し</li> </ul> <p data-bbox="501 1608 651 1641"><b>(2) 経済性</b></p> <p data-bbox="528 1653 691 1686">【コスト比較】</p> <ul data-bbox="552 1697 1297 1776" style="list-style-type: none"> <li>・ 可燃ごみの民間処理での費用は、現在の処理費用に比べて1.6% 減少※</li> </ul> <p data-bbox="528 1832 719 1865">【補助金・起債】</p> <ul data-bbox="552 1877 1297 1955" style="list-style-type: none"> <li>・ RDF化施設の撤去等に関して、国等の補助金の返還なし</li> <li>・ RDF化施設の起債償還は、平成27(2015)年度で完了</li> </ul>

団体名	課題検討の概要
<p data-bbox="225 170 309 197"><b>紀北町</b></p> <p data-bbox="225 300 454 327">【処理(見込み)量】</p> <p data-bbox="252 342 416 416">可燃ごみ 6,300 t</p> <p data-bbox="252 432 416 506">製造RDF 2,800 t</p> <p data-bbox="225 1868 454 2029">※コスト比較は平成31(2019)年度の見込み費用で行っています。</p>	<p data-bbox="486 170 596 197"><b>&lt;方針&gt;</b></p> <p data-bbox="513 212 970 239"><b>RDFの製造を継続して民間処理する</b></p> <p data-bbox="497 300 730 327"><b>(1) ごみ処理計画</b></p> <p data-bbox="525 342 662 369">【計画変更】</p> <ul data-bbox="552 385 1394 763" style="list-style-type: none"> <li>・ 「新ごみ処理施設整備検討会議」を設置し、検討実施</li> <li>・ 平成27(2015)年12月、紀北町、南牟婁清掃施設組合(熊野市、御浜町、紀宝町)に近隣市を含めた5市町で、東紀州地域でのごみ処理の広域化を前向きに検討していくことを確認</li> <li>・ 平成30(2018)年2月、建設候補予定地を公表</li> <li>・ RDFの製造を継続するため、一般廃棄物処理基本計画の変更なし</li> <li>・ 発電所に代わるRDFの民間処理先を確保できる見込み</li> <li>・ 発電所へのRDF搬入終了日は、平成31(2019)年8月31日に対応可能</li> </ul> <p data-bbox="525 824 798 851">【対外的な説明と理解】</p> <ul data-bbox="552 866 1394 1070" style="list-style-type: none"> <li>・ RDFの製造を継続するため、ごみ収集体制に変更がないことから、地元住民に対する影響はない</li> <li>・ 議会に対し、広域の新ごみ処理施設が完成するまでの間は、RDFの製造を継続し、民間処理を行うことについて説明が必要</li> <li>・ 民間処理先および受入自治体と協議予定</li> </ul> <p data-bbox="525 1131 850 1158">【施設撤去又は整備計画等】</p> <ul data-bbox="552 1173 1394 1330" style="list-style-type: none"> <li>・ 広域でのごみ処理となった場合には、中継施設又は資源ごみの集積所等への改修を行う予定</li> <li>・ 広域の新ごみ処理施設整備後に、RDF化施設の施設改造又は撤去を行う予定</li> </ul> <p data-bbox="525 1391 691 1417">【リスク分析】</p> <ul data-bbox="552 1433 1394 1547" style="list-style-type: none"> <li>・ RDFの民間処理先のトラブル等による代替処理先の確保</li> <li>・ RDFの民間処理先のトラブル等により現行処理費用を超えるリスク</li> </ul> <p data-bbox="497 1608 651 1635"><b>(2) 経済性</b></p> <p data-bbox="525 1650 691 1677">【コスト比較】</p> <ul data-bbox="552 1693 1268 1767" style="list-style-type: none"> <li>・ RDFの民間処理での費用は、現在の処理費用に比べて2.9% 減少※</li> </ul> <p data-bbox="525 1827 719 1854">【補助金・起債】</p> <ul data-bbox="552 1870 1295 1944" style="list-style-type: none"> <li>・ RDF化施設の改造等に関して、国等の補助金の返還なし</li> <li>・ RDF化施設の起債償還は、平成29(2017)年度で完了</li> </ul>

団体名	課題検討の概要
<p><b>南牟婁清掃 施設組合</b></p> <p>【処理(見込み)量】</p> <p>可燃ごみ 3,540 t</p> <p>製造RDF 1,820 t</p> <p>※コスト比較は平成 31(2019)年度の 見込み費用で行 っています。</p>	<p><b>&lt;方針&gt;</b></p> <p><b>RDFの製造を継続して民間処理する</b></p> <p>(1) ごみ処理計画</p> <p>【計画変更】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「新ごみ処理施設整備検討会議」を設置し、検討実施</li> <li>・ 平成27(2015)年12月、紀北町、南牟婁清掃施設組合(熊野市、御浜町、紀宝町)に近隣市を含めた5市町で、東紀州地域でのごみ処理の広域化を前向きに検討していくことを確認</li> <li>・ 平成30(2018)年2月、建設候補予定地を公表</li> <li>・ RDFの製造を継続するため、一般廃棄物処理基本計画の変更なし</li> <li>・ 発電所に代わるRDFの民間処理先を確保できる見込み</li> <li>・ 発電所へのRDF搬入終了日は、平成31(2019)年8月31日に対応可能</li> </ul> <p>【対外的な説明と理解】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ RDFの製造を継続するため、ごみ収集体制に変更がないことから、地元住民に対する影響はない</li> <li>・ 組合を構成する市町議会や組合議会に対し、広域の新ごみ処理施設が完成するまでの間は、民間処理を行うことについて説明が必要</li> <li>・ 民間処理先および受入自治体と協議予定</li> </ul> <p>【施設撤去又は整備計画等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広域の新ごみ処理施設整備を見据え、ごみ中継施設の整備を行う予定</li> <li>・ 施設撤去については跡地利用を含め検討</li> </ul> <p>【リスク分析】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ RDFの民間処理先のトラブル等による代替処理先の確保</li> <li>・ RDFの民間処理先のトラブル等により現行処理費用を超えるリスク</li> </ul> <p>(2) 経済性</p> <p>【コスト比較】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ RDFの民間処理での費用は、現在の処理費用に比べて3.8% 減少※</li> </ul> <p>【補助金・起債】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ RDF化施設の改造等に関して、国等の補助金の返還なし</li> <li>・ RDF化施設の起債償還は、平成29(2017)年度で完了</li> </ul>

## 2 RDF 搬入終了時期の検討（検討項目 1）

前項の「製造団体毎の課題整理」のとおり、すべての製造団体において、桑名広域清掃事業組合からのRDFの搬入が終了する平成31(2019)年9月を軸に、新たな処理先を確保できることが確認できました。

桑名広域清掃事業組合RDF搬入終了に伴う各製造団体の対応

	H29年度	H30年度	H31/4	5	6	7	8	9	10	11	12	H32/1	2	3	備考
桑名広域清掃事業組合 新ごみ処理施設 試運転								◎	試運転調整						・H31年8月から試運転調整 ・H31年9月17日RDF搬入終了 ・H31年12月末 新施設完成
RDF搬入								平成31年9月17日				完成			
伊賀市							8/31								
香取県伊勢資源化 広域連合							8/上								
紀北町							8/31								
南牟婁清掃施設組合							8/31								

## 3 コスト比較の検討（検討項目 44）

新たな処理先での処理に要する費用を現行の処理費用と比較したところ、すべての製造団体において、現行の処理費用と比べて同等以下となることを確認しました。

## 4 リスクの検討（検討項目 18～22）

RDFの製造を継続する団体が新たな処理先に移行する場合のリスクである

- ・民間処理先のトラブル等による代替処理先の確保
- ・民間処理先のトラブル等により現行処理費用を超えるリスク

の対応が課題となりました。

### （1）民間処理先のトラブル等による代替処理先の確保

RDFの製造を継続する団体は、新たな処理先を確保できる見込みであるものの、不測の事態に備えて代替の処理先も確保しておく必要があり、この確保にあたっては、県が協力する必要があることを確認しました。

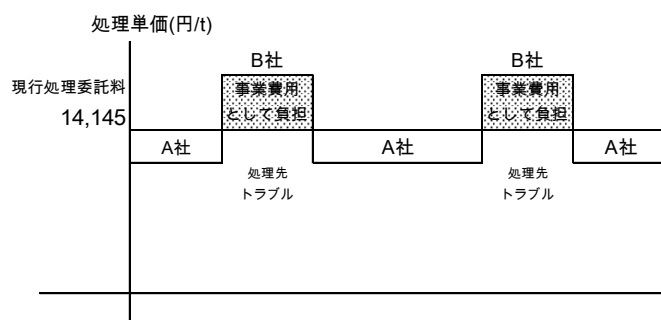
### （2）民間処理先のトラブル等により現行処理費用を超えるリスクへの対応策

製造団体および県は、平成19(2007)年2月1日に「RDF処理増加費用に関する合意書」（以下「合意書」という。）を締結し、発電所の施設の定期点検その他の理由により発電所へのRDFの受入れを停止したことに起因して、発電所以外の施設においてRDFを処理したことに伴い製造団体が負担した費用から、発電所でのRDF処理に通常要すべき費用を控除した費用を事業費用として負担するルールを適用しています。

また、平成 32(2020)年度末までのRDF 処理委託料は、RDF 1 トン当たり 14,145 円（税抜）とすることが協議会で決議されています。

これらをふまえ、RDF の製造を継続する団体に対しては、平成 32(2020)年度末までの間は、合意書のルールを引き続き適用することにより、新たなごみ処理体制に移行したとしても、ごみ処理費用が現行（14,145 円/t）を超えることがないように、新たな処理先のトラブル等の場合における「セーフティーネット<sup>※5</sup>」を確保する必要性を確認しました。

#### <セーフティーネットのイメージ図>



## 5 決議等ルールの見直し（検討項目 45）

### （1）現行ルールと課題

RDF 焼却・発電事業の終了時期を前倒しする場合に、見直しが必要となる現行ルールおよび課題は、以下のとおりでした。

①平成 26(2014)年 1 月 17 日付「RDF 焼却・発電事業に係る確認書」  
（課題）

- ・事業期間を平成 33(2021)年 3 月 31 日までとしていることとの整合性

②平成 19(2007)年 2 月 1 日付「RDF 処理増加費用に関する合意書」  
（課題）

- ・RDF の製造を継続する団体が、発電所に代わる新たな処理先で処理する場合、合意書に基づくセーフティーネットのルール適用の継続性

### （2）ルールの見直し

各製造団体および県は、平成 26(2014)年 1 月に「RDF 焼却・発電事業に係る確認書」（以下「確認書」という。）を締結し、この中で事業期間を平成 33(2021)年 3 月 31 日までとしていることから、RDF 焼却・発電事業の終了時期を前倒しする場合は、あらためて決議する必要があることを確認しました。

また、合意書のルールを引き続き継続することについても、あらためて決議する必要があることを確認しました。



## 6 事業終了に伴う清算（検討項目 46～48）

各製造団体および県は、確認書の中で、平成 20(2008)年度から平成 32(2020)年度における収支計画に基づく収支不足見込み額とその実績に過不足が生じる場合は、清算することを定めています。

この確認書に基づき、事業終了時期の前倒しを実施した場合の清算金について、以下のとおり確認を行いました。

### (1) 清算金の算出

発電所の運転、維持管理および灰処理に要する費用に加えて、施設を安全に停止させる費用や平成 32(2020)年度末まで必要となるセーフティーネットの費用を収支計画に反映し、清算金を算出します。

### (2) 清算金の分配方法

清算金の各製造団体への分配は、平成 20(2008)年度から平成 32(2020)年度までの R D F 処理委託料および運搬費を合計した総費用の按分により行います。

なお、平成 19(2007)年度までの累積欠損金については、県が負担することで清算済みのため、算出に含みません。

### (3) 清算金の支払方法

清算金は、事業決算が確定次第、速やかに部会で確認を行い、その後、各製造団体に支払われます。

### (4) 分配割合および清算金の見込み

各製造団体の分配割合および清算金の見込み額(平成 30(2018)年 7 月現在)は、以下のとおりとなります。

#### <各製造団体の分配割合>

桑名広域清掃事業組合	43.9%
伊賀市	24.5%
香肌奥伊勢資源化広域連合	12.7%
紀北町	10.4%
南牟婁清掃施設組合	8.5%
合計	100.0%

#### <清算金見込み額>

平成 31(2019)年 9 月に発電所への R D F 搬入を停止した場合の清算金見込み額は、515,269 千円となります。

ただし、売電単価の増減、維持管理費用および修繕費用の増減により、上記の清算金見込み額は変動します。

## 7 ポストRDFに向けた施設整備等（検討項目 16、17、23～25）

### （1）各製造団体での検討状況

各製造団体は、ポストRDFに向けた施設整備等の検討を行っており、その概要は以下のとおりです。

製造団体名	ポストRDFに向けた施設整備等
桑名広域清掃事業組合	RDF化施設撤去
伊賀市	RDF化施設撤去・改造、ごみ中継施設整備等
香肌奥伊勢資源化広域連合	ごみ中継施設整備等
紀北町	RDF化施設撤去・改造、ごみ中継施設整備等
南牟婁清掃施設組合	ごみ中継施設整備等

### （2）ポストRDFに向けた施設整備等および国補助制度の現状

各製造団体のポストRDFに向けた施設整備等については、

①RDF化施設撤去・改造

②ごみ中継施設整備等

のいずれか、もしくは両方を実施する予定となっています。

新しいごみ処理施設の整備にあたっては、国において循環型社会形成推進交付金や起債措置など、充実した制度が設けられています。

しかし、一般廃棄物の処理施設等の解体撤去に関する国補助は、ごみ焼却施設を解体した跡地に廃棄物処理施設（ストックヤード等）を整備する場合のみが対象とされ、RDF化施設の解体は対象外となっています。

また、ごみ中継施設整備に関する国補助は、ごみ処理の広域化・集約化に伴って、ごみ焼却施設の跡地を利用して整備するものに限られており、RDF化施設の廃止に伴う整備は対象外となっています。

### （3）施設整備等に対する支援

RDF焼却・発電事業は、県と関係市町が一体となって進めてきた事業であり、RDF構成団体が新たなごみ処理体制に円滑に移行できるよう、県は一定の役割を果たすことが必要です。

また、RDF構成団体等が県に対し財政的支援を要望している状況をふまえ、これらの施設整備等が国の補助対象となるよう県が国に働きかけるとともに、施設整備等に対する県の支援を検討する必要性があることを確認しました。

#### 【参考】

循環型社会形成推進交付金 補助率 1/3（ただし、エネルギー回収型廃棄物処理施設については補助率 1/2）

地方負担 2/3(1/2)のうち

一般廃棄物処理事業債 75%（交付税措置 50%）

財源対策債 15%（交付税措置 50%）

一般財源 10%

一般財源 10%	一般廃棄物処理事業債75% (元利償還金の50%を後年度交付税措置)	財対債 15% (同左)	交付金 1/3(1/2)

地方負担 2/3(1/2)のうち

## 第4章 検討結果のまとめ

各製造団体における新たなごみ処理体制の整備に向けた進捗状況をふまえて、桑名広域清掃事業組合を除く他の製造団体における新たな処理先については、「可燃ごみを民間処理」または「RDFの製造を継続して民間処理」とし、そのうえで、新たなごみ処理体制への移行に伴う課題の整理を行い、以下のとおり確認しました。

### 1 ごみ処理計画、経済性

ごみ処理計画の観点では、一般廃棄物処理基本計画の変更および対外的な説明と理解、リスク分析などに関して、対応すべき課題を確認しました。

経済性の観点では、すべての製造団体が、現行の処理費用と比べ同等以下となることを確認しました。

### 2 新たな処理先の確保

すべての製造団体が、桑名広域清掃事業組合からのRDFの搬入が終了する平成31(2019)年9月を軸に、発電所でのRDFの処理を終了し、発電所に代わる新たな処理先の確保が可能であることを確認しました。

### 3 セーフティーネットの確保の必要性

RDFの製造を継続して民間処理を行う団体に対しては、平成32(2020)年度末までの間に、新たな処理先におけるトラブル等により現行の処理委託料(RDF1トン当たり14,145円(税抜))を超える額での処理が必要となった場合には、その超過分を事業費用として取り扱うこと、いわゆる「セーフティーネット」の確保の必要性を確認しました。

### 4 清算金の分配方法

清算金はRDFの処理および運搬に係る費用に応じて各製造団体に分配することを確認しました。

### 5 ポストRDFに向けた施設整備等の必要性

RDF焼却・発電事業は県と関係市町が一体となって進めてきた事業であり、RDF構成団体が新たなごみ処理体制に円滑に移行できるよう、県として一定の役割を果たすべきであることから、これまで実施してきている技術的支援や循環型社会形成推進交付金の対象拡充に対する国への要望を引き続き行うとともに、ポストRDFに向けて必要となる施設整備等に対する支援について検討する必要があることを確認しました。

以上のことから、すべての製造団体は、平成31(2019)年9月を軸として、発電所へのRDFの搬入を終了し、新たなごみ処理体制に移行できる環境が整ったとの共通認識に至りました。



## 【参考資料11】

環境政策面からの検証データ



環境政策面からの検証データ

(1) 未利用エネルギーの有効活用

表 1 RDF 受入量および発電電力量の推移…………… 2

図 1 エネルギー投入及び回収（平成 30 年度）のフロー図…………… 3

(2) ダイオキシン類の削減

表 2 廃棄物の焼却施設に関するダイオキシン類の排出規制（H9.12.1 施行）…… 3

表 3 ダイオキシン類排出量の新旧施設の比較…………… 3

図 2 ダイオキシン類の排出濃度（平成 30 年度）（本冊 p47 図 1）…………… 4

図 3 県内ダイオキシン類総排出量の推移（本冊 p47 図 2）…………… 5

表 4 桑名地区におけるダイオキシン類総排出量（本冊 p48 表 2）…………… 6

(3) 環境負荷の低減

表 5 ばいじん、窒素酸化物、硫黄酸化物、塩化水素の排出濃度（平成 30 年度）  
（本冊 p48 表 3）…………… 7

図 4 ごみトンあたりの二酸化炭素排出量（平成 29 年度）（本冊 p49 図 4）…………… 8

(4) 資源循環型社会の構築

表 6 都道府県別資源化率の推移…………… 9

図 5 県民一人当たりのごみ排出量の推移…………… 10

(5) 廃棄物処理施設の立地対策

表 7 処理施設立地に関する、市町の主な意見…………… 10

(6) RDF 化方式と焼却方式とのコスト比較

図 6 施設規模－建設費グラフ（本冊 p51 図 6）…………… 11

図 7 一般廃棄物処理方式（中間処理以降）…………… 12

図 8 処理方法の違いによるトータルコストの比較（平成 23 年度実績）  
（本冊 p51 図 7）…………… 13

国庫補助制度の変遷…………… 15

(1) 未利用エネルギーの有効活用

表1 RDF受入量および発電電力量の推移

	RDF 受入量 (RDF t)	発電電力量 (kWh)	供給電力量 (kWh)	供給先	
				電気事業者※12	桑名広域
H14	16,798	11,939,900	9,580,960	7,596,960	1,984,000
H15	21,158	31,521,000	27,506,260	21,621,460	5,884,800
H16	29,185	34,965,900	27,160,680	21,416,080	5,744,600
H17	48,364	62,897,500	50,389,620	38,960,320	11,429,300
H18	50,254	65,385,900	52,372,500	40,590,900	11,781,600
H19	52,313	68,863,000	54,768,120	42,811,020	11,957,100
H20	48,462	63,384,100	49,688,180	38,813,880	10,874,300
H21	46,108	59,680,900	46,600,840	36,235,640	10,365,200
H22	48,055	63,256,600	50,028,000	39,081,700	10,946,300
H23	48,270	63,050,400	49,412,660	38,553,760	10,858,900
H24	47,332	62,273,100	49,043,880	38,412,080	10,631,800
H25	48,808	67,725,200	53,534,549	42,773,549	10,761,000
H26	46,513	63,611,100	50,300,470	40,288,570	10,011,900
H27	45,256	63,006,500	49,781,618	39,716,418	10,065,200
H28	45,692	62,866,600	49,439,302	39,575,802	9,863,500
H29	45,974	63,867,800	50,094,168	40,518,268	9,575,900
H30	44,399	64,819,500	51,779,192	41,934,592	9,844,600
R01	19,823	28,781,800	22,523,604	17,451,224	5,072,380
合計	752,764	1,001,896,800	795,251,103	626,352,223	168,898,880

供給先の電気事業者

平成 24 年度まで：中部電力㈱

平成 25 年～平成 27 年度：丸紅㈱

平成 28 年度：㈱エネット

平成 29 年度：丸紅新電力㈱

平成 30 年度～令和元年度：中部電力㈱（バイオマス分）、ゼロワットパワー㈱（非バイオマス分）



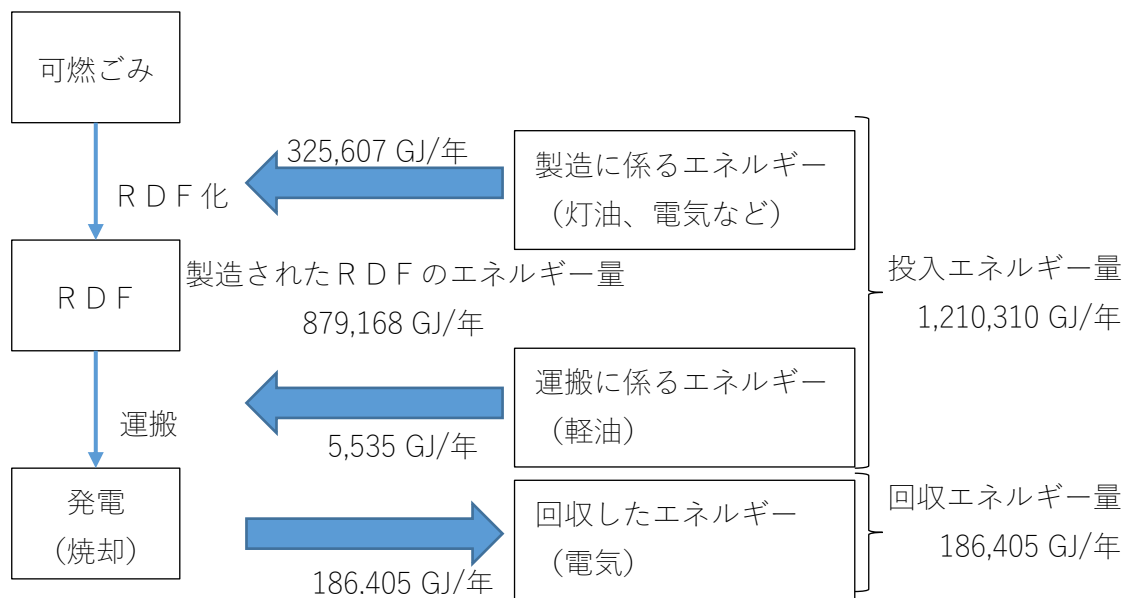


図1 エネルギー投入及び回収（平成30年度）のフロー図

(2) ダイオキシン類の削減

表2 廃棄物の焼却施設に関するダイオキシン類の排出規制（H9.12.1施行）

焼却炉の能力	<参考> 日8時間運転（バッチ炉） した場合の処理能力	新設炉	既設炉 (H14.12.1以降)	対象となった 焼却施設
4t/h以上	32t/日以上	0.1	1	桑名広域組合、上野市 ほか4町村組合、など
2t/h以上 4t/h未満	16t/日以上 32t/日未満	1	5	紀伊長島町、南牟婁組 合、など
2t/h未満	16t/日未満	5	10	大台町ほか4町村組 合、など

単位：ng-TEQ/m<sup>3</sup>N

表3 ダイオキシン類排出量の新旧施設の比較

	旧ごみ焼却施設（平成13年度）				RDF化施設等（平成30年度）			排出量 削減率 (a-b)/a
	処理能力 t/日	排ガス量 m <sup>3</sup> N/年	実測濃度 ng-TEQ/m <sup>3</sup> N	排出量 a mg-TEQ/年	排ガス量 m <sup>3</sup> N/年	実測濃度 ng-TEQ/m <sup>3</sup> N	排出量 b mg-TEQ/年	
桑名広域	200	234,425,000	0.445	104	186,476,199	0.00232	0.433	99.58%
伊賀市 (上野市ほか4)	130	163,030,000	7.220	1,177	69,960,540	0.0009	0.061	99.99%
紀北町 (紀伊長島)	25	21,360,000	7.350	157	20,833,368	0.0001	0.002	99.99%
南牟婁	25	27,240,000	6.700	183	10,319,218	0.0096	0.099	99.95%

紀北町（海山）や香肌奥伊勢資源化広域連合の旧焼却炉は、平成13年時点で既に廃止されていた施設もあり、排出総量として比較できないため、算定から除外しました。

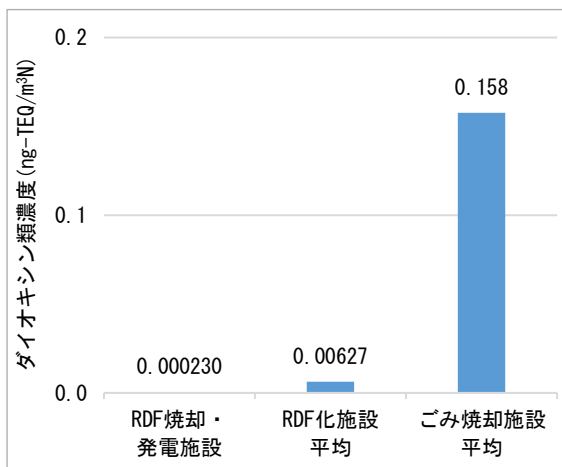


図2 ダイオキシン類排出濃度(平成30年度) (本冊 p47 図1)

・処理施設ごとのダイオキシン類排出濃度

平成30年度	ダイオキシン類濃度 (ng-TEQ/m³N)
RDF焼却・発電施設	0.000230
RDF化施設	平均値 0.00627
	桑名広域清事業組合 0.00232
	伊賀市 0.000878
	香肌奥伊勢資源化広域連合 0.0232
	紀北町(旧紀伊長島町分) 0.0000740
	紀北町(旧海山町分) 0.00155
	南牟婁清掃施設組合 0.00960
ごみ焼却施設	平均 0.158
	A 0.770
	B 0.585
	C 0.141
	D 0.111
	E 0.0945
	F 0.315
	G 0.00690
	H 0.0205
	I 0.0200
	J 0.00596
	K 0.0330
	L 0.00313
	M 0.259
	N 0.0000539
	O 0.0000447

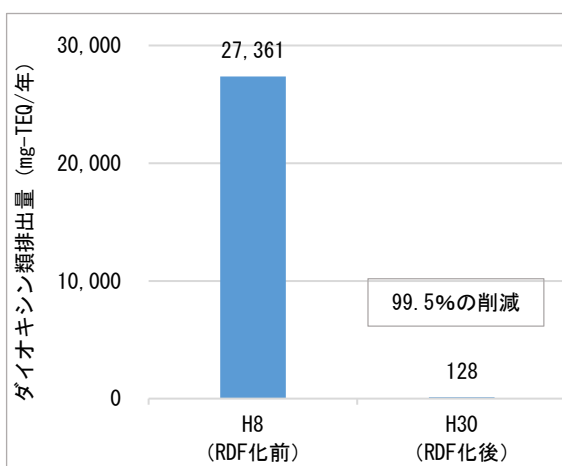


図3 県内ダイオキシン類総排出量の推移 (本冊 p47 図2)

・ 県内ダイオキシン類総排出量

平成8年度 (RDF化前) の県内ダイオキシン類総排出量は、「三重県ごみ処理広域化計画 (平成10年10月)」における、排ガス中の排出量 (27,361 mg-TEQ/年) から引用  
平成30年度 (RDF化後)

		ダイオキシン類濃度 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N) a	年間ごみ処理量 (t) b	ダイオキシン類排出量 (ng-TEQ/年) a × b × 5000
RDF焼却・発電施設		0.000230	44,399	50,948
ごみ焼却施設	A	0.770	2,829	10,891,650
	B	0.585	2,782	8,137,350
	C	0.141	5,006	3,516,715
	D	0.111	8,697	4,826,835
	E	0.0945	9,880	4,668,300
	F	0.315	5,752	9,059,400
	G	0.00690	20,978	723,741
	H	0.0205	21,191	2,172,078
	I	0.0200	23,901	2,390,100
	J	0.00596	34,336	1,023,213
	K	0.0330	50,192	8,281,680
	L	0.00313	54,028	844,188
	M	0.259	55,344	71,670,480
	N	0.0000539	61,610	16,591
	O	0.0000447	94,434	21,090
<b>県内総排出量</b>				<b>128,294,359 ng-TEQ/年 (128 mg-TEQ/年)</b>

※ 県内総排出量=各施設における (ダイオキシン類濃度 (ng-TEQ/m<sup>3</sup>N) × 年間ごみ処理量 (t) × 5,000 (m<sup>3</sup>N/t)) の総和  
焼却処理の排出ガス量はごみ処理広域化計画の試算条件をもとに、ごみ処理量 (t) あたり 5,000 m<sup>3</sup>N として計算した。

**表4 桑名地区におけるダイオキシン類総排出量（本冊 p48 表2）**

	処理施設	施設からの排出量 mg-TEQ/年	地区の総排出量 mg-TEQ/年	平成13年度比 削減率
RDF化前 (平成13年度)	桑名広域清掃事業組合 旧ごみ焼却施設	104	104	—
RDF化後 (平成30年度)	桑名広域清掃事業組合 RDF化施設	0.433	0.518	99.5%
	企業庁 RDF焼却・発電施設	0.085		

**・処理施設からの排出量算出**

	処理施設	排ガス量 m <sup>3</sup> N/年 a	実測値 ng-TEQ/m <sup>3</sup> N b	施設からの排出量 mg-TEQ/年 a × b
RDF化前 (平成13年度)	桑名広域清掃事業組合 旧ごみ焼却施設	234,425,000	0.445	104
RDF化後 (平成30年度)	桑名広域清掃事業組合 RDF化施設	186,476,199	0.00232	0.433
	企業庁 RDF焼却・発電施設	369,488,478	0.00023	0.085

(3) 環境負荷の低減

表5 ばいじん、窒素酸化物、硫黄酸化物、塩化水素の排出濃度（平成30年度）  
（本冊 p48 表3）

	ばいじん g/m <sup>3</sup> N	窒素酸化物 ppm	硫黄酸化物 m <sup>3</sup> N/h	塩化水素 mg/m <sup>3</sup> N
RDF焼却・発電施設	0.010	57.3	0.10	11.0
RDF化施設（平均値）	0.010	26.8	0.10	—
ごみ焼却施設（平均値）	0.012	72.1	0.15	25.8
排出基準	0.04-0.15	250	〔 K 値規制 〕 14.5-17.5	700

・処理施設ごとの排出濃度（平成30年度）

	ばいじん g/m <sup>3</sup> N	窒素酸化物 ppm	硫黄酸化物 m <sup>3</sup> N/h	塩化水素 mg/m <sup>3</sup> N
<b>RDF焼却・発電施設</b>	<b>0.010</b>	<b>57.3</b>	<b>0.10</b>	<b>11.0</b>
<b>RDF化施設</b> 平均値	<b>0.010</b>	<b>26.8</b>	<b>0.10</b>	<b>—</b>
桑名広域清事業組合	0.010	18.6	0.10	—
伊賀市	0.010	36.5	0.10	—
香肌奥伊勢資源化広域連合	0.010	10.3	0.10	—
紀北町（旧紀伊長島町分）	0.010	16.0	0.10	—
紀北町（旧海山町分）	0.010	7.5	0.10	—
南牟婁清掃施設組合	0.012	72.0	0.10	—
<b>ごみ焼却施設</b> 平均値	<b>0.012</b>	<b>72.1</b>	<b>0.15</b>	<b>25.8</b>
A	0.010	15.4	0.12	16.0
B	0.010	73.7	0.13	16.0
C	0.010	36.8	0.20	23.3
D	0.010	137.8	0.15	48.3
E	0.010	22.3	0.10	11.0
F	0.012	130.0	0.19	66.5
G	0.010	100.0	0.10	33.6
H	0.014	91.5	0.10	15.0
I	0.030	110.8	0.11	14.8
J	0.013	48.3	0.10	31.3
K	0.010	69.5	0.44	45.7
L	0.010	58.0	0.11	16.2
M	0.010	95.8	0.10	12.0
N	0.010	19.9	—	11.5

（注）値は平成30年度に複数回実施した分析結果の平均値

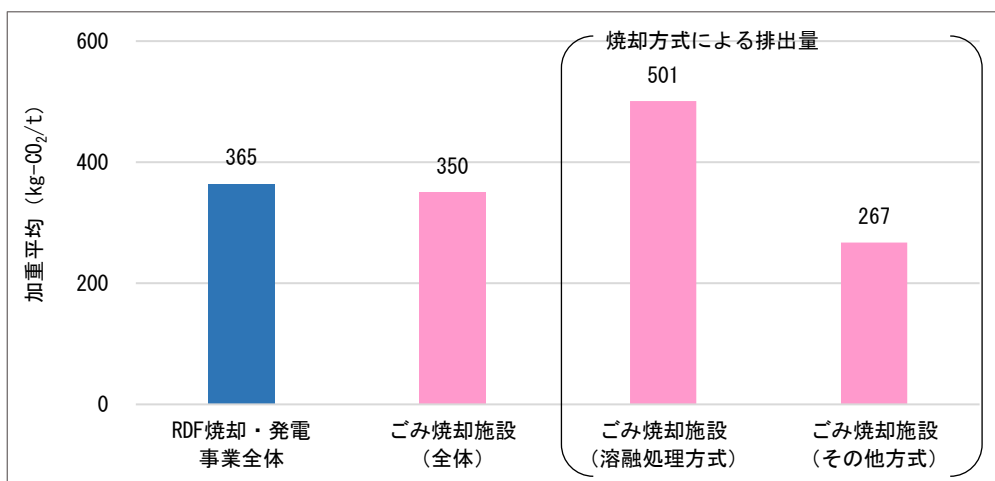


図4 ごみトンあたりの二酸化炭素排出量 (平成29年度) (本冊 p49 図4)

・処理方式ごとの二酸化炭素排出量まとめ

		ごみトンあたりの二酸化炭素排出量 (kg-CO <sub>2</sub> /t)	
RDF 化 処 理	桑名広域清掃事業組合	259.7	RDF 化処理の平均 365
	伊賀市	451.2	
	香肌奥伊勢資源化広域連合	510.6	
	紀北町 (旧紀伊長島町分)	488.0	
	紀北町 (旧海山町分)	542.9	
	南牟婁清掃施設組合	742.1	
ご み 焼 却 処 理	A (溶融処理方式)	401.4	焼却処理の平均 350  溶融処理の平均 501  溶融以外の平均 267
	B (溶融処理方式)	737.8	
	C (溶融処理方式)	533.5	
	D (溶融処理方式)	667.0	
	E	365.7	
	F	324.2	
	G	363.8	
	H	188.7	
	I	186.2	
	J	345.6	
	K	533.9	
	L	233.2	
	M	468.3	
	N	287.3	
	O	438.7	
	P	480.9	
Q	226.2		

二酸化炭素排出量の平均は、年間ごみ処理量に基づく加重平均

(4) 資源循環型社会の構築

表6 都道府県別資源化率の推移(各年度の全国1位を網掛け) (％)

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
北海道	10.6	11.9	14.0	15.3	17.2	18.2	18.8	19.4	20.4	22.8	23.8	23.6	24.0	24.6	24.3	24.3	24.3
青森県	8.9	9.2	11.1	11.3	11.8	12.3	13.0	12.8	12.9	12.9	13.6	14.2	13.7	13.5	15.0	15.3	15.0
岩手県	15.1	16.0	17.5	18.0	17.5	18.2	18.4	18.8	18.9	18.7	18.7	18.7	18.5	17.4	18.5	18.1	18.4
宮城県	16.8	18.1	26.6	19.5	18.4	18.1	16.8	17.2	17.7	17.1	16.6	16.9	16.8	16.4	16.6	15.8	16.0
秋田県	17.4	20.3	21.1	21.6	21.3	21.7	18.1	17.5	17.2	15.7	16.4	17.7	16.9	16.2	16.2	15.7	15.5
山形県	18.4	19.0	17.3	17.9	17.1	17.7	16.9	17.1	16.9	17.0	16.9	16.7	16.2	15.8	15.8	15.4	14.7
福島県	13.9	14.2	14.5	14.8	14.9	15.4	16.3	15.5	14.9	14.2	14.1	13.7	13.8	13.9	13.9	13.6	13.3
茨城県	18.4	18.5	18.3	18.0	17.8	18.3	18.4	18.3	18.4	18.0	20.0	21.3	22.0	22.8	22.8	22.3	22.8
栃木県	18.0	18.2	17.7	18.2	17.7	18.1	18.5	18.7	17.9	18.7	18.1	17.3	17.5	16.8	16.6	16.1	16.3
群馬県	14.9	15.0	14.8	14.0	15.0	15.1	16.1	15.7	15.1	14.8	14.9	15.3	15.6	15.6	15.4	15.7	15.1
埼玉県	18.4	19.8	20.9	23.2	23.8	24.8	25.0	24.2	24.1	24.2	24.8	25.2	24.9	24.6	24.7	24.5	24.9
千葉県	21.4	23.2	23.6	24.2	24.4	24.6	24.9	24.2	24.6	24.8	24.0	23.4	23.5	22.8	22.7	22.7	22.3
東京都	17.4	17.6	17.8	17.5	19.3	21.2	22.0	23.2	23.4	23.5	22.8	22.9	23.2	22.8	22.4	22.1	21.9
神奈川県	15.4	15.8	16.1	18.3	23.3	24.3	24.7	24.9	24.5	24.5	24.7	24.8	25.3	25.7	25.2	24.8	24.4
新潟県	14.1	15.6	15.6	18.4	28.6	22.9	27.0	28.0	23.6	22.2	22.7	23.0	23.2	23.3	22.8	22.7	22.2
富山県	17.6	18.0	18.6	18.9	19.3	20.1	20.7	20.9	20.5	20.5	23.5	22.8	22.2	24.0	23.7	23.9	24.1
石川県	12.1	13.4	14.9	15.2	15.2	16.2	22.5	17.0	15.2	15.3	15.4	14.7	14.3	13.8	14.4	14.8	14.4
福井県	16.8	17.4	18.6	18.3	18.5	19.3	19.0	18.0	18.8	18.8	18.5	17.8	17.0	16.6	16.1	16.6	18.0
山梨県	15.5	15.4	17.3	17.2	18.5	18.7	18.4	18.5	18.3	18.7	17.5	17.3	16.6	16.7	16.3	15.8	15.9
長野県	21.5	21.7	22.7	23.6	24.5	23.8	24.2	24.6	24.7	25.8	25.4	25.0	24.7	23.1	23.0	22.1	21.2
岐阜県	21.5	21.5	22.2	22.0	22.0	22.7	23.1	23.1	22.9	22.4	21.3	20.7	19.7	19.9	19.3	18.9	18.6
静岡県	20.0	20.6	21.0	21.2	21.7	22.0	21.5	20.9	21.6	21.6	21.8	21.2	21.0	20.5	19.2	18.6	18.1
愛知県	19.3	19.4	20.2	21.2	22.4	22.1	22.6	22.9	23.5	23.5	23.4	22.9	22.7	22.3	21.7	22.0	21.7
三重県	18.0	22.8	28.4	28.4	30.8	31.8	31.2	31.0	30.1	30.6	30.7	30.7	30.1	29.7	28.5	27.4	27.2
滋賀県	15.9	17.1	17.7	18.5	18.9	19.2	19.9	19.8	19.5	19.0	18.8	19.0	19.1	21.0	20.8	19.3	18.7
京都府	5.9	7.3	7.4	8.7	9.4	10.7	12.2	13.0	12.9	13.3	13.4	13.8	14.4	14.1	15.6	16.0	15.9
大阪府	9.1	9.4	9.5	9.9	10.5	10.6	10.9	11.5	11.8	12.2	12.1	12.2	13.2	13.7	13.8	13.8	13.4
兵庫県	12.3	12.3	13.5	14.1	14.8	15.3	16.6	17.1	17.4	17.3	17.4	16.7	16.7	16.8	16.6	16.8	16.9
奈良県	13.9	14.3	14.8	15.2	15.1	16.3	15.9	15.0	14.1	14.4	13.5	13.3	13.1	15.6	15.5	15.2	16.3
和歌山県	14.1	12.3	12.1	12.4	13.5	13.6	13.4	13.9	14.4	13.8	13.7	14.3	13.6	13.5	13.6	12.6	12.4
鳥取県	13.3	13.7	14.5	15.7	17.5	18.4	19.7	19.3	23.3	24.7	26.3	26.0	26.1	26.0	26.9	30.6	31.2
島根県	17.6	18.5	21.2	23.1	20.6	21.6	22.8	21.8	22.3	23.8	26.3	25.5	25.2	24.2	23.4	22.6	22.3
岡山県	15.5	16.7	16.5	16.2	25.7	25.4	24.6	25.0	26.0	25.7	26.1	26.7	27.1	29.5	30.3	31.2	29.6
広島県	13.0	14.0	14.5	22.0	22.2	23.1	23.8	23.6	23.9	24.4	23.3	22.1	22.1	21.8	21.6	21.7	21.3
山口県	15.9	20.5	21.7	22.3	27.3	28.5	28.1	28.3	28.4	37.1	27.9	28.1	29.5	30.7	29.5	30.9	30.8
徳島県	14.8	15.8	16.5	17.7	18.9	19.7	19.9	18.9	17.3	18.2	18.1	17.3	16.8	16.9	16.6	16.7	16.8
香川県	18.3	18.7	19.7	19.2	20.9	20.5	20.6	20.7	20.9	20.9	20.3	19.9	20.1	19.3	19.3	18.7	19.3
愛媛県	13.1	14.1	14.8	15.6	15.6	17.8	16.5	15.5	18.1	18.6	18.1	18.0	18.4	18.6	18.1	18.0	17.9
高知県	14.4	19.2	21.3	21.6	23.9	22.3	24.6	23.1	24.1	24.4	23.6	23.2	22.4	22.2	21.9	21.4	20.7
福岡県	11.8	13.4	15.1	16.3	16.6	19.2	22.5	22.6	22.4	22.8	22.2	21.7	21.3	21.1	21.1	20.8	21.0
佐賀県	17.1	16.7	15.4	17.0	16.7	17.4	17.7	18.0	17.0	17.9	17.7	18.0	18.6	18.7	17.9	20.7	20.8
長崎県	11.2	12.1	13.4	14.6	14.8	16.7	16.8	15.8	17.3	17.5	17.0	16.2	16.0	15.8	16.0	15.6	15.0
熊本県	12.5	13.1	14.1	16.0	16.1	17.2	17.4	16.3	18.0	18.2	19.3	19.0	19.7	19.1	19.0	19.3	23.4
大分県	14.3	14.9	16.7	19.0	18.5	18.2	21.2	20.6	20.6	20.0	21.1	20.4	20.3	20.1	20.5	20.4	20.6
宮崎県	14.8	15.2	15.6	15.7	16.9	18.7	18.8	18.2	21.5	20.0	19.1	19.3	19.0	18.3	17.7	17.2	17.1
鹿児島県	11.9	14.7	15.9	16.6	16.4	16.4	17.6	16.8	17.0	17.1	16.6	16.1	16.2	15.6	15.7	15.7	15.7
沖縄県	10.9	11.3	11.6	12.3	11.8	13.5	13.6	12.3	13.7	12.7	15.4	14.4	15.3	14.7	14.7	14.6	15.3
合計	15.0	15.9	16.8	17.6	19.0	19.6	20.3	20.3	20.5	20.8	20.6	20.5	20.6	20.6	20.4	20.3	20.2

(環境省 一般廃棄物処理事業実態調査より集計)

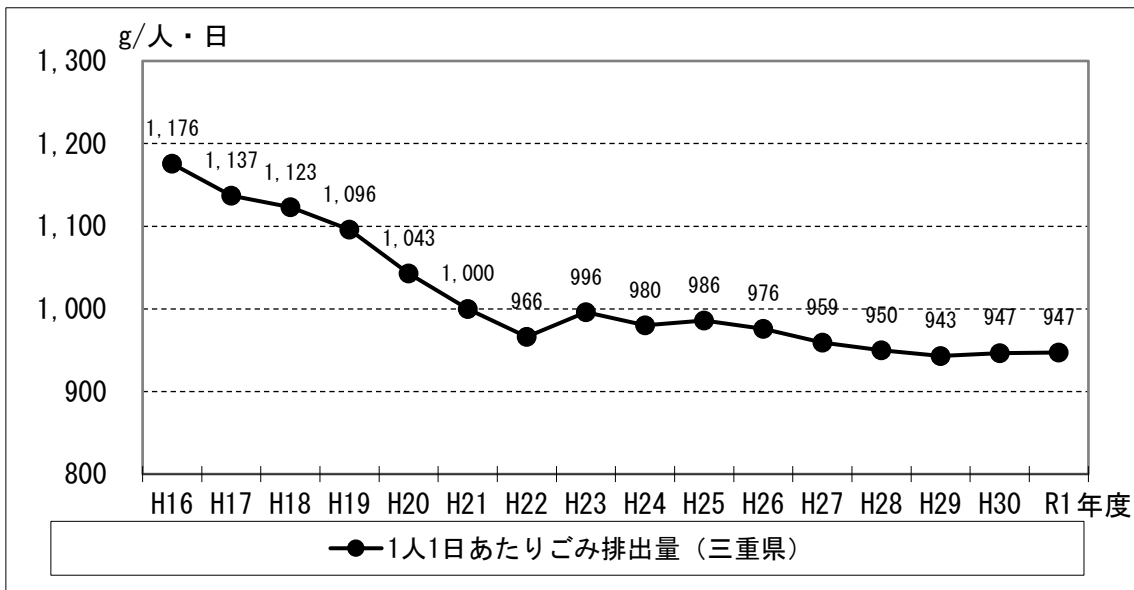


図5 県民一人当たりのごみ排出量の推移

(5) 廃棄物処理施設の立地対策

表7 処理施設立地に関する、市町の主な意見

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境政策については、当組合は老朽化した焼却施設を保有していたこともあり、当時はダイオキシンの恒久対策など諸問題を抱えていた中で、県が環境面に配慮された RDF 化構想を提唱したことで、事業に参画するにあたり議会や地元住民への対応や、用地取得等に大きな役割を果たしたものと考えます。</li> <li>・ 議会や住民に対しダイオキシン等の有害物質が含まれた排ガスが出ないことや、ごみを固形化し燃料として有効利用出来ることで、当時は究極のリサイクルとして注目されていたことなどから、RDF 事業並びに用地を決定するにあたり優位に進められたものと考えます。</li> <li>・ 一般廃棄物の処理に県が直接かかわったことについては、<u>迷惑施設であるごみ焼却場の建設に対して立地を容易にする</u>という点や県一丸となって環境問題に取り組んでいくということが悪いくでなかつたと判断出来る。</li> <li>・ 焼却施設の更新時期をむかえ、<u>新規施設の建設に当たっての焼却施設への地元同意が困難であった等の条件からの合意形成がなされた</u>。ごみの燃料化、再資源化といった、これからの環境行政に新しい方向性を示され、賛同するに至った。</li> <li>・ 新しい技術導入に心配な部分もありましたが、<u>焼却処理と比較して、有害な排ガスを削減できることから建設地の住民同意が得やすい</u>ということや、ランニングコストが少ないことがメリットであるとの考え方が広まりました。</li> </ul>
---



(6) RDF 化方式と焼却方式とのコスト比較

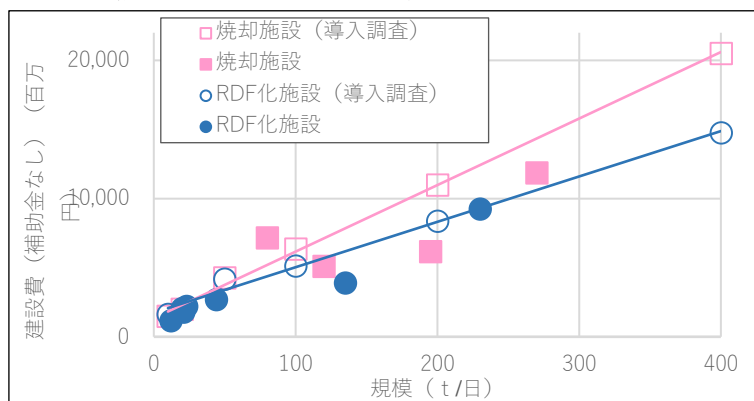


図6 施設規模－建設費グラフ（本冊 p51 図6）

・ ゴミ燃料化システム導入調査（平成6年度）

施設規模 (t/日)	建設費 (百万円)		維持管理費 (百万円/年)					
	RDF	焼却炉	RDF	焼却炉	うち 運転経費*		うち 補修費	
			RDF	焼却炉	RDF	焼却炉	RDF	焼却炉
10	1,621	1,500	62	89	36	27	26	62
20	2,048	2,000	96	122	63	40	33	82
50	4,181	4,275	195	230	128	55	67	175
100	5,121	6,350	318	361	236	101	82	260
200	8,371	11,000	588	642	454	191	134	451
400	14,764	20,500	1,124	1,191	888	350	236	841

- ・ 運転経費は、年間 365 日稼働（連続運転）と仮定し、電力、重油等のみを比較した。（人件費、委託費を除く）
- ・ 人件費は市町村で事情が異なるため単純比較はできないが、総じて大規模施設ではRDF方式、小規模施設では焼却方式が有利と推定される。
- ・ RDFの焼却灰は発電所で処分するため、最終処分量は軽減される。
- ・ RDF方式の場合、製造したRDFを発電所まで輸送する新たな負担が生じる。

・ RDF 化施設、ゴミ焼却施設の建設費（実績）

単位：百万円

製造団体 (RDF 化施設)	年度	規模 (t/日)	建設費 a	国庫補助金 b	国庫補助金を 除した建設費 a - b
桑名広域清掃事業組合	H11~14	230	9,249	2,144	7,105
伊賀市（上野市ほか4か町村）	H12~14	135	3,896	952	2,944
香肌奥伊勢資源化広域連合	H11~12	44	2,696	662	2,034
紀北町（旧海山町）	H9~10	20	1,926	451	1,475
紀北町（旧紀伊長島町）	H13~14	21	1,790	549	1,241
南牟婁清掃施設組合	H12~14	23	2,200	507	1,693
志摩市（旧浜島町）	H13~14	12	1,160	335	825

市・組合 (ゴミ焼却施設)	年度	規模 (t/日)	建設費 a	国庫補助金 b	国庫補助金を 除した建設費 a - b
A	H11~13	120	5,099	1,158	3,941
B	H8~11	195	6,172	654	5,518
C	H12~15	270	11,863	3,547	8,316
D（ガス化溶融）	H9~11	80	7,172	438	6,734

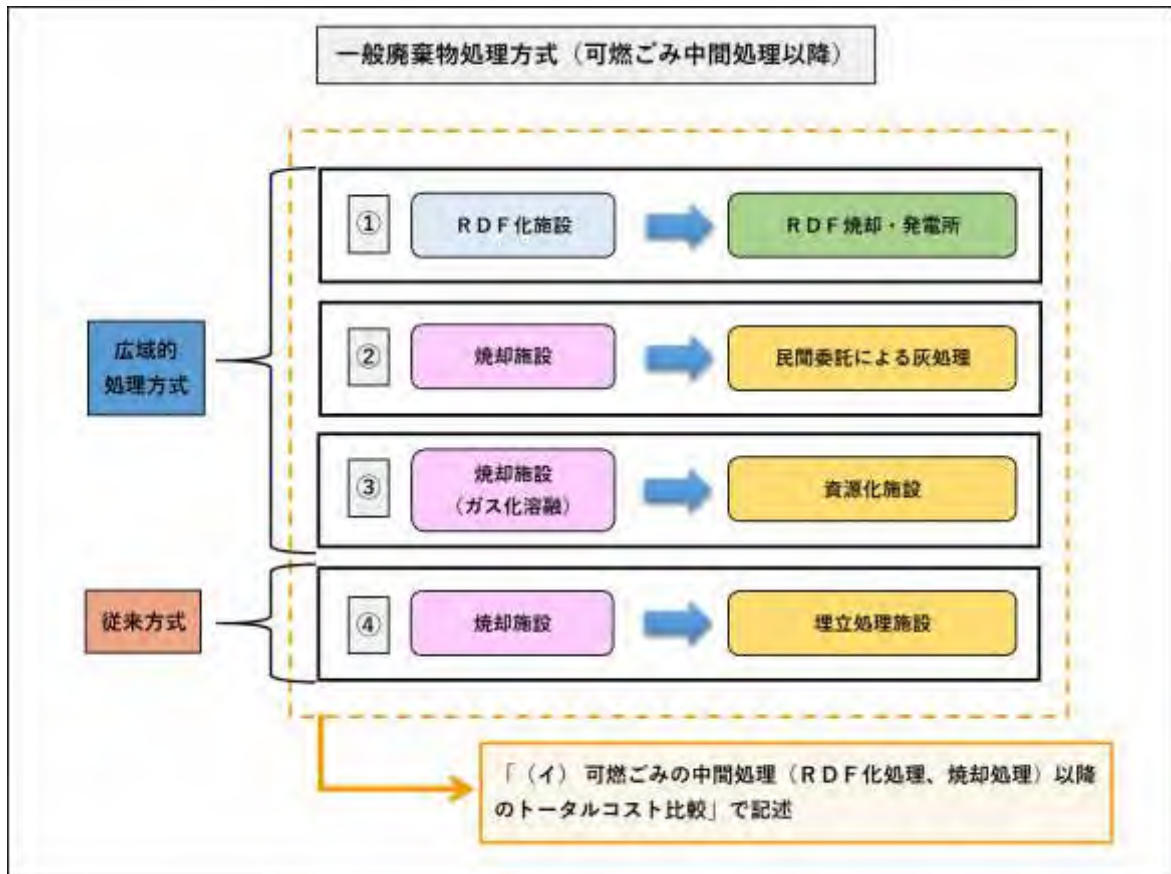


図7 一般廃棄物処理方式（中間処理以降）

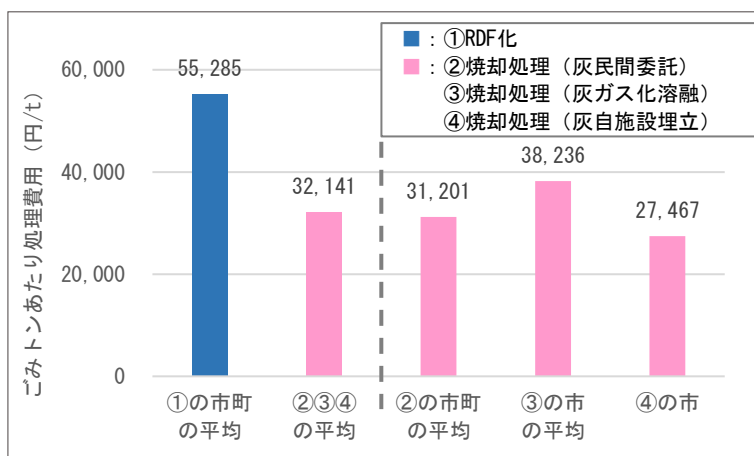


図8 処理方法の違いによるトータルコストの比較 (平成 23 年度実績)  
(本冊 p51 図7)

・ 廃棄物会計を用いたトータルコストの算出方法

可燃ごみの1tあたりの中間処理以降のトータルコスト

$$\frac{\text{総費用 (円/年)} - \text{収集運搬費用 (円/年)}}{\text{可燃ごみの中間処理量 (t/年)}} = \text{可燃ごみの中間処理以降のトータルコスト (円/t)}$$

総費用：可燃ごみの処理単価 (円/t) × 年間可燃ごみ処理量 (t)

収集運搬費用：可燃ごみの収集運搬単価 (円/t) × 年間可燃ごみ処理量 (t)

・ 廃棄物会計とは

施設や設備の減価償却など企業会計の考え方を取り入れた廃棄物処理に要する費用を評価することができるものであり、コスト面において統一的な基準で比較することができる。

処理方式ごとのトータルコストまとめ (平成 23 年度実績)

処理方式	トータルコスト (ごみトン当たり)
①RDF化処理 (処理能力 20~230t/日)	平均：55,285 円 最大：84,123 円 最小：31,936 円
焼却処理全市町 (②③④)	平均：32,141 円 最大：67,452 円 最小：14,889 円
②焼却処理 (灰処理：民間委託) (処理能力 40~450t/日)	平均：31,201 円 最大：67,452 円 最小：14,889 円
③焼却処理 (灰処理：ガス化溶融) (処理能力 80~95t/日)	平均：38,236 円 最大：57,696 円 最小：18,775 円
④焼却処理 (灰処理：自らの最終処分場で処分) (処理能力 45t/日)	27,467 円

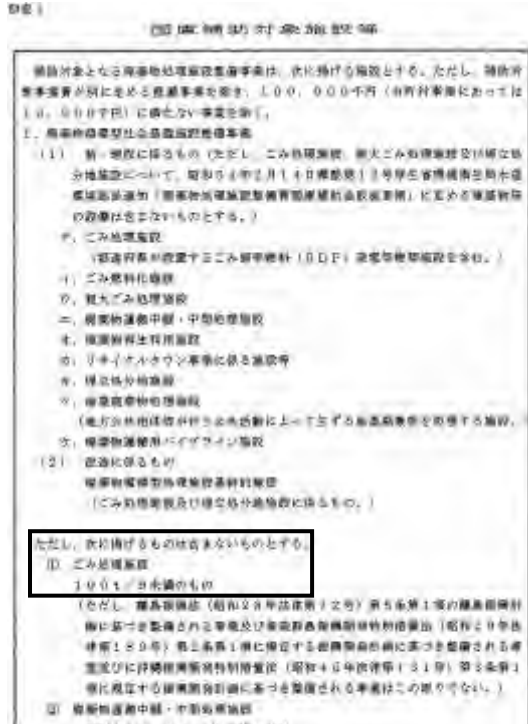
市町ごとのトータルコストは次ページに記載

市町ごとのトータルコスト（平成 23 年度実績）

市町名	1t あたり中間処理以降費用 (円/t)	
RDF 化の市町 ①	A 市	45,797
	B 町	64,329
	C 町	64,286
	D 町	31,936
	E 町	32,894
	F 町	84,123
	G 町	50,050
	H 町	68,860
	平均	<b>55,285</b>
RDF 化と焼却処理→灰民間委託 併用の市町	I 市	61,446
	J 市	57,429
	K 市	19,070
	L 町	30,484
	M 市	34,890
	N 市	51,556
	平均	42,479
焼却処理→灰民間委託の市町 ②	O 市	30,710
	P 市	19,107
	Q 市	38,537
	R 市	38,065
	S 町	22,220
	T 市	14,889
	U 町	18,628
	V 町	67,452
	平均	<b>31,201</b>
焼却処理（ガス化溶融）の市 ③	W 市	18,775
	X 市	57,696
	平均	<b>38,236</b>
焼却処理→自施設で埋立の市 ④	Y 市	27,467
	平均	<b>27,467</b>

## 国庫補助制度の変遷

- ・平成10年4月8日の補助要綱改正により100t/日未満のごみ焼却施設が補助対象外となった。



- ・平成12年5月26日の要綱改正により、見直しとなった。

改正後	現 行
<p>別表1 国庫補助要綱改正後の補助要綱</p> <p>補助対象となる廃棄物処理施設整備事業は、次に掲げる施設とする。ただし、補助対象事業費が別に定める整備事業費を除き、1,000,000千円（市町村事業にあっては100,000千円）に満たない事業を除く。</p> <p>1. 廃棄物処理施設整備促進事業</p> <p>(1) 新・増設に係るもの（ただし、ごみ処理施設、焼大ごみ処理施設及び焼立処分施設について、昭和54年2月14日閣議第12号厚生省環境衛生局長水産資源局長通知「廃棄物処理施設整備促進事業補助金取組要綱」に定める建設費等の取組は含まないものとする。）</p> <p>ア. ごみ処理施設 （製造廃棄物が設置するごみ処理施設（RDF）発電等焼却施設を含む。）</p> <p>イ. ごみ焼却化施設</p> <p>ウ. 焼大ごみ処理施設</p> <p>エ. 廃棄物運搬中継・中間処理施設</p> <p>オ. 廃棄物再生利用施設</p> <p>カ. リサイクルセンター事業に係る施設等</p> <p>キ. 焼立処分施設</p> <p>ク. 資源再生施設</p> <p>ク. 資源再生施設 （地方公共団体等が行う公共活動によって生ずる資源再生物を処理する施設。）</p> <p>ク. 焼立処分施設</p> <p>(2) 改修に係るもの 焼却物焼却型処理施設基幹材料施設 （ごみ処理施設及び焼立処分施設に係るもの。）</p> <p>ただし、次に掲げるものは含まないものとする。</p> <p>① 廃棄物運搬中継・中間処理施設 原則として、30t/日未満のもの</p>	<p>別表1 国庫補助要綱改正後の補助要綱</p> <p>補助対象となる廃棄物処理施設整備事業は、次に掲げる施設とする。ただし、補助対象事業費が別に定める整備事業費を除き、1,000,000千円（市町村事業にあっては100,000千円）に満たない事業を除く。</p> <p>1. 廃棄物処理施設整備促進事業</p> <p>(1) 新・増設に係るもの（ただし、ごみ処理施設、焼大ごみ処理施設及び焼立処分施設について、昭和54年2月14日閣議第12号厚生省環境衛生局長水産資源局長通知「廃棄物処理施設整備促進事業補助金取組要綱」に定める建設費等の取組は含まないものとする。）</p> <p>ア. ごみ処理施設 （製造廃棄物が設置するごみ処理施設（RDF）発電等焼却施設を含む。）</p> <p>イ. ごみ焼却化施設</p> <p>ウ. 焼大ごみ処理施設</p> <p>エ. 廃棄物運搬中継・中間処理施設</p> <p>オ. 廃棄物再生利用施設</p> <p>カ. リサイクルセンター事業に係る施設等</p> <p>キ. 焼立処分施設</p> <p>ク. 資源再生施設</p> <p>ク. 資源再生施設 （地方公共団体等が行う公共活動によって生ずる資源再生物を処理する施設。）</p> <p>ク. 焼立処分施設</p> <p>(2) 改修に係るもの 焼却物焼却型処理施設基幹材料施設 （ごみ処理施設及び焼立処分施設に係るもの。）</p> <p>ただし、次に掲げるものは含まないものとする。</p> <p>① ごみ処理施設 100t/日未満のもの （ただし、建設費総額（昭和53年法律第73号）第5条第1項の最高額設計額に基き算出される事業費及び事業期間が廃棄物処理施設（昭和53年法律第73号）第5条第1項に規定する事業費に付随する特別措置法（昭和53年法律第73号）第5条第1項に規定する事業期間に基き算出される事業費に基き算出される事業費に付随する特別措置法（昭和53年法律第73号）第5条第1項に規定する事業期間に基き算出される事業費にこの限りでない。）</p> <p>② 廃棄物運搬中継・中間処理施設 原則として、30t/日未満のもの</p>



R D F 焼却・発電事業の総括<資料編>

令和5(2023)年3月 発行

三重県企業庁電気事業課

三重県環境生活部廃棄物対策局廃棄物・リサイクル課

〒514-8570 津市広明町 13

電話(059)224-2822 (電気事業課)

電話(059)224-2385 (廃棄物・リサイクル課)

この冊子は再生紙を使用しています。

